

水質汚濁の現況

(平成29年度)



目 次

1	水質汚濁の現況	1
(1)	水質汚濁の現況	1
(2)	水域別の水質汚濁状況	6
(3)	地下水の汚染状況	12
2	公共用水域及び地下水の監視測定体制	15
(1)	公共用水域の水質測定計画	15
(2)	地下水の水質測定計画	17
3	水質汚濁防止法の施行状況	20
(1)	水質汚濁防止法に基づく届出状況	20
(2)	排水基準が適用される特定事業場	20
4	工場・事業場の監視調査	21
(1)	工場・事業場の立入検査	21
(2)	ゴルフ場農薬実態調査	22
(3)	毒物劇物の監視指導	24
5	水質環境の保全施策	25
(1)	水質環境計画（クリーンウォーター計画）	25
(2)	水質環境計画の推進状況（29年度）	28
6	水質関係の各種調査	31
(1)	窒素・りんの環境調査	31
(2)	要監視項目の環境調査	33
(3)	湖沼の水質調査	34
(4)	海水浴場の水質調査	35
(5)	神一ダム水質調査	37
(6)	底質の重金属調査	37
(7)	立山環境調査	38
(8)	水生生物調査	39
(9)	ダイオキシン類の環境調査	39
7	水質汚濁に係る事故等	43
(1)	水質汚濁事故等の概要	43
(2)	水質汚濁事故対策連絡会議	43
8	30年度の主な取組み	49

(資料 1)	
公共用水域水質測定結果（29 年度）	52
(資料 2)	
1 水質汚濁に係る環境基準	83
2 環境基準の水域類型の指定	94
3 水質汚濁防止関係法令の概要	104
4 水質汚濁防止法に基づく届出について	107
水質汚濁防止法に基づく特定施設	108
富山県公害防止条例に基づく特定施設（水質関係）	114
5 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準	116
6 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準	122
7 水質汚濁防止法に基づく地下浸透基準	139
8 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出及び排水基準について	140
9 その他の基準等	142
(1) 水浴場水質判定基準	142
(2) 底質の暫定除去基準	142
(3) ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁及び水産動植物被害の防止に係る基準 (抜粋)	143
(4) 飲料水基準等	144
(5) 農業用水基準	145
(6) 悪臭防止法に基づく排出水中における特定悪臭物質の規制基準	146
10 水質環境計画の概要	148
11 窒素・りん削減対策技術マニュアルの概要	153
12 とやまの名水	158
13 水質年表	161

1 水質汚濁の現況

(1) 水質汚濁の現況

県内では、水環境の状況を監視するため、図1－1のとおり、27河川（51水域）の63地点、3湖沼（3水域）の6地点及び2海域（7水域）の28地点の合計97地点で定期的に水質の測定を行っている。

県の水質測定計画に基づく平成29年度の公共用水域（河川・湖沼・海域）の調査結果では、カドミウムや水銀など人の健康に関連して定められた項目（健康項目）については、すべての地点で環境基準を達成している。また、生物化学的酸素要求量（BOD）や化学的酸素要求量（COD）などの生活環境の保全に関連して水域の利用目的に応じて定められた項目（生活環境項目）についても、表1－1のとおり、河川、湖沼及び海域すべての地点でBOD、CODに係る環境基準を達成している。さらに、水生生物の保全に係る環境基準の項目（全亜鉛）については、27河川（46水域）の50地点すべてで環境基準を達成している。

生活環境項目に係る水質の推移をみると、河川については、図1－2のとおり、過去に著しい汚濁がみられた小矢部川や神通川は大幅に改善され、近年は清浄になってきている。また、庄川や常願寺川、黒部川は現在もその清流を保っている。さらに、中小河川のうち、生活排水の影響がみられた都市河川についても、水質が改善され、良好な状態を維持している。それぞれの河川の水質（BOD）の状況は、表1－2のとおり、ほとんどの水域でAA～A類型に相当する清浄な水質を維持している。

湖沼については、表1－3のとおり、清浄な水質を維持しており、すべての湖沼で継続して環境基準を達成している。

海域の水質（COD）の状況は、表1－4のとおりで、これまで環境基準達成率が変動していたが、近年は6年連続で100%となっている。海域（富山湾）の水質は、気象や海象などの影響を受けて変動しやすいことから、その推移について、今後も中・長期的に監視する必要がある。

なお、赤潮については、漁業被害を及ぼすような重大な状況は確認されていない。

地下水については、平野部の76地点で測定した結果、一部の地点で環境基準を超過した項目があるものの、概ね環境基準を達成していた。また、過去に汚染が判明した地域においても22地点で地下水の測定を行った結果、汚染範囲の拡大は認められなかった。

表1－1 河川、湖沼及び海域における環境基準達成率の推移

（単位：%）

区分	昭和51年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
河川	81	100	100	100	100	100
湖沼	—	100	100	100	100	100
海域	85	100	100	100	100	100
全体	83	100	100	100	100	100

注1 有機汚濁の代表的な水質指標であるBOD（河川）、COD（湖沼及び海域）による。

注2 環境基準達成率は、環境基準点数に対する環境基準達成地点数の割合である。

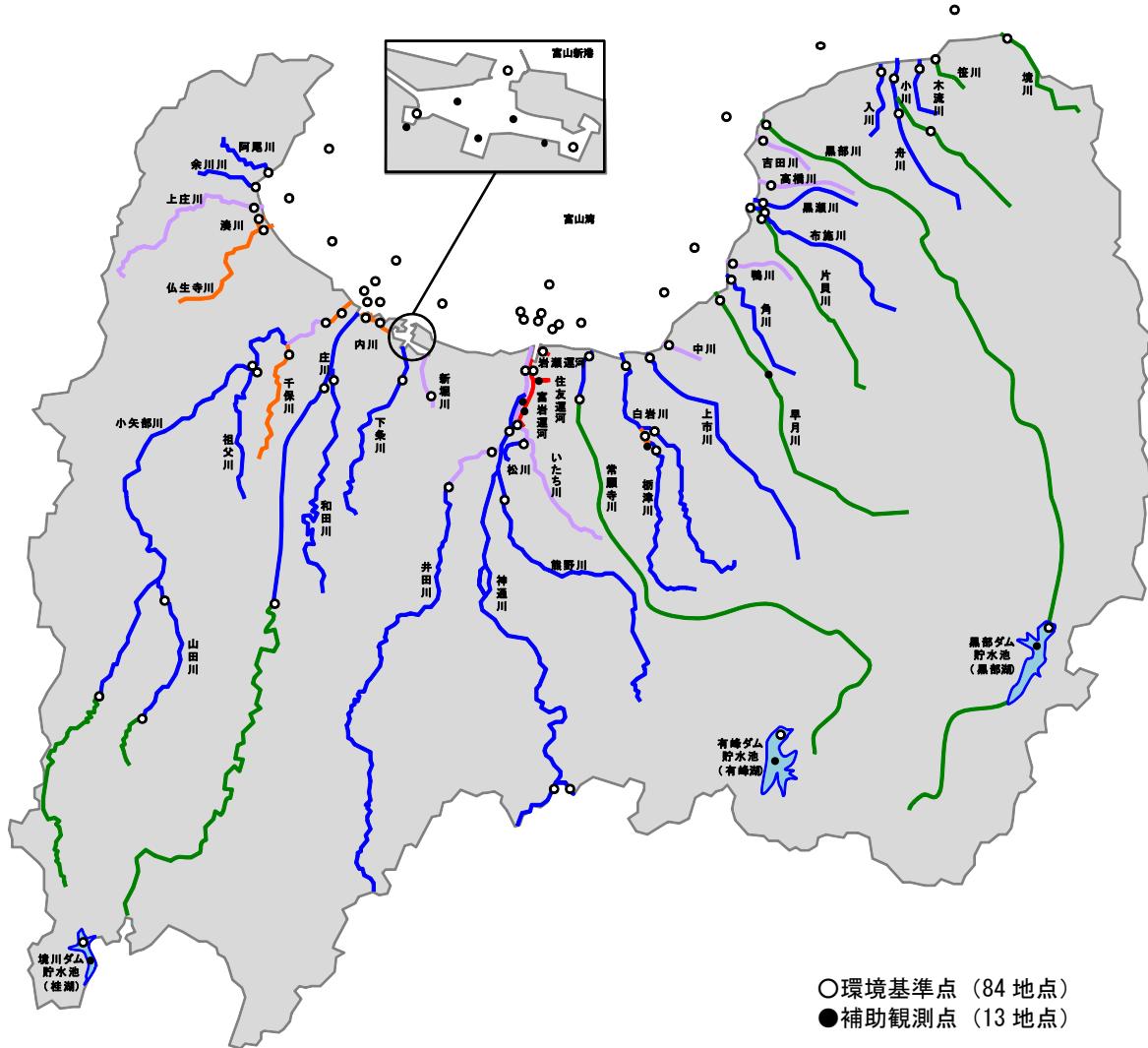
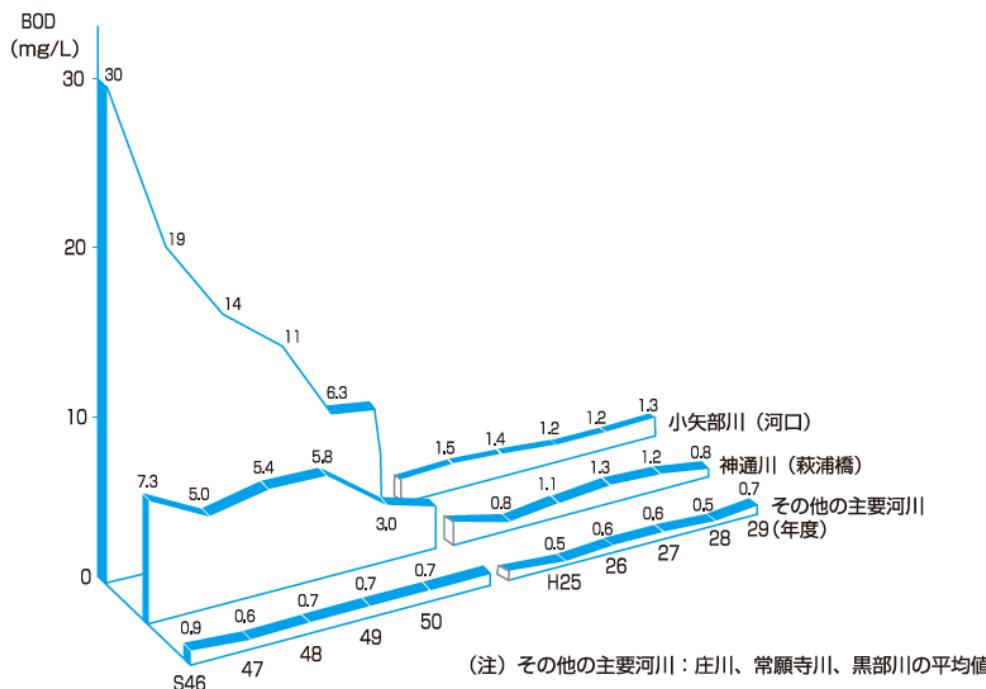
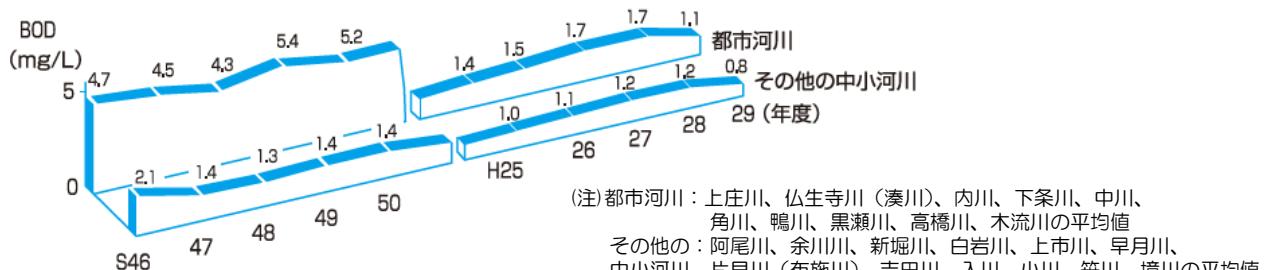


図 1－1 水質の監視測定地点

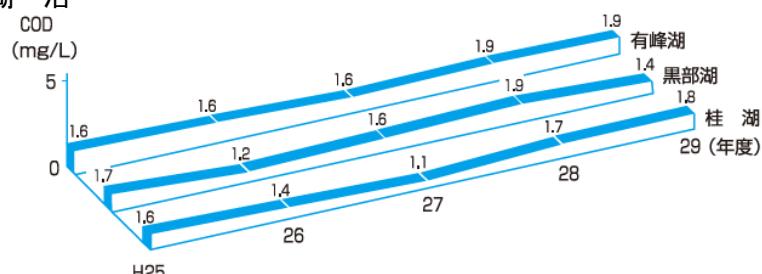
① 主要河川



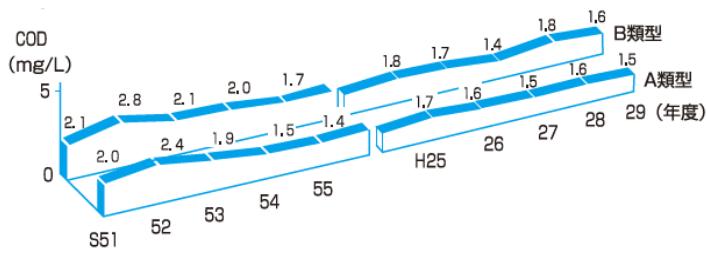
② 中小河川



③ 湖 沼



④ 海 域



(注) B類型：小矢部川河口の中心から半径1.2km、神通川河口の中心から半径1.8kmの円弧に囲まれた海域

A類型：小矢部川河口の中心から半径2.2km及び神通川河口の中心から半径2.4kmの円弧に囲まれた海域
(B類型の海域を除く)
並びにその他地先海域

図1-2 河川、湖沼及び海域の水質の推移（75%水質値）

表1－2 河川末端における水質（BOD）の年度別推移

(単位: mg/L)

水域名		水域類型		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
			基準値					
主要 5 河 川	小矢部川	C	5	1.5	1.4	1.2	1.2	1.3
	神通川	B	3	0.8	1.1	1.3	1.2	0.8
	庄川	A	2	0.5	0.8	0.6	0.6	0.6
	常願寺川	A	2	0.5	0.6	0.6	0.5	0.9
	黒部川	AA	1	0.5未満	0.5未満	0.6	0.5未満	0.5未満
中 小 22 河 川	上庄川	B	3	1.1	1.3	0.9	1.2	1.4
	仏生寺川(湊川)	C	5	2.1	1.6	1.5	2.1	3.1
	内川	C	5	1.3	1.9	1.9	2.3	1.1
	下条川	A	2	1.3	1.6	1.5	1.9	0.8
	中川	B	3	1.2	1.2	1.7	1.2	0.6
	角川	A	2	1.2	1.0	1.3	1.3	0.6
	鴨川	B	3	1.2	1.0	1.5	0.9	0.6
	黒瀬川	A	2	1.4	2.0	2.0	1.9	0.7
	高橋川	B	3	2.0	2.0	2.7	2.4	1.2
	木流川	A	2	1.2	1.7	2.0	1.4	0.6
	阿尾川	A	2	0.9	1.0	0.8	1.3	1.5
	余川川	A	2	1.2	1.2	0.8	1.1	1.4
	新堀川	B	3	1.7	1.8	1.9	2.5	1.3
	白岩川	A	2	0.5	1.0	0.8	0.9	0.8
	上市川	A	2	1.1	0.7	1.4	0.9	0.5
	早月川	AA	1	0.5	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満
	片貝川(布施川)	A	2	1.0	0.8	1.3	1.0	0.6
	吉田川	B	3	1.8	2.1	2.7	1.9	1.4
	入川	A	2	1.1	1.2	1.5	1.2	0.6
	小川	A	2	0.8	1.4	1.4	1.5	0.5未満
	笹川	AA	1	0.7	1.0	1.0	1.0	0.5未満
	境川	AA	1	0.7	0.8	0.6	0.6	0.5未満

注1 測定値は、75%水質値である。

注2 「水域類型」のAA、A、B及びCは、「水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）」に示された「河川」の類型を示す。

※ 「75%水質値」

全データをその値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（nはデータ数）の値。
($0.75 \times n$ が整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目の値をとる。)

表1-3 湖沼における水質(COD及び全りん)の年度別推移

(単位: mg/L)

水域名	項目	水域類型		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
			基準値					
桂湖	COD	A	3	1.6	1.4	1.1	1.7	1.8
	全りん	II	0.01	0.005	0.003	0.003未満	0.004	0.005
有峰湖	COD	A	3	1.6	1.6	1.6	1.9	1.9
	全りん	II	0.01	0.004	0.003	0.004	0.004	0.005
黒部湖	COD	A	3	1.7	1.2	1.6	1.9	1.4
	全りん	II	0.01	0.008	0.004	0.004	0.004	0.006

注1 測定値は、年平均値である。(ただし、CODの測定値は75%水質値である。)

注2 「水域類型」のA及びIIは、「水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)」に示された「湖沼」の類型を示す。

表1-4 海域における水質(COD)の年度別推移

(単位: mg/L)

水 域 名		水域類型		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
			基準値					
富 山 湾 沿 岸 海 域 (下記を除く富山湾全域)		A	2	1.7	1.6	1.6	1.5	1.4
小矢部川	河口から1,200mの範囲内	B	3	2.1	1.9	1.5	1.9	1.6
	河口から2,200mの範囲内(上記を除く)	A	2	1.9	1.6	1.4	1.6	1.4
神 通 川	河口から1,800mの範囲内	B	3	1.7	1.6	1.3	1.7	1.6
	河口から2,400mの範囲内(上記を除く)	A	2	1.7	1.7	1.4	1.8	1.7
富山新港	第1貯木場及び中野整理場	C	8	3.5	3.1	3.6	3.0	3.6
	富山新港港内(上記を除く)	B	3	2.1	2.6	2.4	2.0	2.0

注1 測定結果は、各調査地点の75%水質値を水域ごとに平均した値である。

注2 「水域類型」のA、B及びCは、「水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)」に示された「海域」の類型を示す。

(2) 水域別の水質汚濁状況

ア 河川の汚濁状況

県、国土交通省及び富山市が 29 年度に図 1－3 に示す河川の主要測定地点（環境基準点）56 地点で実施した水質測定結果は、表 1－5 のとおりで、すべての地点で BOD に係る環境基準を達成している。また、それぞれの河川の水質は、図 1－4 のとおり、概ね環境基準の AA～A 類型に相当する清浄な水質であった。なお、カドミウム、水銀等の健康項目についても、すべての地点で環境基準を達成していた。

26 年度から測定を開始した水生生物の保全に係る環境基準（水生生物保全環境基準）の項目（全亜鉛）については、環境基準点 50 地点のすべてで環境基準を達成していた。

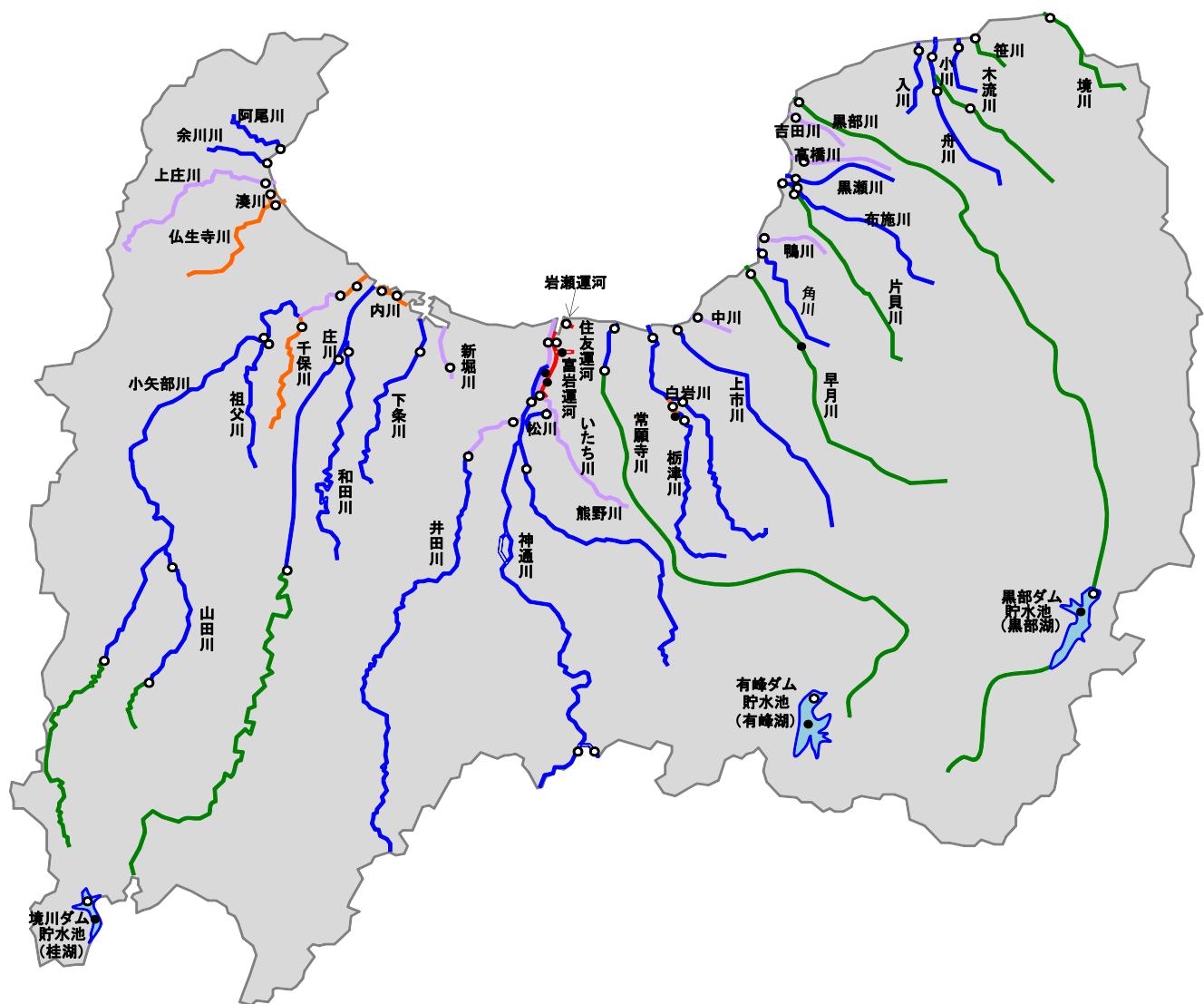


図 1－3 河川及び湖沼の主要測定地点（環境基準点）

表1-5 河川の主要測定地点（環境基準点）における水質測定結果（29年度）

水 域 名	調 査 地 点	水 域 類 型	生物 類 型	pH	DO (mg/L)	SS (mg/L)	BOD (mg/L)	全亜鉛 (mg/L)	適否
阿 尾 川	阿 尾 橋	A	B	7.3	10	12	1.5	○	0.003 ○
余 川 川	間 島 橋	A	B	7.5	9.7	13	1.4	○	0.002 ○
上 庄 川	北 の 橋	B	B	7.3	9.6	11	1.4	○	0.002 ○
仏 生 寺 川	八 幡 橋	C	B	7.3	8.8	10	1.8	○	0.007 ○
湊 川	中 の 橋	C	B	7.4	8.4	12	3.1	○	0.004 ○
小 矢 部 川	河 口	C		7.2	10	10	1.3	○	
	城 光 寺 橋	B	B	7.2	10	9	1.1	○	0.010 ○
	国 条 橋	A		7.2	11	12	1.2	○	
	太 美 橋	AA	A	7.6	11	11	0.6	○	0.001 ○
千 保 川	地 子 木 橋	C	B	7.3	10	8	1.3	○	0.007 ○
祖 父 川	新 祖 父 川 橋	A	B	7.3	11	7	0.9	○	0.004 ○
山 田 川	福 野 橋	A	B	7.8	11	5	0.7	○	0.002 ○
	二ヶ渕えん堤	AA	A	7.6	11	3	0.5	○	0.001未満 ○
庄 川	大 門 大 橋	A	B	7.4	11	8	0.6	○	0.007 ○
	雄 神 橋	AA	A	7.4	11	7	0.5未満	○	0.005 ○
	和 田 川	末 端	A	B	7.5	11	4	0.6	○ 0.001 ○
内 川	山 王 橋	C	B	7.8	9.1	6	1.2	○	0.006 ○
	西 橋	C	B	7.5	9.1	5	1.1	○	0.005 ○
下 条 川	稻 積 橋	A	B	7.4	9.6	7	0.8	○	0.004 ○
新 堀 川	白 石 橋	B	B	7.3	9.0	7	1.3	○	0.004 ○
神 通 川	萩 浦 橋	B	B	7.4	11	7	0.8	○	0.005 ○
	神 通 大 橋	A	A	7.5	11	5	0.6	○	0.009 ○
	宮 川	新 国 境 橋	A	A	7.6	10	2	0.5	○ 0.003 ○
高 原 川	新 猪 谷 橋	A	A	7.5	10	1	0.5未満	○	0.017 ○
いたち川	四 ツ 屋 橋	B	A	7.5	10	4	0.9	○	0.009 ○
松 川	桜 橋	A	B	7.5	10	4	0.8	○	0.009 ○
井 田 川	高 田 橋	B	B	7.3	11	12	1.6	○	0.005 ○
	落 合 橋	A	A	7.4	11	10	0.6	○	0.004 ○
	熊 野 川	八 幡 橋	A	A	7.2	11	5	0.8	○ 0.005 ○
富 岩 運 河	萩 浦 小 橋	D		7.4	9.3	4	0.7	○	0.009 ○
岩 瀬 運 河	岩 瀬 橋	D		7.4	7.8	4	1.2	○	0.011 ○
常 慶 寺 川	今 川 橋	A	B	7.2	11	17	0.9	○	0.009 ○
	常 慶 寺 橋	AA	A	7.2	11	17	0.5未満	○	0.006 ○
白 岩 川	東 西 橋	A	B	7.3	9.8	5	0.8	○	0.007 ○
	泉 正 橋	A	A	7.5	10	4	0.9	○	0.001 ○
栃 津 川	流 觀 橋	C	B	7.6	11	6	1.3	○	0.001 ○
	寺 田 橋	A	A	7.7	11	5	0.5	○	0.002 ○
上 市 川	魚 脊 橋	A	B	7.4	10	4	0.5	○	0.001 ○
中 川	落 合 橋	B	A	7.3	10	3	0.6	○	0.003 ○
早 月 川	早 月 橋	AA	A	7.8	11	1	0.5未満	○	0.002 ○
角 川	角 川 橋	A	A	7.6	10	4	0.6	○	0.001 ○
鴨 川	港 橋	B	A	7.6	11	3	0.6	○	0.004 ○
片 貝 川	未 端	A		7.9	10	2	0.5未満	○	
	落 合 橋	AA	A	7.9	11	2	0.5未満	○	0.001 ○
布 施 川	落 合 橋	A	A	7.8	10	6	0.6	○	0.001 ○
黒 瀬 川	石 田 橋	A	A	7.6	11	5	0.7	○	0.002 ○
高 橋 川	立 野 橋	B	A	7.3	11	5	1.2	○	0.004 ○
吉 田 川	吉 田 橋	B	A	7.5	11	4	1.4	○	0.004 ○
黒 部 川	下 黒 部 橋	AA	A	7.4	12	9	0.5未満	○	0.002 ○
入 川	末 端	A	A	7.8	11	7	0.6	○	0.001 ○
小 川	赤 川 橋	A	A	7.8	11	4	0.5未満	○	0.001 ○
舟 川	上 朝 日 橋	AA		7.7	11	3	0.5未満	○	
	舟 川 橋	A	A	7.7	11	7	0.5	○	0.001 ○
木 流 川	末 端	A	A	7.6	11	6	0.6	○	0.001 ○
笹 川	笹 川 橋	AA	A	7.8	11	2	0.5未満	○	0.001 ○
境 川	境 橋	AA	A	7.9	11	2	0.5未満	○	0.004 ○

注1 測定値は、年平均値である。(ただし、BODの測定値は75%水質値である。)

注2 BODの適否は、75%水質値が環境基準を満足しているものを適(○印)とした。

注3 「水域類型」のAA、A、B、C、D及び生物A、Bは、「水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)」に示された「河川」の類型を示す。

注4 BODの基準値は、AA: 1mg/L以下、A: 2mg/L以下、B: 3mg/L以下、C: 5mg/L以下、D: 8mg/L以下である。また、全亜鉛の基準値は、生物A、生物Bとともに0.03mg/L以下である。

注5 上庄川「北の橋」については、橋梁架替工事のため、上流の「恵比寿橋」において採水を実施した。

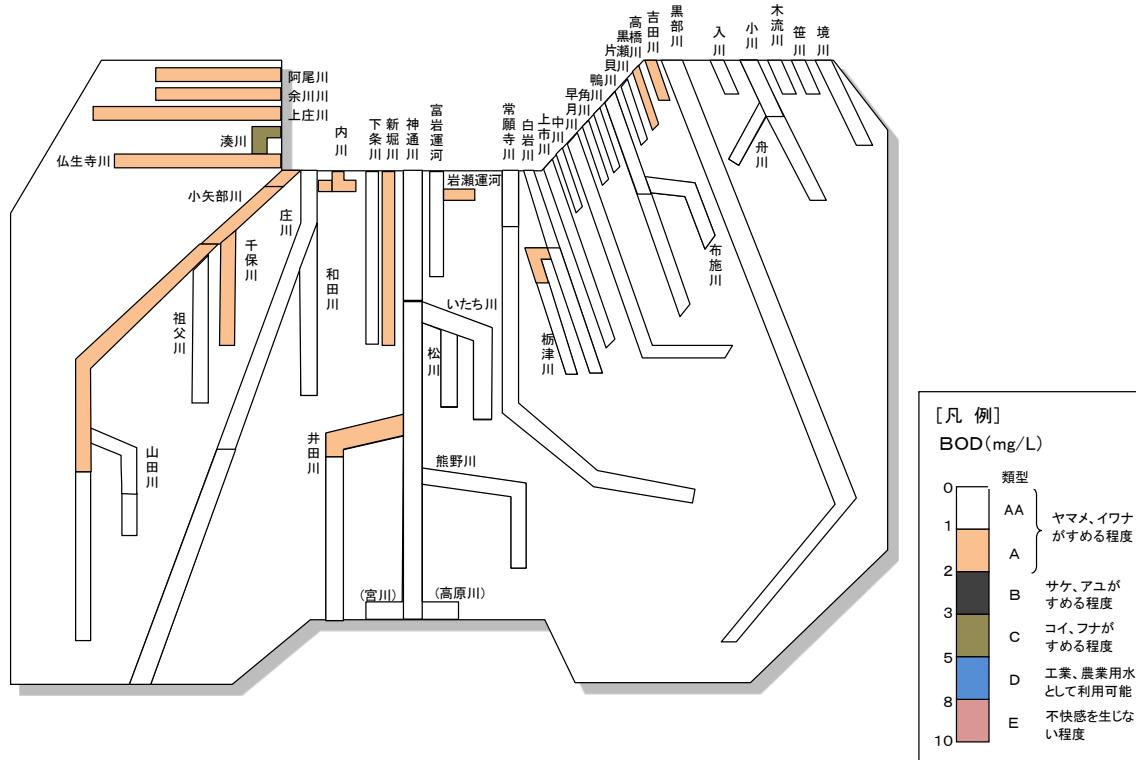


図 1－4 河川の水質の状況（29 年度、BOD 75% 水質値）

(7) 小矢部川水域

小矢部川水域については、昭和 46 年度に県下で初めて環境基準の水域類型を指定し、併せて上乗せ排水基準を設定した。その後、50 年度に環境基準の見直しを行うとともに、上乗せ排水基準を強化した。

平成 22 年 4 月には、水域の利用目的と水域類型が一致しない水域及び上位類型相当の水質を継続的に達成している水域を対象として、次のとおり環境基準の水域類型の指定の見直しを行った。

- ・ 小矢部川下流（乙）（城光寺橋より下流）及び千保川をD類型（BOD 8 mg/L 以下）からC類型（BOD 5 mg/L 以下）に格上げ
- ・ 小矢部川下流（甲）（千保川合流点から城光寺橋まで）をC類型からB類型（BOD 3 mg/L 以下）に格上げ
- ・ 祖父川をB類型からA類型（BOD 2 mg/L 以下）に格上げ

主要地点における水質は、図 1－5 のとおりで、小矢部川河口、千保川（地子木橋）及び祖父川（新祖父川橋）の汚濁状況をBODでみると、小矢部川河口が 1.3 mg/L、地子木橋が 1.3 mg/L、新祖父川橋が 0.9 mg/L で、いずれも環境基準を達成していた。また、その他の地点においても、すべて環境基準を達成していた。

(4) 神通川水域

神通川水域については、昭和 47 年度に小矢部川水域に次いで環境基準の水域類型を指定し、併せて上乗せ排水基準を設定した。その後、56 年度には松川についても水域類型の指定を行うとともに、浄化用水の導入や下水道の整備等により水質の改善が図られてきた。

平成 22 年 4 月には、上位類型相当の水質を継続的に達成している水域を対象として、

次のとおり環境基準の水域類型の指定の見直しを行った。

- ・神通川下流及びいたち川をC類型からB類型に格上げ
- ・松川をB類型からA類型に格上げ
- ・富岩運河等をE類型（BOD 10 mg/L 以下）からD類型に格上げ

主要地点における水質は、図1-6のとおりで、神通川（萩浦橋、神通大橋）、いたち川（四ツ屋橋）、松川（桜橋）、富岩運河（萩浦小橋）の汚濁状況をBODでみると、萩浦橋が0.8 mg/L、神通大橋が0.6 mg/L、四ツ屋橋が0.9 mg/L、桜橋が0.8 mg/L、萩浦小橋が0.8 mg/Lで、いずれも環境基準を達成していた。また、その他の地点においても、すべて環境基準を達成していた。

(4) その他の河川

小矢部川、神通川以外の25河川についても、昭和50年度までに環境基準の水域類型を指定し、併せて上乗せ排水基準を設定した。

その後、下水道整備など生活排水対策や事業場の汚濁負荷の削減対策の進展から、上位類型相当の水質を継続的に達成している水域を対象として、次のとおり環境基準の水域類型の指定の見直しを行った。

- ・平成22年4月に下条川及び白岩川下流をB類型からA類型に格上げ
- ・23年4月に木流川をB類型からA類型に格上げ
- ・23年4月に笹川及び境川をA類型からAA類型（BOD 1 mg/L 以下）に格上げ

汚濁状況をBODでみると、主要河川の庄川、常願寺川及び黒部川については、いずれも環境基準のAA類型に相当する清浄な水質であった。また、他の中小河川については、過去に生活排水の影響がみられた都市河川でも水質が改善され、すべて環境基準を達成していた。

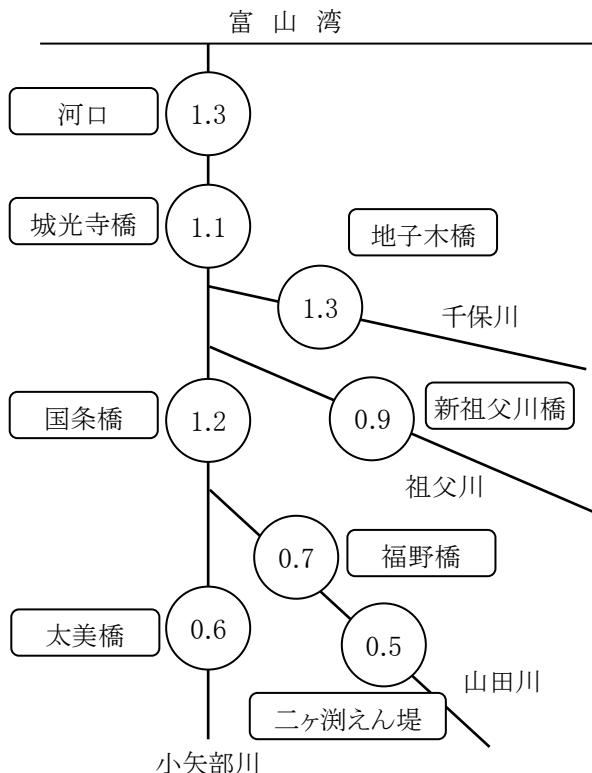


図1-5 小矢部川主要地点の水質測定結果
(29年度、BOD 75%水質値 (mg/L))

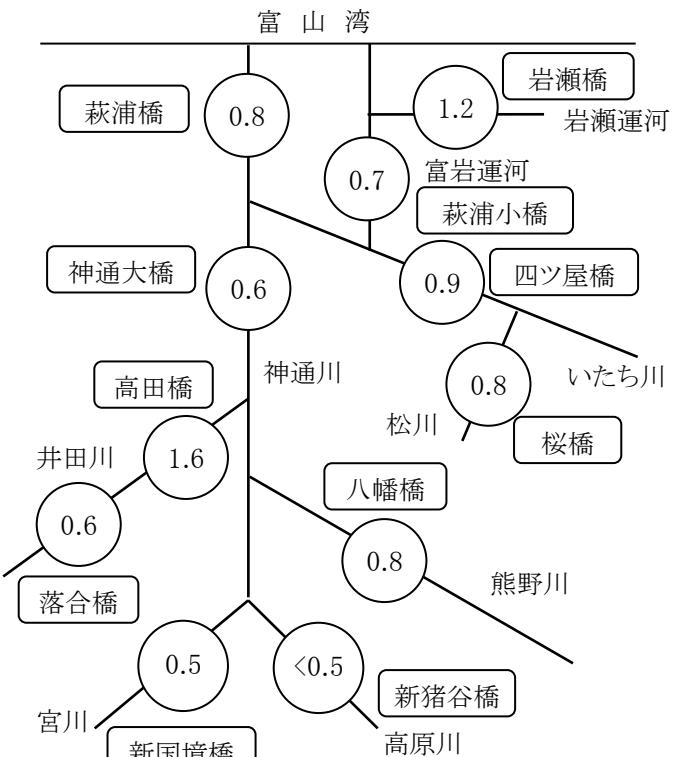


図1-6 神通川主要地点の水質測定結果
(29年度、BOD 75%水質値 (mg/L))

イ 湖沼の汚濁状況

県及び富山市が 29 年度に図 1－3 に示す湖沼の主要測定地点（環境基準点）3 地点で実施した水質測定結果は、表 1－6 のとおりで、すべての地点で COD 及び全りんに係る環境基準を達成していた。

なお、カドミウム、水銀等の健康項目についても、すべての地点で環境基準を達成していた。

表 1－6 湖沼の主要測定地点（環境基準点）における水質測定結果（29 年度）

水域名	調査地点	水域 類型	pH	DO (mg/L)	SS (mg/L)	COD (mg/L)	全りん (mg/L)	
							適否	適否
桂 湖	えん堤付近	A II	7.2	7.9	9	1.8	○	0.005
有峰湖	えん堤付近	A II	6.9	9.8	1	1.9	○	0.005
黒部湖	えん堤付近	A II	6.8	9.1	4	1.4	○	0.006

注 1 測定値は、年平均値である。（ただし、COD の測定値は 75% 水質値である。）

注 2 適否は、COD については 75% 水質値が、全りんについては年平均値が環境基準を満足しているものを適（○印）とした。

注 3 「水域類型」の A 及び II は、「水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）」に示された「湖沼」の類型を示す。

ウ 海域の汚濁状況

県が 29 年度に図 1－7 に示す海域の主要測定地点（環境基準点）25 地点で実施した水質測定結果は、表 1－7 のとおりで、すべての地点で COD に係る環境基準を達成していた。

なお、カドミウム、水銀等の健康項目についても、すべての地点で環境基準を達成していた。

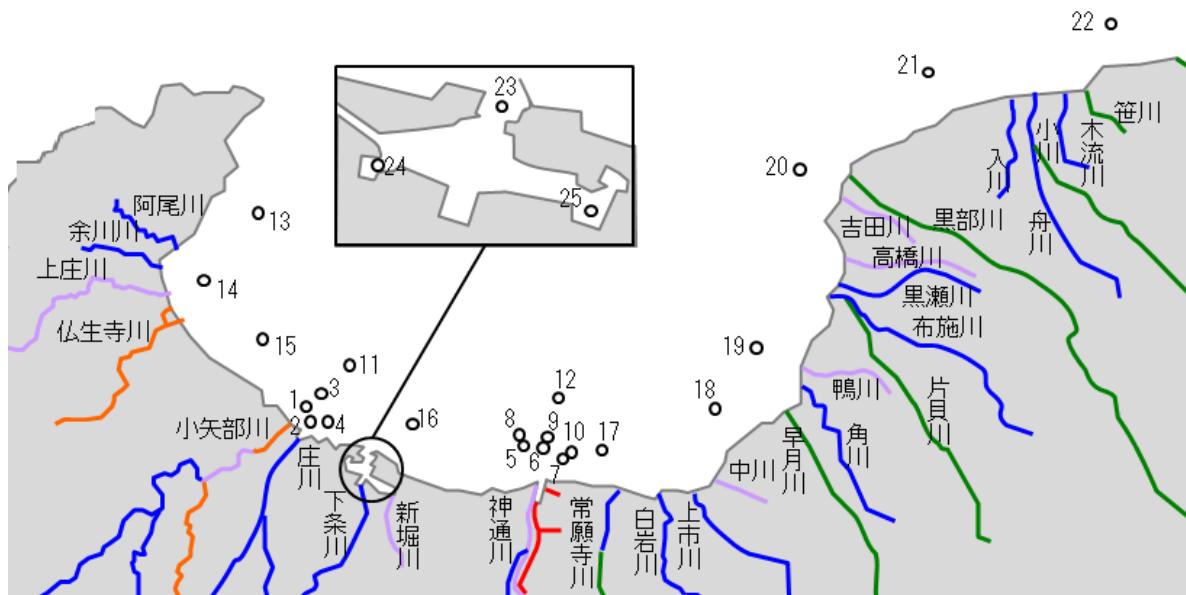


図 1－7 海域の主要測定地点（環境基準点）

表1-7 海域の主要測定地点（環境基準点）における水質測定結果（29年度）

水 域 名	調 査 地 点	水 域 類 型	p H	D O (mg/L)	C O D (mg/L)	適 否
富山湾	小矢部川河口海域 No2	B	8.2	7.8	1.5	○
	小矢部川河口海域 No3	B	8.2	7.9	1.6	○
	小矢部川河口海域 No5	A	8.2	8.1	1.3	○
	小矢部川河口海域 No6	A	8.2	8.3	1.4	○
	神通川河口海域 No1	B	8.2	8.4	1.5	○
	神通川河口海域 No2	B	8.3	8.6	1.7	○
	神通川河口海域 No3	B	8.2	8.5	1.5	○
	神通川河口海域 No4	A	8.2	8.5	1.8	○
	神通川河口海域 No5	A	8.2	8.7	1.7	○
	神通川河口海域 No6	A	8.2	8.6	1.6	○
	小矢部川河口海域 No7	A	8.2	8.2	1.3	○
	神通川河口海域 No7	A	8.3	8.6	1.7	○
その他	その他地先海域 No1	A	8.2	7.9	1.2	○
	その他地先海域 No2	A	8.2	8.0	1.3	○
	その他地先海域 No3	A	8.2	8.0	1.3	○
	その他地先海域 No4	A	8.2	8.5	1.7	○
	その他地先海域 No5	A	8.2	8.5	1.7	○
	その他地先海域 No6	A	8.3	8.5	1.5	○
	その他地先海域 No7	A	8.3	8.5	1.6	○
	その他地先海域 No8	A	8.3	8.2	1.3	○
	その他地先海域 No9	A	8.2	8.1	1.1	○
	その他地先海域 No10	A	8.3	8.1	1.3	○
富山新港海域	富山新港 No1	B	8.2	8.2	2.0	○
第一貯木場	姫野橋	C	8.0	8.2	3.4	○
中野整理場	中央	C	8.0	8.4	3.7	○

注1 測定値は、年平均値である。（ただし、CODの測定値は75%水質値である。）

注2 CODの適否は、75%水質値が環境基準を満足しているものを適（○印）とした。

注3 「水域類型」のA、B及びCは、「水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）」に示された「海域」の類型を示す。

(3) 地下水の汚染状況

ア 概況調査

県及び富山市が 29 年度に県内平野部の 76 地点（4 km メッシュごとに 1 地点）で実施した地下水の環境監視（概況調査）結果は、表 1-8 のとおりであった。なお、検出された項目はカドミウム（1 地点）、砒素（4 地点）、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（71 地点）、ふつ素（26 地点）、ほう素（3 地点）の 5 項目であった。

表 1-8 地下水の環境監視（概況調査）結果（29 年度）

調査項目	調査地点数	検出地点	測定結果 (mg/L)	環境基準超過地点数	環境基準値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)
カドミウム	76	1	ND～0.0037	1	0.003	0.0003
全シアン	76	0	ND	0	検出されないこと	0.1
鉛	76	0	ND	0	0.01	0.005
六価クロム	76	0	ND	0	0.05	0.02
砒素	76	4	ND～0.021	3	0.01	0.005
総水銀	76	0	ND	0	0.0005	0.0005
アルキル水銀	0	—	—	—	検出されないこと	0.0005
ジクロロメタン	76	0	ND	0	0.02	0.002
四塩化炭素	76	0	ND	0	0.002	0.0002
クロロエチレン	76	0	ND	0	0.002	0.0002
1,2-ジクロロエタン	76	0	ND	0	0.004	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	76	0	ND	0	0.1	0.01
1,2-ジクロロエチレン	76	0	ND	0	0.04	0.004
1,1,1-トリクロロエタン	76	0	ND	0	1	0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	76	0	ND	0	0.006	0.0006
トリクロロエチレン	76	0	ND	0	0.01	0.001
テトラクロロエチレン	76	0	ND	0	0.01	0.0005
1,3-ジクロロプロパン	76	0	ND	0	0.002	0.0002
チウラム	76	0	ND	0	0.006	0.0006
シマジン	76	0	ND	0	0.003	0.0003
チオベンカルブ	76	0	ND	0	0.02	0.002
ベンゼン	76	0	ND	0	0.01	0.001
セレン	76	0	ND	0	0.01	0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	76	71	ND～9.6	0	10	0.1
ふつ素	76	26	ND～0.44	0	0.8	0.08
ほう素	76	3	ND～2.5	1	1	0.1
1,4-ジオキサン	76	0	ND	0	0.05	0.005

注 1 ND とは、定量下限値未満をいう。

注 2 アルキル水銀は、総水銀が検出された場合のみ測定する。

イ 汚染井戸周辺地区調査

カドミウムとほう素が環境基準値を超えて検出された射水市八幡町において、10 地点で汚染井戸周辺地区調査を実施したところ、カドミウムは6 地点、ほう素は7 地点で環境基準値を超過した。

カドミウムについては、周辺にある工場の下流側の敷地境界付近の浅井戸では検出されていないことや、当該地域にはカドミウムが溶出する可能性がある「亜炭層」が存在していることなどから、人為的原因（工場由来）とは考えにくく、自然的原因と推定された。

また、ほう素については、検出された全ての井戸で塩化物イオン濃度、電気伝導率が高かったことから、自然的原因（海水由来）と推定された。

なお、当該地域は上水道が敷設され、地下水の飲用利用がないこと、海水並みの塩化物イオン濃度が検出され、今後も飲用の可能性がないことから、人への健康リスクはないと考えられる。

ウ 繼続監視調査

過去の調査で人為的原因による汚染と推定された9 地域 22 地点で、汚染の推移状況を確認するための調査を実施した結果は、表1-9 及び表1-10 のとおりで、いずれの地域においても測定値に大きな変化は見られず、汚染範囲の拡大は認められなかった。

表1-9 地下水の継続監視調査結果（29年度）

調査項目	調査地域	調査地点数	検出地点数	測定結果 (mg/L)	環境基準超過地点数	環境基準値	定量下限値
砒素	氷見市窪	2	0	ND	0	0.01	0.005
トリクロロエチレン	高岡市内免	2	1	ND～0.002	0	0.01	0.001
	小矢部市埴生	3	1	ND～0.005	0		
テトラクロロエチレン	高岡市戸出	3	1	ND～0.0005	0	0.01	0.0005
	砺波市安川	3	2	ND～0.0021	0		
	小矢部市埴生	3	2	ND～0.0018	0		
	南砺市本町	3	2	ND～0.0066	0		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	氷見市諏訪野	3	3	1.2～8.1	0	10	0.1
	射水市黒河	2	2	0.1～1.7	0		
	射水市大江	1	1	4.6	0		

注1 NDとは、定量下限値未満をいう。

注2 測定結果は、調査地点ごとの年平均値の最小値～最大値を表す。

表 1-10 地下水の継続監視調査結果の推移

(単位:mg/L)

調査項目	調査地域	調査 地点数	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
砒素 [0.01]	氷見市窪	2	ND	ND	ND	ND	ND
トリクロロエチレン [0.03/0.01]	高岡市内免	2	ND~0.002	ND	ND~0.002	ND~0.001	ND~0.002
	小矢部市埴生	3	ND~0.023	ND~0.027	ND~0.007	ND~0.007	ND~0.005
テトラクロロエチレン [0.01]	高岡市戸出	3	ND~ 0.0016	ND~ 0.0019	ND~ 0.0012	ND~ 0.0022	ND~ 0.0005
	砺波市安川	3	ND~ 0.0023	ND~ 0.0027	ND~ 0.0021	ND~ 0.0023	ND~ 0.0021
	小矢部市埴生	3	ND~ 0.023	ND~ 0.017	ND~ 0.0034	ND~ 0.0032	ND~ 0.0018
	南砺市本町	3	ND~ 0.031	ND~ 0.013	ND~ 0.010	ND~ 0.0097	ND~ 0.0066
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 [10]	氷見市諏訪野	3	1.1~16	0.7~7.0	0.7~7.7	1.0~9.2	1.2~8.1
	射水市黒河	2	0.1~3.7	0.1~2.8	0.2~2.1	ND~1.9	0.1~1.7
	射水市大江	1	8.9	1.4	1.3	2.1	4.6

注1 調査項目の[]内は、環境基準値を示す。

なお、トリクロロエチレンの環境基準値は平成 26 年 11 月 17 日に改正され、0.03mg/L から 0.01mg/L に変更されている。

注2 ND とは、定量下限値（砒素 0.005mg/L、トリクロロエチレン 0.002mg/L（27 年度から 0.001mg/L に変更）、テトラクロロエチレン 0.0005mg/L、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 0.1mg/L）未満をいう。

注3 測定結果は、調査地点ごとの年平均値の最小値～最大値を表す。

2 公共用水域及び地下水の監視測定体制

(1) 公共用水域の水質測定計画

水質汚濁防止法第16条の規定により、富山県の区域に属する公共用水域（河川、湖沼及び海域）の水質測定計画を定め、県、国土交通省及び富山市が測定を実施している。

ア 測定地点

29年度は、表2-1に掲げる27河川、3湖沼及び2海域の97地点で測定を実施した。

イ 測定項目

(ア) 生活環境項目

pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質、全窒素、全りん、全亜鉛

(イ) 健康項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀（総水銀が検出された地点のみ実施）、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素、1,4-ジオキサン

(ウ) 要監視項目

フェノール、ホルムアルデヒド、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロルボス、イプロベンホス、クロルニトロフェン、ニッケル、モリブデン、エピクロロヒドリン、全マンガン

(イ) 特殊項目等

亜鉛（全亜鉛）、銅、鉄、クロム、クロロフィルa、ダイオキシン類^(注)

（注）ダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づき測定する項目

表2－1 測定地点総括表（29年度）

区分	水域名	水域数	測定地点数			
			富山県	富山市	国土交通省	計
河川	阿尾川、余川川、上庄川、仏生寺川	4	5(5)			5(5)
	小矢部川	1	5(5)		3(3)	8(8)
	庄川	1	1(1)		2(2)	3(3)
	内川、下条川、新堀川 (主幹排水路を含む。)	3	6(4)			6(4)
	神通川(運河を含む。)	1		9(6)	5(5)	14(11)
	常願寺川	1			2(2)	2(2)
	白岩川	1	4(3)	1(1)		5(4)
	上市川、中川、早月川、角川、鴨川、 片貝川	6	9(8)			9(8)
	黒部川	1			1(1)	1(1)
	黒瀬川、高橋川、吉田川、入川、小川、 木流川、笹川、境川	8	10(10)			10(10)
湖沼	小 計	27	40(36)	10(7)	13(13)	63(56)
	境川ダム貯水池(桂湖)	1	2(1)			2(1)
	有峰ダム貯水池(有峰湖)	1		2(1)		2(1)
	黒部ダム貯水池(黒部湖)	1	2(1)			2(1)
海域	小 計	3	4(2)	2(1)		6(3)
	富山新港	1	6(3)			6(3)
	富山湾	1	22(22)			22(22)
小 計		2	28(25)			28(25)
合 計		32	72(63)	12(8)	13(13)	97(84)

注 () 内は環境基準点数である。

(2) 地下水の水質測定計画

水質汚濁防止法第16条の規定により、富山県の区域に属する地下水の水質測定計画を定め、概況調査、汚染井戸周辺地区調査及び継続監視調査の区分により、県及び富山市が測定を実施している。

ア 調査地点

29年度は、表2-2のとおり、概況調査を10市4町の76地点で、継続監視調査を6市9地域の22地点で実施した。

なお、汚染井戸周辺地区調査は、概況調査により新たな汚染が発見されなかつたことから実施していない。

イ 調査区分ごとの調査概要

(ア) 概況調査

a 目的

飲用目的の地下水利用が多い県内平野部において、汚染の発見及び濃度の推移を把握することを目的として測定を実施する。

b 測定地点選定の考え方

県内平野部の4kmメッシュ分割により調査区域を設定する。各調査区域では、これまでの概況調査結果等を勘案したうえで、測定地点を選定するものとする。

c 測定項目の考え方

飲用目的で地下水が利用されていることから、下記の27項目を測定する。ただし、アルキル水銀については、総水銀が検出された場合に測定を実施する。

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素、1,4-ジオキサン

d 測定頻度の考え方

濃度の推移を把握するため、年1回で、かつ毎年同じ時期に測定を実施する。

e 測定結果の評価方法

測定項目の検出状況を評価する。

(イ) 汚染井戸周辺地区調査

a 目的

概況調査又は事業者からの報告等により新たに汚染が発見された場合、その汚染範囲を確認し、汚染原因の究明に資する情報を取得するため、汚染の発見された井戸等の周辺の複数の地点において実施する。

b 汚染の範囲の確認と汚染原因の特定の考え方

周辺の土地利用、井戸の分布、用途等を踏まえ、次の考え方を基本とする。

- ・ 第1段階

汚染が発見された井戸から半径 500m 程度の範囲内の井戸において、調査を実施する。

・ 第 2 段階

汚染井戸と深度の違う井戸についても、地下水の流向を確認した上で、下流方向を中心に数地点で測定を実施する。

・ 第 3 段階

地下水の流向を確認した上で下流方向を中心に段階的に範囲を広げて調査を実施する。

c メモリの考え方

汚染が判明している項目、汚染の可能性が高い項目、及びそれらの分解生成物について測定を実施する。

d 調査時期の考え方

汚染発見後できるだけ早急に実施する。地下水の流動状況に変化があったと想定される場合には再度実施する。

e 測定結果の評価方法

調査地点すべてにおける検出及び環境基準超過を判定し、汚染範囲を確認する。

また、汚染原因が不明な場合は、同一の帶水層の濃度分布及び地下水の流向による原因の推定に努める。

(ウ) 繼続監視調査

a 目的

汚染井戸周辺地区調査を実施した地域において、汚染等の動向と浄化対策による改善効果の確認などを目的として、汚染物質等の濃度の推移を継続的に調査する。

b 定点選定の考え方

汚染等の原因別に原則として次のとおり測定地点を選定する。

・ 自然的原因による汚染等地域

各地域において、汚染井戸周辺地区調査を行った井戸の中で、最も濃度が高かった 1 地点及び下流の汚染等がみられなかった 1 地点の計 2 地点で測定を実施する。

・ 人為的原因による汚染等地域

各地域において、汚染井戸周辺地区調査を行った井戸の中で、濃度が高かった 2 地点及び下流の汚染等がみられなかった 1 地点の計 3 地点で測定を実施する。

c メモリの考え方

汚染等が判明した項目及び必要に応じその分解生成物について測定を実施する。

d 測定頻度の考え方

自然的原因による汚染等地域については年 1 回、人為的原因による汚染等地域については、汚染物質等の濃度の推移の状況に応じて年 1 ~ 2 回とする。また、測定は、毎年同じ時期に実施する。

e 測定結果の評価方法

すべての井戸における環境基準の達成状況及び汚染物質等の濃度の推移の状況を評価する。

また、汚染物質等の濃度、汚染原因、地下水の用途等が一定の条件を満たした場合は、再度、汚染井戸周辺地区調査を実施し、継続監視調査の終了の可否を判断するものとする。

なお、自然的原因による汚染等と判断される場合は、飲用指導等が確実に実施されていることを条件に、調査を終了することができる。

表2－2 地下水の水質測定地点数（29年度）

市町村	概況調査		汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
	地点数	測定機関	地点数	測定機関	地点数	測定機関
富山市	20	富山市	-	-	-	-
高岡市	8	富山県	-	-	5	富山県
魚津市	3	富山県	-	-	-	-
氷見市	3	富山県	-	-	5	富山県
滑川市	2	富山県	-	-	-	-
黒部市	5	富山県	-	-	-	-
砺波市	7	富山県	-	-	3	富山県
小矢部市	5	富山県	-	-	3	富山県
南砺市	7	富山県	-	-	3	富山県
射水市	7	富山県	10	富山県	3	富山県
舟橋村	-	富山県	-	-	-	-
上市町	2	富山県	-	-	-	-
立山町	2	富山県	-	-	-	-
入善町	4	富山県	-	-	-	-
朝日町	1	富山県	-	-	-	-
合 計	76		10		22	

3 水質汚濁防止法の施行状況

(1) 水質汚濁防止法に基づく届出状況

特定施設を設置して公共用水域に水を排出する工場・事業場（特定事業場）は、水質汚濁防止法に基づく届出が義務付けられている。

29年度末における届出状況は、表3-1のとおりで、県下全体の特定事業場数は3,360であり、これを地域別にみると富山市が881（構成比26%）、高岡市が441（同13%）と両市で全体の約39%を占めている。

業種別では、旅館業が592（構成比18%）、食料品製造業が518（同15%）、洗濯・理容・美容・浴場業が353（同11%）、その他の小売業が310（同9%）となっており、この4業種で全体の約53%を占めている。

(2) 排水基準が適用される特定事業場

排水量が50m³/日以上又は有害物質を排出する特定事業場は、水質汚濁防止法に基づく排水基準が適用される。

29年度末における排水基準が適用される特定事業場数は702で、特定事業場全体の約21%を占めている。

表3-1 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

(30年3月31日現在)

業種 市町村名	農業	鉱業	食料品製造	製飲料	木材・木製品	化学校	窯業・土石製品	非鉄金属製品	金属製品	電気機械器具	水道	飲食料品	その他	浴濯・理容場	その他	サ浴濯・理容場	その他	旅館	娯楽	廃棄物処理	学校	学術・開発研究機関	その他	計
	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	計
富山市	20	21	58	19	2	28	46	2	15	5	35	55	102	140	15	120	9	20	12	7	150	881		
高岡市	18	7	48	5	12	10	18	11	48	1	9	5	73	49	8	53	4	4	4	2	52	441		
魚津市	8	4	62	1	1	2	1	0	0	1	6	1	5	23	4	22	3	3	2	0	17	166		
氷見市	38	1	65	3	2	0	6	0	3	0	4	1	9	15	6	98	2	1	0	0	15	269		
滑川市	13	2	29	5	2	5	2	1	4	5	4	1	10	10	0	4	0	0	3	1	4	105		
黒部市	36	4	39	3	1	0	7	1	5	0	11	1	12	9	5	53	0	1	1	0	17	206		
砺波市	36	4	30	4	1	1	11	1	5	1	5	2	16	9	2	18	2	2	4	1	29	184		
小矢部市	12	10	37	1	0	1	7	0	3	0	4	1	20	13	4	13	2	1	2	0	18	149		
南砺市	43	4	48	6	2	2	13	0	3	2	18	1	19	24	3	117	2	2	4	1	25	339		
射水市	8	2	47	1	9	6	11	5	16	0	14	5	36	33	6	12	2	3	2	1	44	263		
舟橋村	4	0	1	0	0	0	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9		
上市町	5	7	11	1	0	4	8	0	1	1	2	0	2	3	1	9	1	2	1	0	9	68		
立山町	31	3	18	0	0	1	5	0	2	2	1	0	1	6	2	40	1	2	0	1	16	132		
入善町	18	2	12	2	1	0	2	0	0	1	1	0	3	7	3	13	0	2	1	1	11	80		
朝日町	7	0	13	2	1	0	3	0	2	1	1	0	2	12	0	20	1	1	0	0	2	68		
計	297	71	518	53	34	60	142	21	107	21	116	73	310	353	59	592	29	44	36	15	409	3,360		

4 工場・事業場の監視調査

(1) 工場・事業場の立入検査

水質汚濁防止法及び富山県公害防止条例に基づき、延べ 162 工場・事業場（富山市を除く。）を対象に、排水基準の適合状況及び汚水処理施設の管理状況等について立入検査を実施した。その結果は、表 4-1 のとおりで、排水基準に不適合であった 3 工場・事業場に対して、表 4-2 のとおり汚水処理等の改善を指導した。

表 4-1 水質関係立入検査状況（29 年度）

	立入検査 件数	排出水に係る 指導件数		立入検査 件数	排出水に係る 指導件数
農業	7		輸送用機械器具製造業	4	
食料品製造業	8	1	その他の製造業	1	
飲料・たばこ・飼料製造業	3		水道業	40	1
繊維工業	7	1	鉄道業	1	
衣服・その他の繊維製品製造業	1		運輸に附帯するサービス業	2	
家具・装備品製造業	1		各種商品小売業	1	
パルプ・紙・紙加工品製造業	3		飲食料品小売業	1	
出版・印刷・同関連産業	2		一般飲食店	1	
化学工業	13		旅館、その他の宿泊所	9	
プラスチック製品製造業	1		協同組合	1	
窯業・土石製品製造業	2		娯楽業	2	
鉄鋼業	6		廃棄物処理業	3	
非鉄金属製造業	3		医療業	2	
金属製品製造業	26		教育	1	
一般機械器具製造業	3		その他のサービス業	1	
電気機械器具製造業	6		計	162	3

表 4-2 改善指導内容（29 年度）

業種	対象項目	指導内容
食料品製造業	SS	排水基準不適合の原因究明及び対策の実施
水道業	pH	
繊維工業	BOD	

(2) ゴルフ場農薬実態調査

ア 農薬使用状況

富山県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱に基づき県内 15 ゴルフ場から報告があった 29 年 1 月～12 月の農薬使用総量は、表 4－3 のとおりであった。

表 4－3 ゴルフ場農薬使用総量（29 年）

	殺虫剤	殺菌剤	除草剤	その他
使用量(kg・L)	1,366	5,111	4,145	127

注 使用量の単位は、粒剤の農薬については kg、液剤の農薬については L で表す。

イ 水質調査

ゴルフ場農薬については、富山県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱の対象となる県内 15 か所のゴルフ場において事業者による排出水の自主測定が実施されており、その結果、一部のゴルフ場において環境省の水産指針値を超過した農薬が見つかった。そのため、当該ゴルフ場に対し農薬の適正使用の指導を行った。

また、県が 8 か所のゴルフ場において実施した排水の水質調査結果についても、表 4－4 のとおり、すべて環境省の定める水濁指針値及び水産指針値以下であった。

なお、環境省において新たな指導指針が制定されたことに伴い、30 年 3 月に県の指導要綱を改正し、県独自の指針値を廃止するなど、国の指針との整合を図るとともに、関係者に周知した。

表4-4 ゴルフ場排水の農薬調査結果（29年度）

(単位: mg/L)

分類	農薬名	検出地点数 /調査地点数	測定結果 総括	県 指導値	水濁 指針値	水産 指針値	定量 下限値
殺虫剤	アセタミプリド	0/8	ND	-	1.8	0.057	0.01
	アセフェート	0/8	ND	0.08	0.063	55	0.003
	イソキサチオン	0/8	ND	0.008	0.05	-	0.003
	イミダクロプリド	0/8	ND	-	1.5	0.019	0.01
	エトフェンプロックス	-	-	-	0.82	0.0067	0.008
	クロチアニジン	0/8	ND	-	2.5	0.028	0.02
	クロルビリホス	0/8	ND	0.004	0.02	(0.00046)	0.001
	ダイアジノン	0/8	ND	0.005	0.05	(0.00077)	0.003
	チアメキサム	0/8	ND	-	0.47	0.035	0.004
	チオジカルブ	0/8	ND	-	0.8	0.027	0.008
	テブフェノジド	0/8	ND	-	0.42	0.83	0.004
	トリクロルホン(DEP)	0/8	ND	0.03	0.05	(0.0011)	0.003
	フェニトロチオン(MEP)	0/8	ND	0.003	0.03	-	0.001
	ペルメトリン	0/8	ND	-	1	(0.0017)	0.01
殺菌剤	アゾキシストロビン	0/8	ND	-	4.7	0.28	0.04
	イソプロチオラン	0/8	ND	0.04	2.6	9.2	0.02
	イプロジオン	0/8	ND	0.3	3	1.8	0.03
	イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	0/5	ND	-	0.06	0.027	0.006
	エトリジアゾール(エクロメゾール)	0/8	ND	0.004	-	-	0.003
	オキシン銅(有機銅)	0/8	ND	0.04	0.2	0.018	0.004
	キャプタン	0/8	ND	0.3	3	-	0.03
	クロロタロニル(TPN)	0/8	ND	0.04	0.4	0.08	0.004
	クロロネブ	0/8	ND	0.05	-	-	0.005
	ジフェノコナゾール	0/8	ND	-	0.25	0.75	0.003
	シプロコナゾール	0/8	ND	-	0.3	-	0.003
	シメコナゾール	0/8	ND	-	0.22	14	0.003
	チウラム	0/8	ND	0.006	0.2	0.1	0.003
	チフルザミド	0/8	ND	-	0.37	1.4	0.005
	テトラコナゾール	0/8	ND	-	0.1	2.8	0.003
	テブコナゾール	0/8	ND	-	0.77	2.6	0.007
	トリフルミゾール	0/8	ND	-	0.39	0.86	0.005
	トルクロホスメチル	0/8	ND	0.08	2	-	0.02
	フルトラニル	0/8	ND	0.2	2.3	3.1	0.02
	プロピコナゾール	0/8	ND	-	0.5	5.6	0.005
	ベンシクリン	0/8	ND	0.04	1.4	1	0.01
	ボスカリド	0/8	ND	-	1.1	5	0.01
	ホセチル	0/8	ND	-	23	28	0.2
	ポリカーバメート	-	-	-	-	-	0.003
	メタラキシル及びメタラキシルM	0/8	ND	0.05	0.58	95	0.005
	ヌプロニル	0/8	ND	0.1	1	4.2	0.01

分類	農薬名	検出地点数 /調査地点数	測定結果 総括	県 指導値	水濁 指針値	水産 指針値	定量 下限値
除草剤	アシュラム	0/8	ND	0.2	10	90	0.02
	エトキシスルフロン	0/8	ND	-	1.4	3	0.01
	オキサジクロメホン	0/8	ND	-	0.24	8.3	0.003
	カフェンストロール	0/8	ND	-	0.07	0.02	0.003
	シクロスルファムロン	0/8	ND	-	0.8	0.035	0.008
	ジチオピル	0/8	ND	0.008	0.095	0.56	0.003
	シマジン(CAT)	0/8	ND	0.003	0.03	1.7	0.001
	トリクロピル	0/8	ND	0.006	0.06	-	0.003
	ナプロパミド	0/8	ND	0.03	0.3	-	0.003
	ハロスルフロンメチル	0/8	ND	-	2.6	0.05	0.02
	ピリブチカルブ	0/8	ND	0.02	0.23	0.1	0.003
	ブタミホス	0/8	ND	0.004	0.2	0.62	0.003
	フラザスルフロン	0/8	ND	-	0.3	0.17	0.003
	プロピザミド	0/8	ND	0.008	0.5	-	0.005
	ベンディメタリン	0/8	ND	0.05	3.1	0.14	0.01
	ベンフルラリン(ベスロジン)	0/8	ND	0.08	0.1	0.029	0.008
	メコプロップカリウム塩(MCPPカリウム塩)、メコプロップジメチルアミン塩(MCPPジメチルアミン塩)、メコプロップPイソプロピルアミン塩及びメコプロップPカリウム塩	0/8	ND	0.005	0.47	81	0.004

注1 NDとは、定量下限値未満をいう。

注2 水産指針値の（ ）標記は、分析の定量下限値が水産指針値を上回っているものを示します。

(3) 毒物劇物の監視指導

毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物業務上取扱者（延べ 55 工場・事業場）を対象に立入検査を実施し、毒物劇物の飛散や流出等の防止措置及び保管管理の状況等について調査を行った。その結果は、表 4-5 のとおりで、5 工場・事業場に対し、法に基づく届出等を指導した。

また、講習会を開催し、適正な毒物劇物の保管管理について指導した。

表 4-5 毒物劇物業務上取扱者の監視状況（29 年度）

	電気めっき業	金属熱処理業	運送業	その他 (届出不要)	合 計
工場・事業場数	29	1	25	-	55
立入件数	24(1)	1(0)	6(0) [4(0)]	24(2)	55(3) [4(0)]

注1 () 内は指導件数である。

注2 [] 内は、富山県警察本部の依頼により実施した路上取締件数である。

5 水質環境の保全施策

(1) 水質環境計画（クリーンウォーター計画）

ア 総論

(7) 計画の趣旨

本県の豊かで清らかな水環境を、県民共有の財産として将来に引き継いでいくため、県では、昭和 62 年 2 月に水質環境計画（クリーンウォーター計画）を策定し、各種施策を推進してきた。

その結果、河川や海域の水質は全般的に改善され、良好な状態を維持しているが、一方では、灯油などを暖房に使用する冬期に油流出事故が多発するなどの課題が残されている。

また、富山湾の「世界で最も美しい湾クラブ」加盟（平成 26 年 10 月）や、北陸新幹線開業（27 年 3 月）に伴い、県外からの来訪者の増加が見込まれることなどから、本県の水環境の保全やその魅力の向上に向けた取組みが、今後ますます重要になってくる。

このような状況を踏まえ、27 年 3 月に改定した第 6 次計画に基づき、これまで以上に、県民、事業者、行政等が一体となって優れた水環境づくりに向けた取組みを進める。

(イ) 計画の位置づけ

この計画は、富山県環境基本条例第 12 条に定める富山県環境基本計画に基づく水質汚濁の防止に関する個別計画として策定するものであり、河川、湖沼、海域及び地下水の水環境の保全を総合的かつ計画的に推進するための基本となる方向を示すものである。

また、県民、事業者、市町村等と連携協力して水環境の保全に取り組むとともに、その魅力をさらに向上・創造させるための県の施策を体系的に示すものである。

(ウ) 計画期間

平成 27 年度から平成 33 年度までの 7 年間とする。

(エ) 対象

富山県の区域に属する公共用水域及び地下水とする。

イ 計画の目指す姿

『魚がすみ、水遊びが楽しめる川、湖、海及び清らかな地下水』とし、具体的には、表 5-1 のとおり、「きれいな水」と「うるおいのある水辺」とする。

表 5-1 水質環境計画の具体的な目標

きれいな水	うるおいのある水辺
<p>公共用水域及び地下水において、水質汚濁に係る環境基準が達成されていること。</p> <p>さらに、公共用水域の生活環境項目については、</p> <ul style="list-style-type: none">・河川は環境基準の B 類型相当以上の水質・湖沼は環境基準の A 類型相当以上の水質・海域は環境基準の B 類型相当以上の水質 <p>であること。</p>	<p>周辺の景観と調和が図られ、水や緑、魚などの自然とふれあうことができ、散策など憩いの場が、県民一人ひとりの取組みにより確保されていること。</p>

ウ 計画の指標

- 水質環境基準達成率 河川・湖沼：100%、海域：90%以上
- 「とやま川の見守り隊*」による保全活動への参加人数 10,000人（累計）

* 「とやま川の見守り隊」

地域の水辺の環境保全活動を率先して行うものであり、その活動については、「川」のみではなく、「森・川・海」のつながりを意識しながら、県内各地に広げていくこととしている。

エ 施策の基本的方向性

(ア) 基本的な水環境保全対策の実施（守る）

現在の良好な水環境を保全し、今後とも水質を維持していくため、排水対策や水質汚濁事故の未然防止など、水質汚濁の防止に関する基本的な施策を着実に実施する。

(イ) 水環境のさらなる向上を目指す取組みの推進（育てる）

水環境の魅力のさらなる向上を目指して、行政と県民との協働の取組み、事業者や関係機関と連携した取組みを通じて、県民一人ひとりによる身近な水環境の保全の取組みなどを促進する施策を実施する。

(ウ) 魅力があり、くつろげる水辺の環境の活用（活かす）

本県の魅力ある水環境をくつろげる水辺の環境として、適切な利活用を促進する施策を実施する。

(エ) 県民共有の財産として将来に引き継ぐ（伝える）

魅力ある水環境を、県民共有の財産として将来に引き継いでいくため、主に子どもたちを対象とした環境教育を推進するなど、将来にわたり水環境の保全に取り組む施策を実施する。

オ 計画の推進体制

(ア) 県民・NPO、事業者、行政の役割

a 県民・NPOの役割

- ・日常生活に伴う水環境への負荷を低減する。
- ・自ら積極的に身近な水環境の保全を実践する。等

b 事業者の役割

- ・事業活動に伴う水環境への負荷の低減など、水環境の保全の措置を講ずる。
- ・新たな開発や産業立地時には水環境への影響の低減に配慮する。等

c 行政（県）の役割

- ・水環境保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する。
- ・市町村の水環境保全施策の総合調整を行う。等

d 行政（市町村）の役割

- ・地域特性を踏まえた水環境保全施策を推進する。
- ・水環境保全に関する啓発を行う。等

(イ) 計画の推進体制

表5－2に示す「富山県水質環境計画推進協議会」において、施策の実施状況等について意見・情報交換しながら、関係者が連携して、総合的かつ効果的に計画を推進する。

表5－2 富山県水質環境計画推進協議会 委員

関係団体	行政機関
富山県商工会議所連合会	北陸農政局
富山県商工会連合会	中部経済産業局
一般社団法人富山県経営者協会	北陸地方整備局
富山県農業協同組合中央会	中部地方環境事務所
富山県土地改良事業団体連合会	富山県生活環境文化部次長
富山県森林組合連合会	富山県土木部次長
富山県漁業協同組合連合会	富山県農林水産部次長
富山県内水面漁業協同組合連合会	富山市
富山県環境保健衛生連合会	富山県市長会
富山県消費者協会	富山県町村会
富山県婦人会	
富山県生活学校連絡協議会	
公益社団法人富山県浄化槽協会	
公益財団法人とやま環境財団	

(ウ) 計画の進行管理

関係機関と連携して公共用水域や地下水の水質調査を実施し、水環境の状況を把握とともに、各種施策や水環境保全活動の実施状況などについても、毎年度、適切な把握に努める。また、計画の進捗状況について、環境白書やホームページ等で公表・PRする。

(2) 水質環境計画の推進状況（29年度）

ア 水質常時監視等の実施

公共用水域（河川、湖沼、海域）及び地下水の水質を調査し、汚濁の状況を把握した。（河川63地点、湖沼6地点、海域28地点、地下水76地点等）

イ 富山湾水質保全対策の推進

「富山湾水質改善対策推進協議会」において、工場・事業場による自主的な窒素、りん等の排出抑制対策*に加えて、清掃・植樹活動などの「プラスワンアクション*」を推進した。

*窒素・りん等の排出抑制対策

富山湾海域の水質保全対策を推進するため、計画では、表5-3のとおり、県独自に窒素、りんの水質環境目標値を設定するとともに、海域に流入する窒素、りんの排出負荷量の削減を図るための排水対策を推進している。

排水量が50m³/日以上の工場・事業場を対象に、窒素、りん等の排出量を調査したところ、表5-4のとおり、28年度の窒素、りんの排出量は、11年度と比較して窒素で41%、りんで37%減少していた。

県では、表5-5に示す事業者、行政等により構成される「富山湾水質改善対策推進協議会」において、各事業者に対して窒素、りんの削減に向けた対策を改めて要請した。

表5-3 富山湾海域における窒素・りんの水質環境目標値

水 域 名	窒 素	り ん
小矢部川河口海域(乙)	0.17 mg/L 以下	0.016 mg/L 以下
神通川河口海域(乙)	0.23 mg/L 以下	0.017 mg/L 以下
その他の富山湾海域	0.14 mg/L 以下	0.010 mg/L 以下

表5-4 水質汚濁防止法の規制対象工場・事業場（排水量50m³/日以上）からの排出負荷量

（単位：t/日）

業種 調査項目・ 年度	窒素排出負荷量						りん排出負荷量					
	H11	H24	H25	H26	H27	H28	H11	H24	H25	H26	H27	H28
産業系計	23.0	13.0	10.7	8.2	10.4	11.5	0.84	0.44	0.35	0.34	0.34	0.34
生活系(下水道等)	3.7	4.0	4.7	4.7	4.8	4.3	0.28	0.23	0.36	0.35	0.35	0.36
合計	26.7	17.0	15.4	13.0	15.2	15.9	1.12	0.67	0.71	0.69	0.69	0.70
削減率(H11年度ベース)	-	36%	42%	51%	43%	41%	-	40%	37%	39%	38%	37%

表5－5 富山湾水質改善対策推進協議会 会員

(H30.3.31現在)

工 場・事 業 場	行 政 機 関
金剛化学(株)	富山県生活環境文化部環境政策課
JFE マテリアル(株)	富山県環境科学センター
協和ファーマケミカル(株)	富山県農林水産部農業技術課
中越パルプ工業(株)高岡工場	富山県農林水産部農村整備課
東洋紡㈱富山事業所庄川工場	富山県農林水産部水産漁港課
京セラ(株)富山入善工場	富山県土木部都市計画課
富山県神通川左岸浄化センター	富山市環境部環境保全課
富山市浜黒崎浄化センター	富山市上下水道局下水道課
富山製紙(株)富山工場	
日産化学工業(株)富山工場	
日本高周波鋼業(株)富山製造所	
日本曹達(株)高岡工場	
パナソニックセミコンダクターソリューションズ(株)魚津地区	
細川機業(株)	
燐化学工業(株)	
YKK(株)黒部事業所黒部工場	

* プラスワンアクション

富山湾の水質保全のため、工場・事業場とともに富山湾水質改善推進対策協議会を立ち上げ(H15)、水質汚濁の原因となる窒素、りんの排出抑制に取り組んできたところであり、同協議会の構成企業等の賛同を得て、27年度から美しい富山湾を目指した自主的な環境保全活動を「プラスワンアクション」として位置付け、取組みを推進している。



地域住民との植樹活動



工場周辺の清掃活動



統一ロゴマーク

ウ 水質汚濁事故対策の推進

水質汚濁事故対策連絡会議による事故対策時の連絡体制の確保を図るとともに、関係機関等と連絡して、油流出などの事故時に迅速に対応するための訓練や、事故防止を呼びかけるリーフレット（事業者向け、一般家庭向け、計3万部作成）の配布等を実施した。

エ 水環境保全活動の促進

本県の水環境の素晴らしさを実感してもらうため、その自然環境や水と人の関わり具合を調べる「水のすこやかさ調査」を県民・事業者の参加のもとを行うキャンペーンを県全域で展開した。さらに、ウェブサイト「とやま名水ナビ」を活用し、地域に根差した水環境保全活動の先駆的事例などの情報を提供した。

川のすこやかさ調査結果

このマップは川のすこやかさ調査キャンペーン2017に参加いただいた方の結果をもとに作成しています。

近くの川で調べてみよう

調査結果を記入し、地図と比べてみよう！

川の名前

調査場所

レーダーチャート
自然なすがた
地域とのつながり
ゆたかな生きもの
水のきれいさ

快適な水辺

点数をつけおわったら、5つもの
のさし(指標)ごとに平均をだし、
レーダーチャートにチェックして
みよう！

調査を実施したり、
記録した観察ノートを
富山県環境保全課へ
報告しよう！
みんなの調査結果が
名水ナビに
掲載されるよ!!

川のすこやかさ調査 キャンペーン2017

平成29年7月20日から9月18日までを実施期間と
して、川のすこやかさ調査キャンペーンを実施しま
した。その結果、延べ650人に参画いただき、県
内の様子など約100か所で調査が行われました。

参加者一覧

No.	団体・名等	調査点数
1	金剛新工コックス(富山市)	2地点
2	川をめぐるどなつの会(砺波市)	2地点
3	毛らきら黒部(黒部市)	6地点
4	ラブモールネット(富山市)	1地点
5	ころべ水の少年団(黒部市)	4地点
6	高岡市立中田小学校・頸の会(高岡市)	4地点
7	ソリバーグクラブ(魚津市)	4地点
8	どやまエコ体験室(滑川市)	1地点
9	富山市東部地区下流(滑川市)	1地点
10	南砺市エコビレッジ隊(南砺市)	3地点
11	ハインクラブ(滑川市)	2地点
12	はなクラブ(滑川市)	12地点
13	ひかる☆(滑川市)	1地点
14	ビレッジ隊(滑川市)	1地点
15	オレストッククラブ(滑川市)	2地点
16	ホトリーム隊(滑川市)	3地点
17	M o クラブ(滑川市)	4地点
18	個人(滑川市)	1地点
19	個人(小矢部市)	1地点
20	個人(高岡市)	1地点
21	個人(高岡市)	1地点
22	個人(砺波市)	1地点
23	金沢フーマークスカナル(高岡市)	1地点
24	JFEマテリアル(滑川市)	1地点
25	JR防衛施設(滑川市)	1地点
26	富山市工業所(滑川市)	1地点
27	富山市工業所(富山市)	1地点
28	「アニゴミ」コンタクトリサイクルセンター(射水市)	1地点
29	日本高周波技術(富山市)	1地点
30	YKK株式会社(黒部市)	5地点
31	三ヶ谷ミカヅキ電気(富山市)	1地点
32	麗の原(富山市)	2地点

※No.23-31はプラスワン第一アクションとして調査

5 地域とのつながり

水環境と人とのつながりをあらわします。

歴史・文化	(1, 2, 3)
川にまつわるからくりの歴史的、文化的な話など	
水辺への近づきやすさ	(1, 2, 3)
水辺に近づけるか	
日常的な利用	(1, 2, 3)
散歩、スポーツなどよく利用されているか	
産業などの活動	(1, 2, 3)
漁業、製造など利用されているか	
環境活動	(1, 2, 3)
住民の環境活動を行なっているか	
環境を守るために利用されているか	

4 快適な水辺

かいとぎ なまくべ

3 水のきれいさ

水のきれいさや清らかさをあらわします。

水のきれいさ	(1, 2, 3)
水のきれいさや清らかさをあらわします。	
水辺の植物	(1, 2, 3)
水辺の緑がある	
鳥のすみ場	(1, 2, 3)
水辺の鳥がある。すみ場がある	
魚のすみ場	(1, 2, 3)
魚がある。すみ場がある	
川の生きもの	(1, 2, 3)
川底の石にかっこ色の藻がある。虫がある	

2 ゆたかな生きもの

水環境にいる生きもののゆたかさをあらわします。

川原と水辺の植物	(1, 2, 3)
水辺の緑がある	
鳥のすみ場	(1, 2, 3)
水辺の鳥がある。すみ場がある	
魚のすみ場	(1, 2, 3)
魚がある。すみ場がある	
川の生きもの	(1, 2, 3)
川底の石にかっこ色の藻がある。虫がある	

1 自然なすがた

水環境に自然がどのくらい残されているかをあらわします。

水の流れの量	(1, 2, 3)
川の日々なくなったり流れがある	
肩のようす	(1, 2, 3)
土や砂、岩の堆積があり、コンクリートなどで埋められていない	
魚がいる川	(1, 2, 3)
魚がいる川がある	
魚がいる川のほとりの生きもの	(1, 2, 3)
川底の石にかっこ色の藻がある。虫がある	

6 水質関係の各種調査

(1) 窒素・りんの環境調査

ア 調査概要

河川や海域における全窒素及び全りんの実態を把握するため、河川 51 地点、湖沼 6 地点、海域 28 地点の合計 85 地点で調査を実施した。

表 6-1 公共用海域における全窒素・全りんの水質調査結果（29 年度）

（単位：mg/L）

水 域 名	調 査 地 点 名	全窒素	全りん	水 域 名	調 査 地 点 名	全窒素	全りん
阿 尾 川	阿 尾 橋	0.76	0.065	黒 部 川	下 黒 部 橋	0.20	0.010
余 川 川	間 島 橋	0.71	0.047	入 川	未 端	0.27	0.032
上 庄 川	北 の 橋	0.74	0.080	小 川	赤 川 橋	0.35	0.026
仏 生 寺 川	八 舶 橋	3.3	0.23		上 朝 日 橋	0.32	0.012
湊 川	中 の 橋	1.2	0.14	舟 川	舟 川 橋	0.33	0.034
小 矢 部 川	河 口	0.98	0.070	木 流 川	末 端	0.41	0.051
	太 美 橋	0.48	0.034	笹 川	笹 川 橋	0.38	0.014
千 保 川	地 子 木 橋	0.76	0.045	境 川	境 橋	0.46	0.017
祖 父 川	新 祖 父 川 橋	0.81	0.040	境 川 ダム貯水池 （桂 湖）	え ん 堤 付 近	0.34	0.005
山 田 川	福 野 橋	0.46	0.032		湖 中 央	0.34	0.005
	二 ケ 潤 えん 堤	0.38	0.012	有 峰 ダム貯水池 （有 峰 湖）	え ん 堤 付 近	0.30	0.005
庄 川	大 門 大 橋	0.55	0.038		湖 中 央	0.26	0.005
	雄 神 橋	0.24	0.010	黒 部 ダム貯水池 （黒 部 ダム）	え ん 堤 付 近	0.18	0.006
和 田 川	末 端	0.30	0.021		湖 中 央	0.15	0.007
内 川	山 王 橋	1.3	0.049	富 山 新 港 海 域	富 山 新 港 No. 1	0.24	0.042
	西 橋	0.38	0.041		富 山 新 港 No. 2	0.24	0.043
下 条 川	稲 積 橋	1.0	0.081		富 山 新 港 No. 3	0.27	0.055
新 堀 川	白 石 橋	1.0	0.082		富 山 新 港 No. 4	0.24	0.059
西部主幹排水路	西部 排 水 機 場	0.54	0.10	第一貯木場	姫 野 橋	0.44	0.088
東部主幹排水路	東 部 排 水 機 場	0.68	0.12	中 野 整 理 場	中 央	0.52	0.080
神 通 川	萩 浦 橋	1.3	0.022	小 矢 部 川 河 口 海 域	小 矢 部 川 河 口 海 域 No.2	0.15	0.013
	神 通 大 橋	0.38	0.018		小 矢 部 川 河 口 海 域 No.3	0.17	0.013
宮 川	新 国 境 橋	0.47	0.031		小 矢 部 川 河 口 海 域 No.5	0.13	0.010
高 原 川	新 猪 谷 橋	0.36	0.010		小 矢 部 川 河 口 海 域 No.6	0.14	0.010
い た ち 川	四 ツ 屋 橋	0.64	0.038	神 通 川 河 口 海 域	神 通 川 河 口 海 域 No.1	0.17	0.011
松 川	桜 橋	0.72	0.039		神 通 川 河 口 海 域 No.2	0.21	0.012
富 岩 運 河	萩 浦 小 橋	0.60	0.048		神 通 川 河 口 海 域 No.3	0.16	0.011
岩 瀬 運 河	岩 瀬 橋	1.4	0.048		神 通 川 河 口 海 域 No.4	0.16	0.011
常 願 寺 川	今 川 橋	0.33	0.015		神 通 川 河 口 海 域 No.5	0.17	0.011
白 岩 川	東 西 橋	0.52	0.047		神 通 川 河 口 海 域 No.6	0.15	0.011
	泉 正 橋	0.60	0.057	そ の 他 富 山 海 域	小 矢 部 川 河 口 海 域 No.7	0.14	0.009
柄 津 川	流 觀 橋	0.43	0.028		神 通 川 河 口 海 域 No.7	0.15	0.009
	寺 田 橋	0.39	0.018		そ の 他 地 先 海 域 No.1	0.11	0.007
上 市 川	魚 脊 橋	0.53	0.037		そ の 他 地 先 海 域 No.2	0.12	0.009
中 川	落 合 橋	0.78	0.041		そ の 他 地 先 海 域 No.3	0.12	0.008
早 月 川	早 月 橋	0.48	0.011		そ の 他 地 先 海 域 No.4	0.15	0.012
角 川	角 川 橋	0.58	0.043		そ の 他 地 先 海 域 No.5	0.15	0.011
鴨 川	港 橋	0.59	0.034		そ の 他 地 先 海 域 No.6	0.16	0.011
片 貝 川	落 合 橋	0.65	0.017		そ の 他 地 先 海 域 No.7	0.15	0.009
布 施 川	落 合 橋	0.51	0.038		そ の 他 地 先 海 域 No.8	0.13	0.008
黒 瀬 川	石 田 橋	0.56	0.057		そ の 他 地 先 海 域 No.9	0.12	0.008
高 橋 川	立 野 橋	1.5	0.049		そ の 他 地 先 海 域 No.10	0.11	0.008
吉 田 川	吉 田 橋	0.85	0.042				

注1 測定値は、年平均値である。

注2 上庄川「北の橋」については、橋梁架替工事のため、上流の「恵比寿橋」において採水を実施した。

イ 調査結果

調査結果は、表6-1のとおりであった。

また、富山湾海域における全窒素及び全りんの濃度は、それぞれ環境基準のI類型（全窒素 0.2 mg/L以下、全りん 0.02mg/L以下）に相当する水質であり、水質環境計画で設定した水質環境目標の適合状況は、表6-2のとおり、全窒素は17地点中12地点で適合（適合率71%）、全りんは17地点中14地点で適合（適合率82%）していた。

表6-2 全窒素・全りんの水質環境目標の適合状況

水 域 名	調査地点名	水質環境目標		年間平均値(mg/L)		適合状況		
		全窒素	全りん	全窒素	全りん	全窒素	全りん	
富 山 湾	小矢部川 河口海域	小矢部5 mg/L以下	0.17 mg/L以下	0.016	0.010	○	○	
				0.14	0.010	○	○	
	神通川 河口海域	神通4 神通5 神通6	0.23 mg/L以下	0.16	0.011	○	○	
				0.17	0.011	○	○	
				0.15	0.011	○	○	
	その他の 富山湾海域	小矢部7 神通7 その他1 その他2 その他3 その他4 その他5 その他6 その他7 その他8 その他9 その他10	0.14 mg/L以下	0.010 mg/L以下	0.14	0.009	○	○
					0.15	0.009	×	○
					0.11	0.007	○	○
					0.12	0.009	○	○
					0.12	0.008	○	○
					0.15	0.012	×	×
					0.15	0.011	×	×
					0.16	0.011	×	×
					0.15	0.009	×	○
					0.13	0.008	○	○
					0.12	0.008	○	○
					0.11	0.008	○	○

(2) 要監視項目の環境調査

ア 調査概要

公共用水域における要監視項目の実態を把握するため、河川 52 地点及び海域 1 地点の合計 53 地点で調査を実施した。

イ 調査結果

調査結果は、表 6-3 のとおりで、調査した 15 項目のうち、フェニトロチオン、ニッケル、モリブデン及び全マンガンの 4 項目が検出されたが、環境省の定める指針値を超過した地点は無かった。

表 6-3 河川及び海域における要監視項目調査結果（29 年度）

調査項目	調査地点数 (河川/海域)	検出地点 (河川/海域)	測定結果 (mg/L)	指針値超過地点数	指針値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)
フェノール	52/0	0/0	ND	0	0.01～0.08	0.001
ホルムアルデヒド	52/0	0/0	ND	0	1	0.003
イソキサチオン	52/0	0/0	ND	0	0.008	0.0008
ダイアジノン	52/0	0/0	ND	0	0.005	0.0005
フェニトロチオン	52/0	2/0	ND～0.0009	0	0.003	0.0003
クロロタロニル	52/0	0/0	ND	0	0.05	0.005
プロピザミド	52/0	0/0	ND	0	0.008	0.0008
EPN	52/0	0/0	ND	0	0.006	0.0006
ジクロルボス	52/0	0/0	ND	0	0.008	0.0008
イプロベンホス	52/0	0/0	ND	0	0.008	0.0008
クロルニトロフェン	52/0	0/0	ND	-	-	0.0005
ニッケル	52/0	8/0	ND～0.035	-	-	0.001
モリブデン	52/0	2/0	ND～0.042	0	0.07	0.007
エピクロロヒドリン	52/0	0/0	ND	0	0.0004	0.00004
全マンガン	52/1	25/1	ND～0.11	0	0.2	0.02

注 ND とは、定量下限値未満をいう。

(3) 湖沼の水質調査

ア 調査概要

主要な湖沼の水質の現状を把握し、水質汚濁の未然防止に資するため、刀利ダム貯水池及び上市川第二ダム貯水池の2湖沼で水質調査を実施した。

(ア) 調査対象湖沼

調査対象湖沼の概要は、表6-4のとおりである。

(イ) 調査地点及び調査回数

湖中央及びダムえん堤付近の2地点で、7～8月及び10～11月に調査を実施した。

(ウ) 調査項目

透明度、pH、COD、SS、DO、全窒素、全りん、クロロフィルa

イ 調査結果

調査結果は、表6-5のとおりで、有機汚濁の指標であるCODについては、環境基準のA類型（A：3mg/L以下）に相当する水質であった。

表6-4 調査対象湖沼

湖沼名	所在地	有効貯水量 (千m ³)	湛水面積 (km ²)	主な利水目的
刀利ダム貯水池	南砺市刀利	23,400	1.03	洪水調整、かんがい、発電
上市川第二ダム貯水池	中新川郡上市町東種	4,700	0.39	洪水調整、流水維持、発電

表6-5 湖沼の調査結果(29年度)

湖沼名	調査回数	調査項目							
		透明度 (m)	pH	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全りん (mg/L)	クロロフィル a (μg/L)
刀利ダム貯水池	1	2.0	7.9	2.0	11	7.9	0.33	0.009	1.9
上市川第二ダム貯水池	2	2.5	7.6	1.3	2	8.7	0.32	0.004	1.5

注 測定値は、年平均値である。

(4) 海水浴場の水質調査

ア 調査概要

海水浴場の水質実態を把握するため、主要 8 海水浴場について調査を実施した。

(ア) 調査時期

開設前：4月 10 日～5月 9 日

開設中：7月 17 日～7月 23 日

(イ) 調査海水浴場

小境（氷見市）、島尾（氷見市）、雨晴・松太枝浜（高岡市）、八重津浜（富山市）、岩瀬浜（富山市）、浜黒崎（富山市）、石田浜（黒部市）、宮崎・境海岸（朝日町）

(ウ) 調査項目

ふん便性大腸菌群数、C O D、油膜の有無、透明度、病原性大腸菌O-157

イ 調査結果

調査結果は、表 6－6 のとおりで、すべての海水浴場で水浴可能な水質であった。

水浴場水質判定基準によれば、開設前は、5 海水浴場で「適、水質 A A」、3 海水浴場で「適、水質 A」であった。また、開設中は、3 海水浴場で「適、水質 A A」、5 海水浴場で「適、水質 A」であった。

表6－6 海水浴場水質調査結果（29年度）

開設前（4～5月）

海水浴場	ふん便性 大腸菌群数 (個/100mL)	COD (mg/L)	油膜 の有無	透明度 (m)	病原性 大腸菌 O-157	判定
小 境（氷見市）	2未満	0.9	なし	全透	不検出	水質AA
島 尾（氷見市）	2未満	1.3	なし	全透	不検出	水質AA
雨晴・松太枝浜（高岡市）	2未満	1.2	なし	全透	不検出	水質AA
八重津浜（富山市）	6	1.2	なし	全透	不検出	水質A
岩瀬浜（富山市）	4	1.1	なし	全透	不検出	水質A
浜黒崎（富山市）	2	1.0	なし	全透	不検出	水質A
石田浜（黒部市）	2未満	1.2	なし	全透	不検出	水質AA
宮崎・境海岸（朝日町）	2未満	1.1	なし	全透	不検出	水質AA

開設中（7～8月）

海水浴場	ふん便性 大腸菌群数 (個/100mL)	COD (mg/L)	油膜 の有無	透明度 (m)	病原性 大腸菌 O-157	判定
小 境（氷見市）	2未満	1.0	なし	全透	不検出	水質AA
島 尾（氷見市）	3	0.9	なし	全透	不検出	水質A
雨晴・松太枝浜（高岡市）	2	0.9	なし	全透	不検出	水質A
八重津浜（富山市）	2未満	1.7	なし	全透	不検出	水質AA
岩瀬浜（富山市）	2未満	1.6	なし	全透	不検出	水質AA
浜黒崎（富山市）	2	1.4	なし	全透	不検出	水質A
石田浜（黒部市）	27	2.0	なし	全透	不検出	水質A
宮崎・境海岸（朝日町）	2	1.3	なし	全透	不検出	水質A

(5) 神一ダム水質調査

神岡鉱業(株)との「環境保全等に関する協定」に基づき、カドミウムについて神一ダムで毎月、1日5回の調査を実施した。その結果は、表6-7のとおり、不検出(0.0001mg/L未満)～0.0001mg/Lであり、環境基準(0.003mg/L)と比べて極めて低い値であった。

表6-7 神一ダム水質調査結果(29年度)

(単位: mg/L)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
カドミウム	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
カドミウム	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001～0.0001	<0.0001	<0.0001

(6) 底質の重金属調査

ア 調査概要

公共用水域における底質の重金属の状況を把握し、水質汚濁の未然防止を図るため、河川及び港湾19地点で調査を実施した。

イ 調査結果

調査結果は、表6-8のとおりで、総水銀については、底質の暫定除去基準値(河川 25ppm)以上の地点はなかった。

表6-8 底質(重金属)調査結果(29年度)

区分	水域名	調査地点名	調査結果					
			総水銀 (mg/kg)	カドミウム (mg/kg)	鉛 (mg/kg)	ひ素 (mg/kg)	総クロム (mg/kg)	強熱減量 (%)
河川	小矢部川	聖人橋	<0.01	<0.1	4	2.8	<10	1.3
		津沢大橋	0.01	<0.1	6	2.5	<10	1.8
	神通川	成子大橋	<0.01	0.1	8	3.2	15	0.7
		宮川	新国境橋	0.04	0.1	14	9.1	26
	高原川	新猪谷橋	<0.01	0.3	15	6.0	31	0.9
		白岩川	東西橋	<0.01	<0.1	3	2.3	<10
	上市川	魚躬橋	0.02	<0.1	5	3.2	29	2.1
	中川	落合橋	0.04	0.2	15	5.8	38	2.7
	早月川	早月橋	<0.01	<0.1	8	3.7	14	0.6
	角川	角川橋	0.02	<0.1	7	4.5	20	1.8
	鴨川	港橋	0.04	<0.1	16	3.6	33	1.0
	片貝川	落合橋	0.01	<0.1	5	4.2	13	1.3
	岩瀬運河	岩瀬橋	14	2.1	150	16	220	10
	富岩運河	萩浦小橋	4.0	0.9	94	19	620	18
		木場橋	0.51	1.9	78	12	62	8.8
	住友運河	前川橋	2.3	0.5	61	12	130	8.4
港湾	富山港	港口	0.02	0.2	23	7.4	17	2.5
		港中央	0.23	0.6	61	11	59	6.9
		港奥	1.5	0.7	170	21	170	8.5
定量下限値			0.01	0.1	1	0.5	10	—

注 NDとは、定量下限値未満をいう。

(7) 立山環境調査

立山地区の水質環境の保全を図るため、図6-1に示す発生源10事業場及び常願寺川上流部の河川等の環境6地点の水質調査を実施した。

その結果、発生源については、いずれも排水基準に適合していた。また、河川環境については、表6-9のとおりで、BOD（又はCOD）は、概ねこれまでの調査結果の範囲内であり、著しい水質悪化は認められなかった。

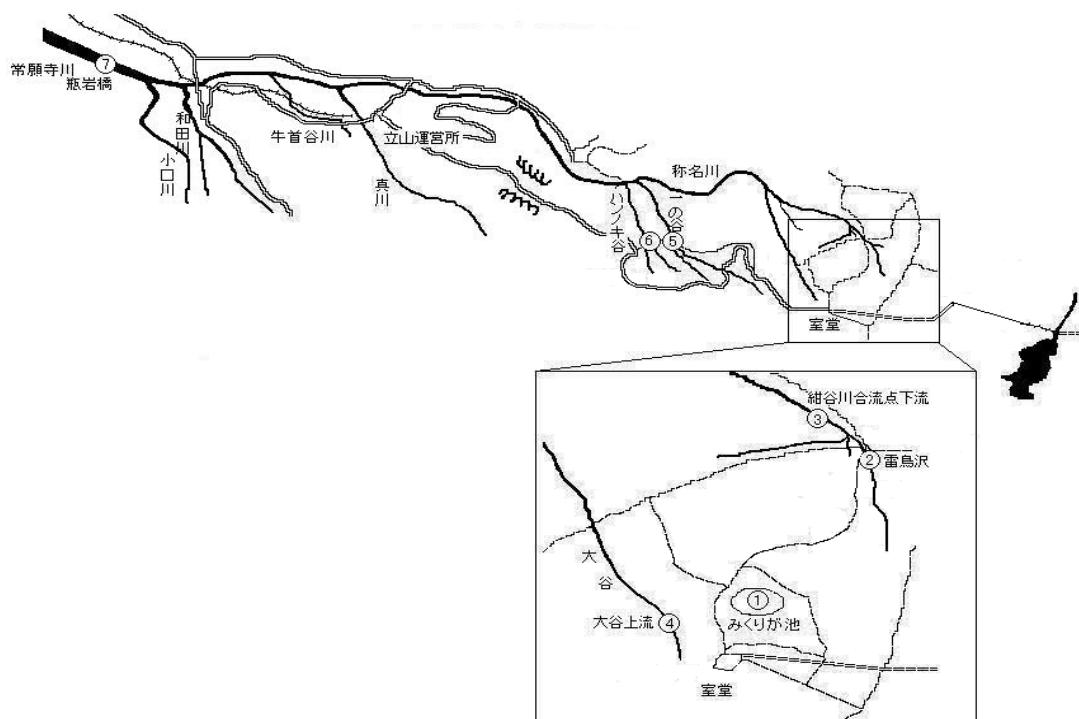


図6-1 立山環境調査地点

表6-9 立山環境調査（河川環境調査）結果（29年度）

区分	名 称		pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)
称名滝上流	①	みくりが池	4.9	<0.5	<1
	②	雷鳥沢	6.4	<0.5	<1
	③	紺谷川合流点下流	-	-	-
	④	大谷上流	7.5	<0.5	1
	⑤	一の谷	7.6	<0.5	<1
	⑥	ハンノキ谷	7.2	<0.5	<1
称名滝下流	⑦	常願寺川瓶岸橋	7.8	<0.5	1

注1 BOD欄中、「みくりが池」はCODの値である。

注2 「紺谷川合流点下流」は、火山ガスの影響により29年度は調査を実施していない。

注3 瓶岩橋通行止めのため下流の横江頭首工にて採水を行った。

(8) 水生生物調査

広く水質保全意識の普及啓発を図るため、各種団体の協力を得て、河川の水生生物調査を実施しており、29年度は、表6-10のとおり、2団体延べ457名の参加により、6河川の9地点で調査を実施した。

表6-10 水生生物調査結果（29年度）

河川名	調査地点名	水質階級	調査団体名
敷波川	小矢部市浅地地内	II	小矢部市
小矢部川	高岡市福岡町三日市 三日市橋	III	国土交通省（富山河川国道事務所）
	小矢部市田川 五位床頭首工付近	II	
熊野川	富山市安養寺 熊野橋付近	I	
常願寺川	富山市上滝 立山橋付近	I	
利賀川	南砺市利賀村坂上地内	I	国土交通省（利賀ダム工事事務所）
黒部川	黒部市本村 下黒部橋付近	I	国土交通省（黒部河川事務所）
	黒部市宇奈月町音澤 音沢大橋橋付近	I	
	黒部市宇奈月町黒部 鐘釣付近	I	
計 6河川	9地点		2団体、延べ457人

注 水質階級の判定と主な指標生物は以下のとおりである。

- I (きれいな水) : ウズムシ類、カワゲラ類、ヒラタカゲロウ類
- II (少しきたない水) : ヒラタドロムシ類等
- III (きたない水) : ミズムシ、タニシ類等
- IV (大変きたない水) : エラミミズ、ユスリカ類等

(9) ダイオキシン類の環境調査

河川、海域及び地下水について、ダイオキシン類の環境調査を実施した。

調査結果は、表6-11のとおりで、河川底質については、それぞれ富山市の富岩運河1地点で環境基準値を超えていたが、その他の地点では環境基準を達成していた。

また、海域水質、海域底質及び地下水質については、すべての地点で環境基準を達成していた。

表6-11 ダイオキシン類環境調査結果（29年度）

ア 河川（水質）

水域名	調査地点名	調査回数	調査結果 [pg-TEQ/L]			調査機関
			1回目	2回目	平均	
阿尾川	阿尾橋	年1回	0.11	-	0.11	富山県
上庄川	恵比寿橋	〃	0.11	-	0.11	〃
小矢部川	河口	〃	0.070	-	0.070	国土交通省
	城光寺橋	〃	0.071	-	0.071	〃
千保川	地子木橋	〃	0.097	-	0.097	高岡市
祖父川	新祖父橋	〃	0.12	-	0.12	〃
庄川	大門大橋	〃	0.068	-	0.068	国土交通省
内川	西橋	〃	0.068	-	0.068	富山県
神通川	萩浦橋	〃	0.070	-	0.070	国土交通省
	神通大橋	〃	0.070	-	0.070	〃
いたち川	四ツ屋橋	年2回	0.13	0.067	0.099	富山市
松川	桜橋	〃	0.11	0.084	0.097	〃
富岩運河	萩浦小橋	〃	1.1	0.40	0.75	〃
岩瀬運河	岩瀬橋	〃	0.090	0.10	0.095	〃
常願寺川	今川橋	年1回	0.067	-	0.067	国土交通省
	常願寺橋	〃	0.067	-	0.067	〃
白岩川	東西橋	年2回	0.13	0.11	0.12	富山市
上市川	魚躬橋	年1回	0.055	-	0.055	富山県
早月川	早月橋	〃	0.052	-	0.052	〃
片貝川	落合橋	〃	0.053	-	0.053	〃
黒瀬川	石田橋	〃	0.056	-	0.056	〃
吉田川	吉田橋	〃	0.086	-	0.086	〃
黒部川	下黒部橋	〃	0.067	-	0.067	国土交通省
木流川	末端	〃	0.056	-	0.056	富山県
環境基準					1	

イ 河川（底質）

水 域 名	調査地点名	調査回数	調査結果 [pg-TEQ/g]	調査機関
阿 尾 川	阿 尾 橋	年1回	0.23	富 山 県
上 庄 川	恵 比 寿 橋	〃	3.8	〃
小矢部川	河 口	〃	0.23	国土交通省
	城 光 寺 橋	〃	0.22	〃
庄 川	大 門 大 橋	〃	0.21	〃
神 通 川	萩 浦 橋	〃	0.22	〃
	神 通 大 橋	〃	0.23	〃
富 岩 運 河	萩 浦 小 橋	〃	610	富 山 市
常願寺川	今 川 橋	〃	0.23	国土交通省
	常願寺橋	〃	0.21	〃
白 岩 川	東 西 橋	〃	0.36	富 山 市
吉 田 川	吉 田 橋	〃	1.1	富 山 県
黒 部 川	下 黒 部 橋	〃	0.21	国土交通省
木 流 川	末 端	〃	0.47	富 山 県
環境基準			150	

ウ 海域（水質）

水域名	調査地点名	調査回数	調査結果 [pg-TEQ/L]	調査機関
富 山 新 港 海 域	新 港 1	年1回	0.059	富 山 県
神 通 川 河 口 海 域	神 通 2	〃	0.054	〃
そ の 他 富 山 湾 海 域	そ の 他 5	〃	0.065	〃
〃	そ の 他 8	〃	0.054	〃
環境基準			1	

エ 海域（底質）

水域名	調査地点名	調査回数	調査結果 [pg-TEQ/g]	調査機関
富 山 新 港 海 域	新 港 1	年1回	1.2	富 山 県
神 通 川 河 口 海 域	神 通 2	〃	3.2	〃
そ の 他 富 山 湾 海 域	そ の 他 5	〃	2.9	〃
〃	そ の 他 8	〃	1.3	〃
環境基準			150	

才 地下水質

市町村名	調査地点名	調査回数	調査結果 [pg-TEQ/L]	調査機関
富山市	四方南町	年1回	0.057	富山市
〃	水橋上砂子坂	〃	0.057	〃
〃	水橋市田袋	〃	0.057	〃
〃	五福	〃	0.057	〃
〃	月見町	〃	0.057	〃
〃	馬瀬口	〃	0.057	〃
〃	八尾町福島	〃	0.057	〃
〃	婦中町千里	〃	0.057	〃
高岡市	醍醐	〃	0.051	高岡市
〃	福岡町矢部	〃	0.051	〃
氷見市	柳田	〃	0.051	富山県
砺波市	鷹栖	〃	0.046	〃
小矢部市	五郎丸	〃	0.39	〃
南砺市	吉江中	〃	0.051	〃
射水市	串田	〃	0.046	〃
環境基準			1	

7 水質汚濁に係る事故等

(1) 水質汚濁事故の概要

県内では、有害物質や油等の河川等への流出や地下への浸透等の水質汚濁事故が年間40～50件程度発生している。29年度の水質汚濁事故の発生件数は、図7-1のとおり、50件で、その内訳は、「油の流出」が42件と最も多くなっている。

主な事故の原因は、下図のとおり、ホームタンクからの小分け中の不注意やバルブの閉め忘れのような「作業ミス」による事故の割合が最も多くなっている。

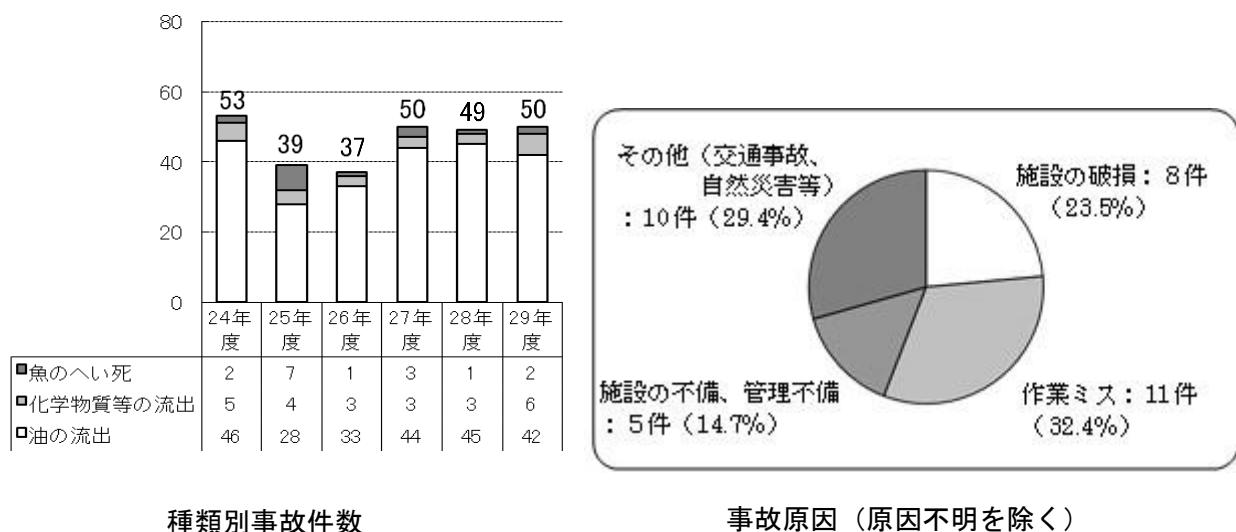


図7-1 水質汚濁事故の発生状況

(2) 水質汚濁事故対策連絡会議

県では、水質汚濁事故の未然防止の推進、事故時の関係者間の連携体制の強化を図るため、市町村や関係機関、事業者団体などで構成される「富山県水質汚濁事故対策連絡会議」を22年度に設置し、各種の取組みを実施している。

主な取り組みとしては、冬期に一般家庭からの油流出事故が多発していることなどを踏まえ、「油流出事故防止に関するリーフレット」を2種類作成し、事業者や一般家庭に対して注意喚起を行ったほか、水質汚濁事故対応ハンドブックマニュアルに基づく事故時の初動対応等を確認するため、富山一級水系水質汚濁対策連絡協議会と連携し、関係機関を対象とした講習を行った。

- 「油流出事故防止に関するリーフレット」
掲載先
http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1706/kj00010319.html
- 「水質汚濁事故対応ハンドブックマニュアル」
掲載先
http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1706/kj00010320.html
- 「地下水汚染未然防止リーフレット」
掲載先
http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1706/kj00013076-002-01.html



地下水汚染未然防止リーフレット

表7-1 水質汚濁事故の内訳（29年度）

No	発生月	流出先等	流出物	発生源				原因別				魚の へい死	
				工場 ・ 事 業 場	一 般 家 庭	そ の 他	不 明	配 管 等 の 破 損	作 業 ミ ス	点 検 ・ 管 理 不 備	そ の 他 交 通 事 故 等		
1	4月	古川	油流出（機械油）	○				○					
2	4月	神通川水系	油流出（不明）			○					○		
3	4月	小矢部川	化学物質等（ひ素）	○				○					
4	6月	岩瀬運河	油流出（機械油）	○				○					
5	7月	白岩川水系	油流出（軽油）		○			○					
6	7月	常願寺川水系	油流出（ガソリン）	○						○			
7	7月	常願寺川水系	油流出（ガソリン、軽油）	○						○			
8	7月	黒部川	油流出（軽油、作動油）	○						○			
9	7月	用水路	【魚（コイ、フナなど）のへい死】			○					○		
10	8月	黒瀬川	化学物質等（塗料）	○						○			
11	8月	港内	油流出（軽油）		○				○				
12	9月	上庄川	油流出（不明）			○					○		
13	9月	用水路	油流出（ガソリン）		○					○			
14	9月	白岩川水系	油流出（不明）			○					○		
15	9月	道路側溝	油流出（灯油）		○			○					
16	9月	常願寺川水系	油流出（軽油）		○					○			
17	10月	小矢部川水系	【魚（ウグイなど）のへい死】			○					○		
18	10月	道路側溝	油流出（軽油）		○			○					
19	10月	富岩運河	油流出（不明）			○					○		
20	10月	神通川	油流出（軽油）		○					○			
21	10月	神通川水系	油流出（灯油）		○				○				
22	10月	出戸川	油流出（灯油）		○				○				
23	11月	用水路	油流出（不明）			○					○		
24	11月	用水路	油流出（灯油）		○				○				
25	11月	港内	化学物質等（ひ素）	○						○			
26	11月	神通川水系	油流出（不明）			○					○		
27	11月	神通川水系	油流出（機械油）	○						○			
28	11月	用水路	油流出（灯油）		○			○					
29	12月	上市川水系	油流出（灯油）		○			○					
30	12月	仏生寺川水系	油流出（灯油）			○					○		
31	12月	用水路	油流出（灯油）		○			○					
32	12月	岩瀬運河	油流出（不明）			○					○		
33	12月	庄川水系	油流出（灯油）	○			○						
34	1月	小矢部川水系	化学物質等（全クロム）	○			○						
35	1月	内川	油流出（不明）		○					○			
36	1月	内川	油流出（灯油）			○					○		
37	1月	用水路	油流出（不明）			○					○		
38	1月	用水路	油流出（不明）			○					○		
39	1月	上庄川	油流出（不明）			○					○		
40	2月	小矢部川水系	油流出（灯油）	○					○				
41	2月	小矢部川	化学物質等（カドミウム、鉛、亜鉛）	○						○			
42	2月	用水路	油流出（軽油）	○				○					
43	2月	岩瀬運河	油流出（機械油）	○							○		
44	2月	小矢部川水系	白濁水			○					○		
45	2月	上市川水系	油流出（不明）	○					○				
46	3月	用水路	油流出（作動油）	○				○					
47	3月	神通川水系	油流出（軽油）	○				○					
48	3月	白岩川水系	油流出（灯油）		○			○					
49	3月	白岩川水系	油流出（不明）			○					○		
50	3月	角川	油流出（灯油）		○			○					
合計				18	8	8	16	8	11	5	10	14	2

油流出事故を 防止しましよう!

STOP!

家庭のホームタンクから、灯油が漏れ出し、河川などに流出する事故が多発しています。その多くは **うつかりミスが原因** です。

作業中は
その場を
離れない
ように！



例えば 200ℓ
流出させたら
 $200\ell \times \text{約}75\text{円}$
= **約 15,000円**
の損失



バルブの
緩み、締め忘れに
注意！

土壤に染み込んだら
地下水を汚すおそれも！



油流出事故は、河川、海、地下水などに重大な環境影響を引き起こし、水利用に支障をきたすなど、人の生活や動植物に多大な影響を与えるおそれがあります。

※このリーフレットはご家庭で掲示をお願いします。

油流出事故を起こしたら！ (見つけたら！)

消防署(119)又は
市町村の環境担当課までご連絡ください。

できるかぎり、布や新聞紙でふき取り、
回収しましょう！

◆ 注意事項 ◆

- 油を水で洗い流すのは厳禁！
- 油処理剤や洗剤の使用は原則厳禁！

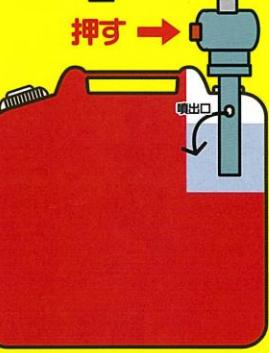
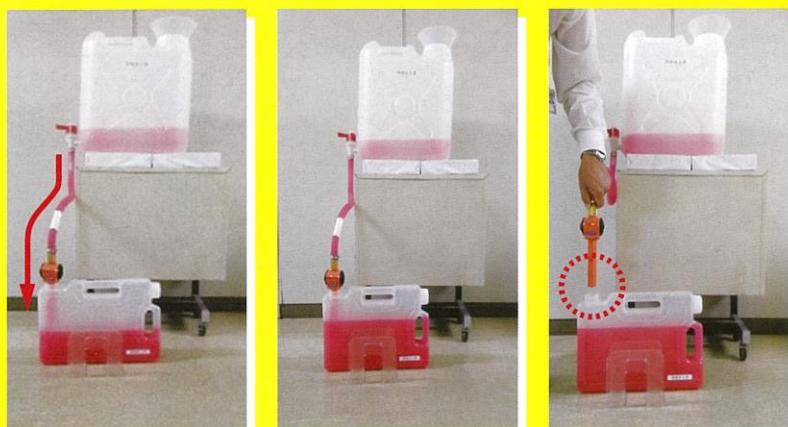
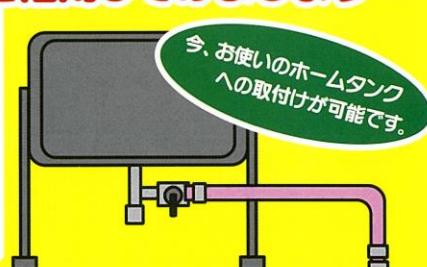
※油処理剤は油を分解するものではありません。河川等へ流れるとき水質汚濁の原因になります。



豊かで清らかな水環境を守りましょう。

便利グッズ～給油補助器具を活用してみましょう～

小分けする容器の油面を感知し、あふれる前に給油を自動停止する給油補助器具の設置をすることで、不注意による油漏れの未然防止につながります。



ボタンを押すだけで
簡単・安心！

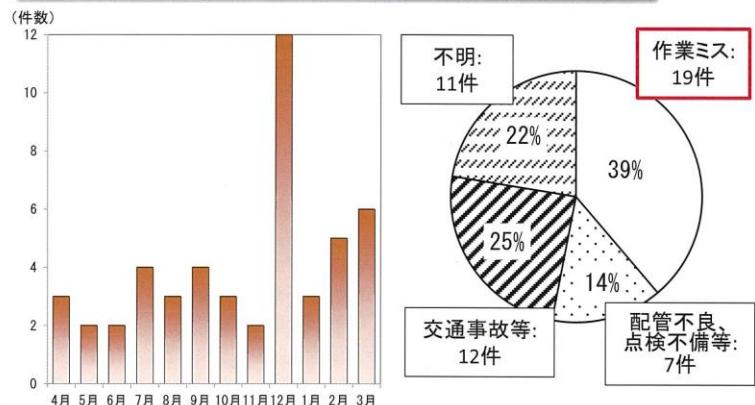
油流出事故を防ぎましょう！

灯油の利用が増える冬期は、 油流出事故が増加します。

油流出事故は、河川や水路、海、地下水等に重大な環境汚染を引き起こし、「水道や農業用水が取水できない」「井戸水が飲めなくなる」など人の生活や動植物に多大な影響を与えるおそれがあります。

日頃から施設の点検や管理を徹底し、事故の防止に努めましょう。

水質汚濁事故の件数と原因（平成28年度）



油流出事故の事例



河川
流出
地下浸透
バルブの緩み、締め忘れにより徐々に漏えい



除雪作業中、重機で配管を
破損したことにより漏えい

油流出事故の防止のために

- ① 防油堤の設置や土のう、吸着マット等の準備など、万が一の事故に備えましょう。
- ② バルブの閉め忘れ等の「作業ミス」に注意しましょう。
- ③ タンクや配管に腐食や亀裂がないか点検しましょう。
- ④ 除雪や落雪、積雪の重みによるタンクや配管の破損に気をつけましょう。
- ⑤ 定期的にグリストラップ、排水溝等を清掃しましょう。
- ⑥ 集中豪雨により貯油タンク等が流出しないよう設置場所を確認しましょう。
- ⑦ 流出した場合の緊急連絡網を整備しましょう。



グリストラップ



Check Point 近年、作業ミスや排水処理施設の管理の不備などにより、有害物質等の化学物質、汚泥等が河川、農業用水、水田などに流出する事故が発生しています。また、突然の集中豪雨により河川が増水し、付近の資材置き場や工事現場から貯油タンク等が流出する事故も多発しています。施設の点検、管理方法（貯油施設設置場所等）、作業手順について、従業員教育などにより定期的に確認をお願いします。



事故の処理に要した費用は、法令により「原因者が負担」することになっています。
(全国的には、数百万円の負担を求められた例もあります。)
農業や漁業等への被害があった場合は、「補償を求められることがあります。」

工場・事業場内掲示用

油流出事故を起こした場合・発見した場合に **早急に**

事故を起こした場合 → 応急措置と関係機関への連絡を必ずお願いします。

事故を発見した場合 → 関係機関へ連絡をお願いします。

応急措置

＜漏えいや流出の拡大の防止＞

- ① バルブを閉める、遮断弁を閉じる。
- ② 土のうを積む。
- ③ 事業所の施設を緊急停止する。
(排水を減らす)

＜汚染や被害の拡大の防止＞

- ① 水路や河川にオイルフェンスを張る。
- ② 吸着マットやおがくずで回収する。
古布等で拭き取る。
- ③ 油で汚れた土壌を取り除く。



・水で流さないでください。・油処理剤は原則使用しないでください。
(汚染や被害が拡散します。可能な限り回収してください。)

※油処理剤は油を分解するものではありません。河川等へ流れると水質汚濁の原因となります。

連絡内容

- ① 発生・発見の日時・場所
(住所、事業所名、流出した河川名など)
- ② 事故の内容 (原因、油の種類など)
- ③ 規模(漏えい量など)
- ④ 被害状況と影響範囲
(河川の下流、土壌への浸透等)
- ⑤ 講じた応急措置の内容

県内事業所で不適切な
油処理剤の使用事例が
見受けられます



パッコちゃん

連絡体制

事業所では油等流出事故を想定し、
事業所内部と環境関係機関等への
連絡・通報体制を構築してください。

連絡先

環境の関係機関

富山県環境保全課	076-444-3146
富山市環境保全課	076-443-2086
高岡市地域安全課	0766-20-1352
魚津市環境安全課	0765-23-1004
氷見市環境・交通防犯課	0766-74-8065
滑川市生活環境課	076-475-2111(内線331)
黒部市市民環境課	0765-54-2501
砺波市生活環境課	0763-33-1111(内線142)
小矢部市生活協働課	0766-67-1760
南砺市エコビレッジ推進課	0763-23-2050
射水市環境課	0766-51-6624
舟橋村生活環境課	076-464-1121(内線34)
上市町民課	076-472-1111(内線141)
立山町住民課	076-462-9963
入善町住民環境課	0765-72-1824
朝日町住民・子ども課	0765-83-1100(内線135)

危険物(油類など)の関係機関

消防署 119

河川や海の管理者などの関係機関

国土交通省富山河川国道事務所

076-443-4765

国土交通省黒部河川事務所

0765-52-4687

伏木海上保安部

0766-45-0118

富山県河川課

076-444-3323

新川土木センター

0765-22-9125

入善土木事務所

0765-72-1134

富山土木センター

076-444-4484

立山土木事務所

076-463-1107

高岡土木センター

0766-26-8432

氷見土木事務所

0766-74-0952

小矢部土木事務所

0766-67-5986

砺波土木センター

0763-22-4314

水質汚濁事故対策ハンディマニュアル(原因者の対応)

県ウェブサイトに掲載していますので、工場・事業場に備え付けるなどご活用ください。
http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1706/kj00010320.html



問合せ先：富山県水質汚濁事故対策連絡会議（事務局 富山県環境保全課 ☎076-444-3146）

8 30年度の主な取組み

(1) 基本的な水環境保全対策の実施

- 富山湾等の継続的な水質監視の実施
 - ・公共用水域（河川、海域、湖沼）及び地下水の常時監視
(27河川3湖沼2海域(97地点)等)
- 民間企業と連携した汚濁原因物質の排出抑制
 - ・富山湾水質改善対策推進協議会の開催
(窒素及びりんの自主的な排出抑制対策：H11をベースに目標概ね△20%)
- 水質事故対策の強化
 - ・富山県水質汚濁事故対策連絡協議会の開催
(事業者向け地下水汚染防止リーフレット、油流出事故防止に関するリーフレットの作成・配布(市町村等配布)、水質汚濁事故対策講習会の実施)

(2) 水環境のさらなる向上を目指す取組みの推進

- 民間企業と連携した“本当に世界で最も美しい”富山湾を目指す取組みの推進
 - ・事業場周辺や水辺の清掃活動等の美しい富山湾を目指した自主的な環境保全活動「プラスワンアクション」参加企業の募集、活動支援
(統一ロゴマークの提供、ホームページ・イベントでのPR)
- 水環境保全活動等の推進による水環境の魅力向上
 - ・地域に根差した水環境保全活動の拡大・支援

(3) 魅力があり、くつろげる水辺の環境の活用

- 地域住民による水環境の保全と利活用の促進
 - ・「とやまの名水」等のとやまうるおいのある水辺の保全活動を支援
(啓発用のぼり旗の提供、イベント、ホームページでの活動紹介)
- 富山湾その他の水環境の魅力のPR
 - ・名水シンポジウムでパネル展示
 - ・とやま環境フェア等での水環境保全のブース出展等

(4) 県民共有の財産として将来に引き継ぐ

- 水環境保全活動の促進
 - ・水辺の環境や地域とのつながりなどを調べる「水のすこやかさ調査」を学び、海岸に生息している生き物を調べ、海の環境保全の大切さについて理解を深める「環境観察会」を実施
また、「とやまの名水」などの保全活動に取り組む地域住民に対して、のぼり旗や水質調査キットの貸し出し・提供、活動状況の情報発信などの支援を実施
- 水辺等における清掃や美化活動等の推進
 - ・河川、海岸等の水辺やその周辺における、県民総ぐるみの清掃や美化活動を推進した。また、ウェブサイト「とやま名水ナビ」を活用し、地域に根ざした水環境保全活動の先駆的事例等の情報を提供

川のすこやかさを 体験しよう!

わたしたちの生活は自然と密接な係わりをもっており、
切っても切れない関係にあります。

しかし、ふだんは自然との関係を考えることが
少ないのでないでしょうか？

身近な自然には、森林、川、海などがありますが、
わたしたちの生活と自然との関係を知るために、
まずは、身近な「川」の環境を調べてみませんか？

ふむふむ…
川がきれいなところは
生きものがいきい
していたよ

水辺のすこやかさ指標 (みずしるべ)とは？

環境省が作成した水環境健全性指標(2009年版)で、快適な水辺であるかどうかを、従来の計測による調査ではなく、「見る、感じる、触る」といった感覚で調べるものです。

[詳しくは裏面へ▶▶](#)

5つのものさし(指標)

- 1 自然なすがた
- 2 ゆたかな生きもの
- 3 水のきれいさ
- 4 快適な水辺
- 5 地域とのつながり

簡単だから
みんなもやってみよう

かわきと
河里
パッコちゃん

いいくよ！
いしおよに

うみもん
海森
ホリイくん



身近な川へ行って、これらの項目を観察し、それぞれ3点満点で点数をつけよう

自分の感じたままに
点数をつけてみよう

1 自然なすがた

水環境に自然がどのくらい残されているかをあらわします。

- 水の流れる量 (1, 2, 3)
雨の日でなくても十分な流れがある

- 岸のようす (1, 2, 3)
土や砂、岩の岸であり、コンクリートなどで固められていない

- 魚が川をさかのぼれるか (1, 2, 3)
川の中に障害物がないか、魚道があるかどうか

2 ゆたかな生きもの

水環境にいる生きもののゆたかさをあらわします。

- 川原と水辺の植物 (1, 2, 3)
水辺の植物がある

- 鳥のすみ場 (1, 2, 3)
水辺の鳥がいる、すみ場がある

- 魚のすみ場 (1, 2, 3)
魚がいる、すみ場がある

- 川底の生きもの (1, 2, 3)
川底の石にかっこいらしい藻がある、虫がいる

3 水のきれいさ

水のきれいさ、清らかさをあらわします。

- 透視度 (1, 2, 3)
水のきれいさを調べるために透視度を測る

- 水のにおい (1, 2, 3)
汚れた水の流れ込みなどをにおいで測る

- COD (1, 2, 3)
水のきれいさをCODで測る
(自由に選べる調査です)

4 快適な水辺

水環境のきれいさや静かさを、人の感じ方で調べます。

- けしき(感じる) (1, 2, 3)
川らしくもちが良いけしきであるか

- ごみ(見る) (1, 2, 3)
川にあるごみなど水辺の見た目

- 水とのふれあい(触る) (1, 2, 3)
川にふれたり、入ってみたりした時の手や足の感触

- 川のかおり(かぐ) (1, 2, 3)
川辺を感じるにおいの質と強さ

- 川の音(聞く) (1, 2, 3)
川辺で聞こえる音の質と大きさ

5 地域とのつながり



きよみづ 清水ホラコウくん

水環境と人とのつながりをあらわします。

- 歴史、文化 (1, 2, 3)
川にまつわる昔からの歴史的、文化的な話など

- 水辺への近づきやすさ (1, 2, 3)
水辺に簡単に近づけるか

- 日常的な利用 (1, 2, 3)
散歩、スポーツなどによく利用されているか

- 産業などの活動 (1, 2, 3)
漁業や水道などに利用されているか

- 環境活動 (1, 2, 3)
住民の清掃活動が行われているか、環境学習などに利用されているかどうか

- 点数をつけおわったら、観察ノートに記入し、5つのものさし(指標)ごとに平均をだして、レーダーチャートにチェックしてみよう!

他の川の結果と、その川の特徴が分かるね

観察ノートはとやま名水ナビからダウンロード!

水の流れがゆたかで、自然が多く残っていて、魚も川をさかのぼれる状態。

自然なすがた
地域とのつながり
ゆたかな生きもの
快適な水辺
水のきれいさ

自然なすがた
地域とのつながり
ゆたかな生きもの
快適な水辺
水のきれいさ

●調査を実施したら、記録した観察ノートを富山県環境保全課へ報告しよう!

●みんなの調査結果が名水ナビに掲載されるよ!!

この調査を継続的に実施する「とやま川の見守り隊」のメンバーを募集します。

詳しくは名水ナビへ!

めいすい とやま名水ナビ 検索

<http://www.pref.toyama.jp/sections/1706/mizuhogen>

お問い合わせはこちら

TEL 076-444-3146
FAX 076-444-3481

富山県 生活環境文化部環境保全課

公共用水域水質測定結果（29年度）

29年度の公共用水域の水質測定結果は別表のとおりであった。
なお、測定結果表の記載要領は次のとおりである。

<記載要領>

- ◎ 別表1（生活環境項目・健康項目・特殊項目）について
 - (1) 「水域名」欄中、（ ）は支川名を示す。
 - (2) 「測定地点名」欄は、地点番号、測定地点名、水域類型の順で、水域類型に（ ）が付ているものは補助測定点を示す。
 - (3) 「平均」は、日間平均値の年平均値を示す。
 - (4) 「75%値」は、全データをその値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（nはデータ数）の値を示す。（ $0.75 \times n$ が整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目の値をとる。）
 - (5) 「m/n」
 - ・生活環境項目（BOD、COD）及び健康項目については、環境基準に適合しない日数／総測定日数を示す。
 - ・その他の項目については、nは総検体数を示す。
 - (6) 数値の取り扱いは、25年3月27日付け環境省水・大気環境局長通知「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」の一部改正についてに基づくとともに、定量下限値等については、別記「定量下限値等一覧」のとおりとした。
- ◎ 別表2（要監視項目）について
 - (1) 「水域名」欄中、右欄は支川名等を示す。
 - (2) 「測定地点名」欄は、地点番号、測定地点名の順で示している。
 - (3) 数値の取り扱いは、25年3月27日付け環境省水・大気環境局長通知「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」の一部改正についてに基づくとともに、定量下限値等については、別記「定量下限値等一覧」のとおりとした。

＜定量下限値等一覧＞

測定項目		報告下限値	測定項目		報告下限値
生活環境項目	pH		クロロホルム	0.0006	mg/L
	BOD	0.5 mg/L	フェノール	0.001	mg/L
	COD	0.5 mg/L	ホルムアルデヒド	0.003	mg/L
	SS	1 mg/L	トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.004	mg/L
	DO	0.5 mg/L	1, 2-ジクロロプロパン	0.006	mg/L
	大腸菌群数	2 MPN/100mL	p-ジクロロベンゼン	0.02	mg/L
	n-ヘキサン抽出物質	0.5 mg/L	イソキサチオン	0.0008	mg/L
	全窒素	0.05 mg/L	ダイアジノン	0.0005	mg/L
	全りん	0.003 mg/L	フェニトロチオン	0.0003	mg/L
	全亜鉛	0.001 mg/L	イソプロチオラン	0.004	mg/L
	カドミウム	0.0003 mg/L	オキシン銅	0.004	mg/L
	全シアン	0.1 mg/L	クロロタロニル	0.005	mg/L
	鉛	0.005 mg/L	プロピザミド	0.0008	mg/L
	六価クロム	0.02 mg/L	EPN	0.0006	mg/L
健康項目	砒素	0.005 mg/L	ジクロルボス	0.0008	mg/L
	総水銀	0.0005 mg/L	フェノブカルブ	0.003	mg/L
	アルキル水銀	0.0005 mg/L	イプロベンホス	0.0008	mg/L
	PCB	0.0005 mg/L	クロルニトロフェン	0.0005	mg/L
	ジクロロメタン	0.002 mg/L	トルエン	0.06	mg/L
	四塩化炭素	0.0002 mg/L	キシレン	0.04	mg/L
	1, 2-ジクロロエタン	0.0004 mg/L	フタル酸ジエチルヘキシル	0.006	mg/L
	1, 1-ジクロロエチレン	0.01 mg/L	ニッケル	0.001	mg/L
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.004 mg/L	モリブデン	0.007	mg/L
	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.0005 mg/L	アンチモン	0.002	mg/L
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.0006 mg/L	塩化ビニルモノマー	0.0002	mg/L
	トリクロロエチレン	0.001 mg/L	エピクロロヒドリン	0.00004	mg/L
	テトラクロロエチレン	0.0005 mg/L	全マンガン	0.02	mg/L
	1, 3-ジクロロプロペン	0.0002 mg/L	ウラン	0.0002	mg/L
特殊項目等	チウラム	0.0006 mg/L	銅	0.1	mg/L
	シマジン	0.0003 mg/L	鉄	1	mg/L
	チオベンカルブ	0.002 mg/L	クロム	0.2	mg/L
	ベンゼン	0.001 mg/L	クロロフィルa	0.1	μg/L
	セレン	0.002 mg/L			
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	0.1 mg/L			
	ふつ素	0.08 mg/L			
	ほう素	0.1 mg/L			
	1, 4-ジオキサン	0.005 mg/L			

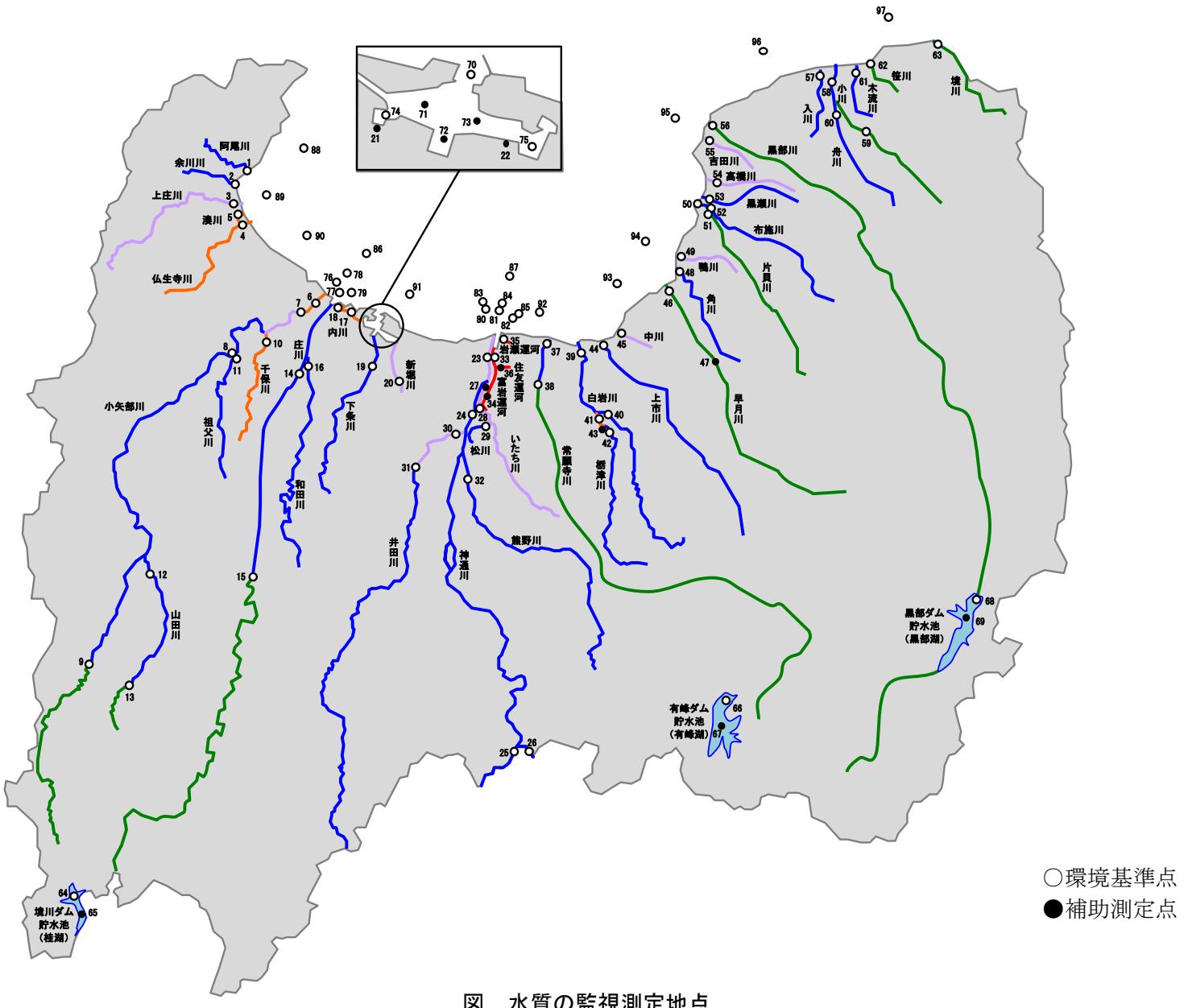


図 水質の監視測定地点

測定項目	測定地点名	水域名		西部主幹排水路		東部主幹排水路		神通川		神通川				
		21. 西部排水機場		22. 東部排水機場		23. 萩浦橋 B		24. 神通大橋 A						
		測定値	平均 (75%値)	最小値～ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値～ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値～ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値～ 最大値	m/n
生 活 環 境 項 目	pH	7.4	7.2 7.5	/4	7.2 7.3	/4	7.4 7.7	0/12	7.5 7.7	7.2 7.7	0/12			
	DO (mg/L)	9.3	7.5 12	/4	10 8.4 12	/4	11 8.4 13	0/12	11 11	8.8 14	0/12			
	BOD (mg/L)	1.4 (0.9)	< 0.6 3.4	/4	1.7 (1.3)	< 0.9 3.4	/4	0.7 (0.8)	< 0.5 1.1	0.6 (0.6)	< 0.5 1.2	0/12		
	COD (mg/L)	2.9 (2.9)	2.3 3.7	/4	3.9 (3.7)	3 5.5	/4	2.2 (2.1)	1.5 3.6	/12				
	SS (mg/L)	10	4 19	/4	2	4 41	/4	7	2 50	1/12	5	2 32	1/12	
	大腸菌群数 (MPN / 100mL)						4400 33 23000	3/12	4400 110 23000	6/12				
	全窒素 (mg/L)						1.3 1.1 1.6	/4	0.38 0.25 0.57	/4				
	全りん (mg/L)						0.022 0.020 0.023	/4	0.018 0.016 0.019	/4				
	油分等 (mg/L)													
	全亜鉛 (mg/L)						0.005 0.002 0.010	0/4	0.009 0.001 0.018	0/4				
健 康 項 目	カドミウム (mg/L)						< 0.0003 < 0.0003	0/2	< 0.0003 < 0.0003	0/4				
	全シアン (mg/L)						< 0.1 < 0.1	0/2	< 0.1 < 0.1	0/4				
	鉛 (mg/L)						< 0.005 < 0.005	0/2	< 0.005 < 0.005	0/4				
	六価クロム (mg/L)						< 0.02 < 0.02	0/2	< 0.02 < 0.02	0/4				
	砒素 (mg/L)						< 0.005 < 0.005	0/2	< 0.005 < 0.005	0/4				
	総水銀 (mg/L)						< 0.0005 < 0.0005	0/2	< 0.0005 < 0.0005	0/4				
	アルキル水銀 (mg/L)													
	PCB (mg/L)						< 0.0005 < 0.0005	0/1	< 0.0005 < 0.0005	0/1				
	ジクロロメタン (mg/L)						< 0.002 < 0.002	0/1	< 0.002 < 0.002	0/1				
	四塩化炭素 (mg/L)						< 0.0002 < 0.0002	0/1	< 0.0002 < 0.0002	0/1				
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)						< 0.0004 < 0.0004	0/1	< 0.0004 < 0.0004	0/1				
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)						< 0.01 < 0.01	0/1	< 0.01 < 0.01	0/1				
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)						< 0.004 < 0.004	0/1	< 0.004 < 0.004	0/1				
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)						< 0.0005 < 0.0005	0/1	< 0.0005 < 0.0005	0/1				
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)						< 0.0006 < 0.0006	0/1	< 0.0006 < 0.0006	0/1				
	トリクロロエチレン (mg/L)						< 0.001 < 0.001	0/1	< 0.001 < 0.001	0/1				
	テトラクロロエチレン (mg/L)						< 0.0005 < 0.0005	0/1	< 0.0005 < 0.0005	0/1				
	1,3-ジクロロプロパン (mg/L)						< 0.0002 < 0.0002	0/1	< 0.0002 < 0.0002	0/1				
	チウラム (mg/L)						< 0.0006 < 0.0006	0/1	< 0.0006 < 0.0006	0/1				
	シマジン (mg/L)						< 0.0003 < 0.0003	0/1	< 0.0003 < 0.0003	0/1				
	チオベンカルブ (mg/L)						< 0.002 < 0.002	0/1	< 0.002 < 0.002	0/1				
	ベンゼン (mg/L)						< 0.001 < 0.001	0/1	< 0.001 < 0.001	0/1				
	セレン (mg/L)						< 0.002 < 0.002	0/1	< 0.002 < 0.002	0/1				
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/L)						0.54 0.41 0.68	0/4	0.27 0.17 0.37	0/4				
特殊項目	ふつ素 (mg/L)						0.10 0.09 0.11	0/4	0.11 0.10 0.11	0/4				
	ほう素 (mg/L)						0.02 0.02 0.02	0/1	0.02 0.02 0.02	0/1				
	1,4-ジオキサン (mg/L)						< 0.005 < 0.005	0/1	< 0.005 < 0.005	0/1				
	銅 (mg/L)						< 0.1 < 0.1	/2	< 0.1 < 0.1	/2				
	鉄 (mg/L)						< 1 < 1	/2	< 1 < 1	/2				
	クロム (mg/L)						< 0.01 < 0.01	/2	< 0.01 < 0.01	/2				

測定項目	測定値	神通川(宮川)			神通川(高原川)			
		測定地点名	25. 新国境橋 A	26. 新猪谷橋 A	平均 (75%値)	最小値～ 最大値	m/n	平均 (75%値)
生活性環境項目	pH		7.6	7.3 8.1	0/12	7.5	7.2 7.8	0/12
	DO (mg/L)	10	8.8 12	0/12	10	9 11	0/12	
	BOD (mg/L)	0.6 (0.5)	< 0.5 0.9	0/12	0.5 (0.5)	< 0.5 0.7	0/12	
	COD (mg/L)							
	SS (mg/L)	2	1 4	0/12	1	1 1	0/12	
	大腸菌群数 (MPN / 100mL)	5900	110 24000	7/12	1200	50 3000	5/12	
	全窒素 (mg/L)	0.47	0.38 0.53	/4	0.36	0.33 0.41	/4	
	全りん (mg/L)	0.031	0.020 0.051	/4	0.010	0.006 0.014	/4	
	油分等 (mg/L)							
	全亜鉛 (mg/L)	0.003	0.001 0.006	0/4	0.017	0.012 0.023	0/4	
健 康 項 目	カドミウム (mg/L)	< 0.0003	< 0.0003 < 0.0003	0/4	< 0.0003	< 0.0003 < 0.0003	0/4	
	全シアン (mg/L)	< 0.1	< 0.1 < 0.1	0/4	< 0.1	< 0.1 < 0.1	0/4	
	鉛 (mg/L)	< 0.005	< 0.005 < 0.005	0/4	< 0.005	< 0.005 < 0.005	0/4	
	六価クロム (mg/L)	< 0.02	< 0.02 < 0.02	0/4	< 0.02	< 0.02 < 0.02	0/4	
	砒素 (mg/L)	< 0.005	< 0.005 < 0.005	0/4	< 0.005	< 0.005 < 0.005	0/4	
	総水銀 (mg/L)	< 0.0005	< 0.0005 < 0.0005	0/4	< 0.0005	< 0.0005 < 0.0005	0/4	
	アルキル水銀 (mg/L)							
	PCB (mg/L)							
	ジクロロメタン (mg/L)	< 0.002	< 0.002 < 0.002	0/1	< 0.002	< 0.002 < 0.002	0/1	
	四塩化炭素 (mg/L)	< 0.0002	< 0.0002 < 0.0002	0/1	< 0.0002	< 0.0002 < 0.0002	0/1	
項 目	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	< 0.0004	< 0.0004 < 0.0004	0/1	< 0.0004	< 0.0004 < 0.0004	0/1	
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	< 0.01	< 0.01 < 0.01	0/1	< 0.01	< 0.01 < 0.01	0/1	
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	< 0.004	< 0.004 < 0.004	0/1	< 0.004	< 0.004 < 0.004	0/1	
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	< 0.0005	< 0.0005 < 0.0005	0/1	< 0.0005	< 0.0005 < 0.0005	0/1	
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	< 0.0006	< 0.0006 < 0.0006	0/1	< 0.0006	< 0.0006 < 0.0006	0/1	
	トリクロロエチレン (mg/L)	< 0.001	< 0.001 < 0.001	0/1	< 0.001	< 0.001 < 0.001	0/1	
	テトラクロロエチレン (mg/L)	< 0.0005	< 0.0005 < 0.0005	0/1	< 0.0005	< 0.0005 < 0.0005	0/1	
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	< 0.0002	< 0.0002 < 0.0002	0/1	< 0.0002	< 0.0002 < 0.0002	0/1	
	チウラム (mg/L)	< 0.0006	< 0.0006 < 0.0006	0/1	< 0.0006	< 0.0006 < 0.0006	0/1	
	シマジン (mg/L)	< 0.0003	< 0.0003 < 0.0003	0/1	< 0.0003	< 0.0003 < 0.0003	0/1	
特 殊 項 目	チオベンカルブ (mg/L)	< 0.002	< 0.002 < 0.002	0/1	< 0.002	< 0.002 < 0.002	0/1	
	ベンゼン (mg/L)	< 0.001	< 0.001 < 0.001	0/1	< 0.001	< 0.001 < 0.001	0/1	
	セレン (mg/L)	< 0.002	< 0.002 < 0.002	0/1	< 0.002	< 0.002 < 0.002	0/1	
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/L)	0.36	0.25 0.44	0/4	0.33	0.31 0.34	0/4	
	ふつ素 (mg/L)	0.09	0.08 0.11	/4	0.19	0.15 0.23	/4	
	ほう素 (mg/L)	0.1	0.1 0.1	/1	0.1	0.1 0.1	/1	
	1,4-ジオキサン (mg/L)	< 0.005	< 0.005 < 0.005	0/1	< 0.005	< 0.005 < 0.005	0/1	
	銅 (mg/L)	< 0.1	< 0.1 < 0.1	/2	< 0.1	< 0.1 < 0.1	/2	
	鉄 (mg/L)	< 1	< 1 < 1	/2	< 1	< 1 < 1	/2	
	クロム (mg/L)	< 0.2	< 0.2 < 0.2	/2	< 0.2	< 0.2 < 0.2	/2	

測定項目	測定値	吉田川		
		測定地点名 55. 吉田橋 B		
		平均 (75%値)	最小値～ 最大値	m/n
生活性環境項目	pH	7.5	7.2 7.7	0/12
	DO (mg/L)	11	8.5 12	0/12
	BOD (mg/L)	1.3 (1.4)	< 0.5 3.3	1/12
	COD (mg/L)	2.3 (2.6)	1.5 3.8	/12
	SS (mg/L)	4	1 9	0/12
	大腸菌群数 (MPN / 100mL)	11000	130 50000	2/6
	全窒素 (mg/L)	0.85	0.64 1.0	/4
	全りん (mg/L)	0.042	0.028 0.064	/4
健康新規項目	油分等 (mg/L)			
	全亜鉛 (mg/L)	0.004	0.002 0.006	0/4
	カドミウム (mg/L)	< 0.0003	< 0.0003 < 0.0003	0/4
	全シアン (mg/L)	< 0.1	< 0.1 < 0.1	0/4
	鉛 (mg/L)	< 0.005	< 0.005 < 0.005	0/4
	六価クロム (mg/L)	< 0.02	< 0.02 < 0.02	0/4
	砒素 (mg/L)	< 0.005	< 0.005 < 0.005	0/4
	総水銀 (mg/L)	< 0.0005	< 0.0005 < 0.0005	0/4
	アルキル水銀 (mg/L)			
	PCB (mg/L)			
	ジクロロメタン (mg/L)	< 0.002	< 0.002 < 0.002	0/1
	四塩化炭素 (mg/L)	< 0.0002	< 0.0002 < 0.0002	0/1
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	< 0.0004	< 0.0004 < 0.0004	0/1
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	< 0.01	< 0.01 < 0.01	0/1
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	< 0.004	< 0.004 < 0.004	0/1
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	< 0.0005	< 0.0005 < 0.0005	0/1
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	< 0.0006	< 0.0006 < 0.0006	0/1
	トリクロロエチレン (mg/L)	< 0.001	< 0.001 < 0.001	0/1
	テトラクロロエチレン (mg/L)	< 0.0005	< 0.0005 < 0.0005	0/1
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	< 0.0002	< 0.0002 < 0.0002	0/1
	チウラム (mg/L)	< 0.0006	< 0.0006 < 0.0006	0/1
特殊項目	シマジン (mg/L)	< 0.0003	< 0.0003 < 0.0003	0/1
	チオベンカルブ (mg/L)	< 0.002	< 0.002 < 0.002	0/1
	ベンゼン (mg/L)	< 0.001	< 0.001 < 0.001	0/1
	セレン (mg/L)	< 0.002	< 0.002 < 0.002	0/1
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/L)	0.42	0.35 0.53	0/4
	ふつ素 (mg/L)	0.12	0.10 0.13	/4
	ほう素 (mg/L)	0.1	0.1 0.1	/4
	1,4-ジオキサン (mg/L)	< 0.005	< 0.005 < 0.005	0/1
	銅 (mg/L)	< 0.1	< 0.1 < 0.1	/2
	鉄 (mg/L)	< 1	< 1 < 1	/2
	クロム (mg/L)	< 0.2	< 0.2 < 0.2	/2

測定項目	測定値	黒部湖(黒部ダム貯水池)		黒部湖(黒部ダム貯水池)		
		68. 船堤付近 A II		69. 湖中央 (A II)		
		平均 (75%値)	最小値～ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値～ 最大値
生 活 環 境 項 目	pH	6.8	6.7 6.9	0/6	6.8	6.8 6.9
	DO (mg/L)	9.1	8.7 9.5	0/6	9.1	8.7 9.7
	BOD (mg/L)					
	COD (mg/L)	1.3 (1.4)	1.0 1.7	0/6	1.4 (1.4)	1.0 1.8
	SS (mg/L)	4	1 7	0/6	6	1 14
	大腸菌群数 (MPN / 100mL)	100	2 300	0/6	240	4 800
	全窒素 (mg/L)	0.18	0.15 0.23	/6	0.15	0.14 0.18
	全りん (mg/L)	0.006	0.003 0.008	0/6	0.007	0.004 0.011
	油分等 (mg/L)					
健 康 項 目	全亜鉛 (mg/L)	0.006	0.003 0.009	/2		
	カドミウム (mg/L)					
	全シアン (mg/L)					
	鉛 (mg/L)					
	六価クロム (mg/L)					
	砒素 (mg/L)					
	総水銀 (mg/L)					
	アルキル水銀 (mg/L)					
	PCB (mg/L)					
	ジクロロメタン (mg/L)	< 0.002	< 0.002 < 0.002	0/1		
	四塩化炭素 (mg/L)	< 0.0002	< 0.0002 < 0.0002	0/1		
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	< 0.0004	< 0.0004 < 0.0004	0/1		
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	< 0.01	< 0.01 < 0.01	0/1		
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	< 0.004	< 0.004 < 0.004	0/1		
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	< 0.0005	< 0.0005 < 0.0005	0/1		
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	< 0.0006	< 0.0006 < 0.0006	0/1		
	トリクロロエチレン (mg/L)	< 0.001	< 0.001 < 0.001	0/1		
	テトラクロロエチレン (mg/L)	< 0.0005	< 0.0005 < 0.0005	0/1		
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	< 0.0002	< 0.0002 < 0.0002	0/1		
	チウラム (mg/L)					
特殊 項目	シマジン (mg/L)					
	チオベンカルブ (mg/L)					
	ベンゼン (mg/L)	< 0.001	< 0.001 < 0.001	0/1		
	セレン (mg/L)					
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/L)					
	ふつ素 (mg/L)	0.12	0.12 0.12	0/1		
	ほう素 (mg/L)	< 0.1	< 0.1 < 0.1	0/1		
	1,4-ジオキサン (mg/L)					
	クロム (mg/L)					

測定項目		水域名 測定地点名	富山湾(小矢部川河口海域) 78. 小矢部5 A		富山湾(小矢部川河口海域) 79. 小矢部6 A		富山湾(神通川河口海域) 80. 神通1 B		富山湾(神通川河口海域) 81. 神通2 B		
	測定値		平均 (75%値)	最小値～ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値～ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値～ 最大値	m/n
生 活 環 境 項 目	pH		8.2	8.2 8.3	0/12	8.2	8.2 8.3	0/12	8.2	8.2 8.3	0/12
	DO (mg/L)	8.1	6.4 10.0	4/12	8.3	6.6 10	3/12	8.4	7.0 9.6	0/12	8.6
	BOD (mg/L)										
	COD (mg/L)	1.3 (1.3)	0.8 1.9	0/12	1.3 (1.4)	0.7 2.1	1/12	1.4 (1.5)	0.8 2.4	0/12	1.5 (1.7)
	SS (mg/L)										
	大腸菌群数 (MPN / 100mL)	490	11 1300	1/4	350	130 800	0/4				
	全窒素 (mg/L)	0.13	0.11 0.16	/12	0.14	0.09 0.18	/12	0.17	0.13 0.21	/12	0.21
	全りん (mg/L)	0.010	0.006 0.014	/12	0.010	0.005 0.016	/12	0.011	0.006 0.016	/12	0.012
	油分等 (mg/L)	< 0.5 < 0.5		/12	< 0.5	< 0.5 < 0.5	/12	< 0.5	< 0.5 < 0.5	/12	< 0.5 < 0.5
	全亜鉛 (mg/L)									< 0.001 < 0.001	/4
健 康 項 目	カドミウム (mg/L)									< 0.0003 < 0.0003	0/4
	全シアン (mg/L)									< 0.1 < 0.1	0/4
	鉛 (mg/L)									< 0.005 < 0.005	0/4
	六価クロム (mg/L)									< 0.02 < 0.02	0/4
	砒素 (mg/L)									< 0.005 < 0.005	0/4
	総水銀 (mg/L)									< 0.0005 < 0.0005	0/4
	アルキル水銀 (mg/L)										
	PCB (mg/L)										
	ジクロロメタン (mg/L)									< 0.002 < 0.002	0/1
	四塩化炭素 (mg/L)									< 0.0002 < 0.0002	0/1
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)									< 0.0004 < 0.0004	0/1
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)									< 0.01 < 0.01	0/1
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)									< 0.004 < 0.004	0/1
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)									< 0.0005 < 0.0005	0/1
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)									< 0.0006 < 0.0006	0/1
	トリクロロエチレン (mg/L)									< 0.001 < 0.001	0/1
	テトラクロロエチレン (mg/L)									< 0.0005 < 0.0005	0/1
	1,3-ジクロロプロパン (mg/L)									< 0.0002 < 0.0002	0/1
	チウラム (mg/L)									< 0.0006 < 0.0006	0/1
	シマジン (mg/L)									< 0.0003 < 0.0003	0/1
	チオベンカルブ (mg/L)									< 0.002 < 0.002	0/1
	ベンゼン (mg/L)									< 0.001 < 0.001	0/1
	セレン (mg/L)									< 0.002 < 0.002	0/4
特殊項目	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/L)									0.12 < 0.10 0.14	0/4
	ふつ素 (mg/L)										
	ほう素 (mg/L)										
	1,4-ジオキサン (mg/L)									< 0.005 < 0.005	0/1
	銅 (mg/L)										
	鉄 (mg/L)										
	クロム (mg/L)										
	クロロフィルa (μg/L)										

測定項目	測定地点名	水域名		富山湾(その他富山湾海域)			富山湾(その他富山湾海域)			富山湾(その他富山湾海域)			富山湾(その他富山湾海域)		
		測定値	(75%値)	平均	最小値～最大値	m/n	測定値	(75%値)	平均	最小値～最大値	m/n	測定値	(75%値)	平均	最小値～最大値
生 活 環 境 項 目	pH			8.2	8.2 8.3	0/12	8.3	8.2 8.3	0/12	8.2	8.1 8.3	0/12	8.2	8.1 8.3	0/12
	DO (mg/L)	8.2	6.9 10.0	4/12	8.6		7.2 10.0	3/12	7.9		6.6 9.5	4/12	8.0	6.7 10.0	5/12
	BOD (mg/L)														
	COD (mg/L)	1.2 (1.3)	0.8 1.9	0/12	1.4 (1.7)		0.9 2	0/12	1.0 (1.2)	0.7 1.3	0/12	1.1 (1.3)	0.7 1.3	0/12	
	SS (mg/L)														
	大腸菌群数 (MPN / 100mL)	140	2 300	0/4	480		11 1300	1/4	41	2 80	0/4	150	23 300	0/4	
	全窒素 (mg/L)	0.14	0.10 0.16	/12	0.15		0.11 0.19	/12	0.11	0.09 0.15	/12	0.12	0.08 0.16	/12	
	全りん (mg/L)	0.009	0.003 0.013	/12	0.009		0.004 0.017	/12	0.007	0.003 0.013	/12	0.009	0.004 0.014	/12	
	油分等 (mg/L)	< 0.5 < 0.5	< 0.5 < 0.5	/12	< 0.5		< 0.5 < 0.5	/12	< 0.5	< 0.5 < 0.5	/12	< 0.5	< 0.5 < 0.5	/12	
	全亜鉛 (mg/L)											< 0.001 < 0.001	< 0.001 < 0.001	/4	
健 康 項 目	カドミウム (mg/L)														
	全シアン (mg/L)														
	鉛 (mg/L)														
	六価クロム (mg/L)														
	砒素 (mg/L)														
	総水銀 (mg/L)														
	アルキル水銀 (mg/L)														
	PCB (mg/L)														
	ジクロロメタン (mg/L)										< 0.002 < 0.002	< 0.002 < 0.002	0/1		
	四塩化炭素 (mg/L)										< 0.0002 < 0.0002	< 0.0002 < 0.0002	0/1		
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)										< 0.0004 < 0.0004	< 0.0004 < 0.0004	0/1		
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)										< 0.01 < 0.01	< 0.01 < 0.01	0/1		
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)										< 0.004 < 0.004	< 0.004 < 0.004	0/1		
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)										< 0.0005 < 0.0005	< 0.0005 < 0.0005	0/1		
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)										< 0.0006 < 0.0006	< 0.0006 < 0.0006	0/1		
	トリクロロエチレン (mg/L)										< 0.001 < 0.001	< 0.001 < 0.001	0/1		
	テトラクロロエチレン (mg/L)										< 0.0005 < 0.0005	< 0.0005 < 0.0005	0/1		
	1,3-ジクロロプロパン (mg/L)										< 0.0002 < 0.0002	< 0.0002 < 0.0002	0/1		
	チウラム (mg/L)										< 0.0006 < 0.0006	< 0.0006 < 0.0006	0/1		
特殊 項目	シマジン (mg/L)										< 0.0003 < 0.0003	< 0.0003 < 0.0003	0/1		
	チオベンカルブ (mg/L)										< 0.002 < 0.002	< 0.002 < 0.002	0/1		
	ベンゼン (mg/L)										< 0.001 < 0.001	< 0.001 < 0.001	0/1		
	セレン (mg/L)										< 0.002 < 0.002	< 0.002 < 0.002	0/4		
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/L)										0.10	0.10 0.10	0/4		
	ふつ素 (mg/L)														
	ほう素 (mg/L)														
	1,4-ジオキサン (mg/L)														

1 水質汚濁に係る環境基準

(1) 水質汚濁に係る環境基準 (昭和46年環境庁告示第59号)

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護及び生活環境の保全に関し、それぞれ次のとおりとする。

① 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域につき、別表1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

環境基準は、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。

なお、人の健康の保護に関する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準健康項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断されるものについて、別表3のとおり「要監視項目」として示されている。

② 生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、別表2の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当する水域類型ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

環境基準は、公共用水域ごとに、施策の推進とあいまつつ、可及的速やかにその達成維持を図るものとする。

なお、有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生息又は生育環境の保全に関する物質で、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準生活環境項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断されるものについて、別表3のとおり「要監視項目」として示されている。

(2) 地下水の水質汚濁に係る環境基準 (平成9年環境庁告示第10号)

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、すべての地下水につき、別表4の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

環境基準は、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。(ただし、汚染が専ら自然的原因によることが明らかであると認められる場合を除く。)

(3) ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準 (平成11年環境庁告示第68号)

ダイオキシン類による水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)に係る環境基準は、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、次のとおりとする。

水質の汚濁(水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

また、水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

達成期間については、環境基準が達成されていない水域にあっては、可及的速やかに達成されるよう努めることとする。なお、環境基準が現に達成されている水域又は環境基準が達成された水域にあっては、その維持に努めることとする。

媒 体	基 準 値	測 定 方 法
水質(水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
備考1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。		
2 水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。		

別表1 人の健康の保護に関する環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）

項目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003 mg/L以下	日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法又は規格38.1.2及び38.5に定める方法
鉛	0.01 mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05 mg/L以下	規格65.2に定める方法（ただし、規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては、日本工業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）
砒素	0.01 mg/L以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/L以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、 亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
ふつ素	0.8 mg/L以下	規格34.1若しくは34.4に定める方法又は規格34.1c)（注(6)第三文を除く。） に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び付表6に掲げる方法
ほう素	1 mg/L以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	付表7に掲げる方法

備考1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- 3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

注 1 「付表」とは、水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）の告示の付表をいう。

2 環境基準値は、平成29年12月末時点の基準値である。

別表2 生活環境の保全に関する環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）

1 河川

(1) 河川（湖沼を除く。）

ア

類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上	1 mg/L	25 mg/L	7.5 mg/L	50 MPN/100mL以下
		8.5以下	以下	以下	以上	
A	水道2級・水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上	2 mg/L	25 mg/L	7.5 mg/L	1,000 MPN/100mL以下
		8.5以下	以下	以下	以上	
B	水道3級・水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上	3 mg/L	25 mg/L	5 mg/L	5,000 MPN/100mL以下
		8.5以下	以下	以下	以上	
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上	5 mg/L	50 mg/L	5 mg/L	—
		8.5以下	以下	以下	以上	
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上	8 mg/L	100 mg/L	2 mg/L	—
		8.5以下	以下	以下	以上	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上	10 mg/L	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L	—
		8.5以下	以下		以上	

備考1 基準値は、日間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）

2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。（湖沼もこれに準ずる。）

注 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 - 〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 - 〃 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - 〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - 〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

(2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

ア

類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化 学 的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級・水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50 MPN/ 100mL以下
A	水道2、3級・水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/ 100mL以下
B	水産3級・工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	—

備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- 注 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 　　〃 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 　　〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 　　〃 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 　　〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。) 水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
III	水道3級(特殊なもの) 及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
IV	水産2種 及びVの欄に掲げるもの	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
V	水産3種、工業用水 農業用水、環境保全	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下

備考 1 基準値は、年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

3 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。

注 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)

3 水産 1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

〃 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

〃 3種：コイ、フナ等の水産生物用

4 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ

類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

工

類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基 準 値	
		底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L 以上	
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/L 以上	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上	

備考 基準値は、日間平均値とする。

2 海域

ア

類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化 学 的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級・水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上	2 mg/L	7.5 mg/L	1,000 MPN/100mL	検出されないこと。
		8.3以下	以下	以上	100mL以下	
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—

備考 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。

注 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水 产 1 级：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

〃 2 级：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 环 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるものの(水産2種及び3種を除く。)	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
IV	水産3種、工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下

備考 1 基準値は、年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

〃 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

〃 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

エ

類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基 準 値	
		底層溶存酸素量	
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L 以上	
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/L 以上	
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上	

備考 基準値は、日間平均値とする。

別表3 要監視項目及び指針値

(1) 人の健康の保護に関する要監視項目

項 目	指 針 値	項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下	フェノブカルブ (B P M C)	0.03 mg/L 以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	イプロベンホス (I B P)	0.008 mg/L 以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下	クロルニトロフェン (C N P)	— ※
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下	トルエン	0.6 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下	キシレン	0.4 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
フェニトロチオン (M E P)	0.003 mg/L 以下	ニッケル	— ※
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下	モリブデン	0.07 mg/L 以下
オキシン銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下	アンチモン	0.02 mg/L 以下
クロロタロニル (T P N)	0.05 mg/L 以下	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
E P N	0.006 mg/L 以下	全マンガン	0.2 mg/L 以下
ジクロルボス (D D V P)	0.008 mg/L 以下	ウラン	0.002 mg/L 以下

※ クロルニトロフェンについては、平成6年3月15日付け、ニッケルについては、平成11年2月22日付け環境庁水質保全局長通知により、指針値が削除された。

(2) 生活環境の保全に関する要監視項目

項目	水 域	類 型	指 針 値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物A	0.7 mg/L 以下
		生物特A	0.006 mg/L 以下
		生物B	3 mg/L 以下
		生物特B	3 mg/L 以下
	海域	生物A	0.8 mg/L 以下
		生物特A	0.8 mg/L 以下
フェノール	河川及び湖沼	生物A	0.05 mg/L 以下
		生物特A	0.01 mg/L 以下
		生物B	0.08 mg/L 以下
		生物特B	0.01 mg/L 以下
	海域	生物A	2 mg/L 以下
		生物特A	0.2 mg/L 以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物A	1 mg/L 以下
		生物特A	1 mg/L 以下
		生物B	1 mg/L 以下
		生物特B	1 mg/L 以下
	海域	生物A	0.3 mg/L 以下
		生物特A	0.03 mg/L 以下
4-t-オクチルフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.001 mg/L 以下
		生物特A	0.0007 mg/L 以下
		生物B	0.004 mg/L 以下
		生物特B	0.003 mg/L 以下
	海域	生物A	0.0009 mg/L 以下
		生物特A	0.0004 mg/L 以下
アニリン	河川及び湖沼	生物A	0.02 mg/L 以下
		生物特A	0.02 mg/L 以下
		生物B	0.02 mg/L 以下
		生物特B	0.02 mg/L 以下
	海域	生物A	0.1 mg/L 以下
		生物特A	0.1 mg/L 以下
2, 4-ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.03 mg/L 以下
		生物特A	0.003 mg/L 以下
		生物B	0.03 mg/L 以下
		生物特B	0.02 mg/L 以下
	海域	生物A	0.02 mg/L 以下
		生物特A	0.01 mg/L 以下

別表4 地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年環境庁告示第10号）

項目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003 mg/L以下	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法
鉛	0.01 mg/L以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.05 mg/L以下	規格K0102の65.2に定める方法（ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）
ひ砒素	0.01 mg/L以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L以下	昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン	0.002 mg/L以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	シス体にあっては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあっては、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/L以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	硝酸性窒素にあっては規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格K0102の43.1に定める方法
ふつ素	0.8 mg/L以下	規格K0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は規格K0102の34.1c)（注(6)第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び公共用水域告示付表6に掲げる方法
ほう素	1 mg/L以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	公共用水域告示付表7に掲げる方法

備考1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

注 1 「付表」とは、地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月13日 環境庁告示第10号）の告示の付表をいう。

2 環境基準値は、平成29年12月末時点の基準値である。

2 環境基準の水域類型の指定

(1) 河川等

ア 一般項目

(ア) 小矢部川水域 (昭和 51 年 3 月 26 日告示、平成 22 年 4 月 1 日一部改正告示)

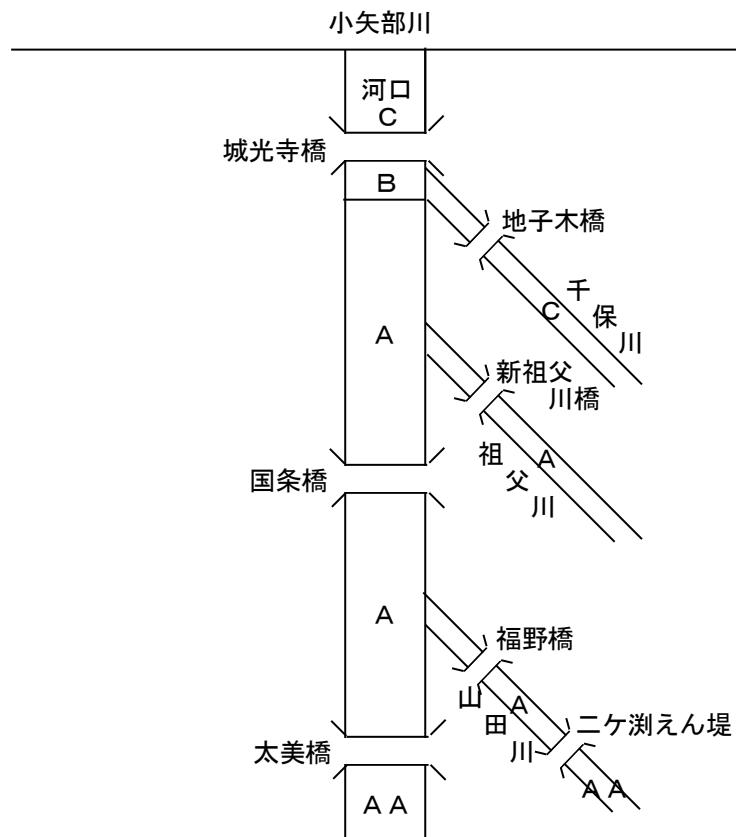
水 域	該 当 類 型	達 成 期 間
小矢部川上流 (太美橋より上流)	AA	イ
山田川上流 (二ヶ渕 (上原地内) えん堤より上流)	AA	イ
山田川下流 (二ヶ渕 (上原地内) えん堤より下流)	A	イ
小矢部川中流 (太美橋から千保川合流点まで)	A	イ
小矢部川下流 (甲) (千保川合流点から城光寺橋まで)	B	イ
小矢部川下流 (乙) (城光寺橋より下流)	C	イ
祖父川 (全域)	A	イ
千保川 (全域)	C	イ

注 1 該当類型の欄中「AA」、「A」、「B」、「C」及び「D」は、昭和 46 年環境庁告示第 59 号別表 2 の 1 の (1) のアの表の類型を示す。

2 達成期間の欄中の「イ」は、「直ちに達成」を示す。

○環境基準の水域類型の略図 (小矢部川水域)

(地点名は環境基準点)



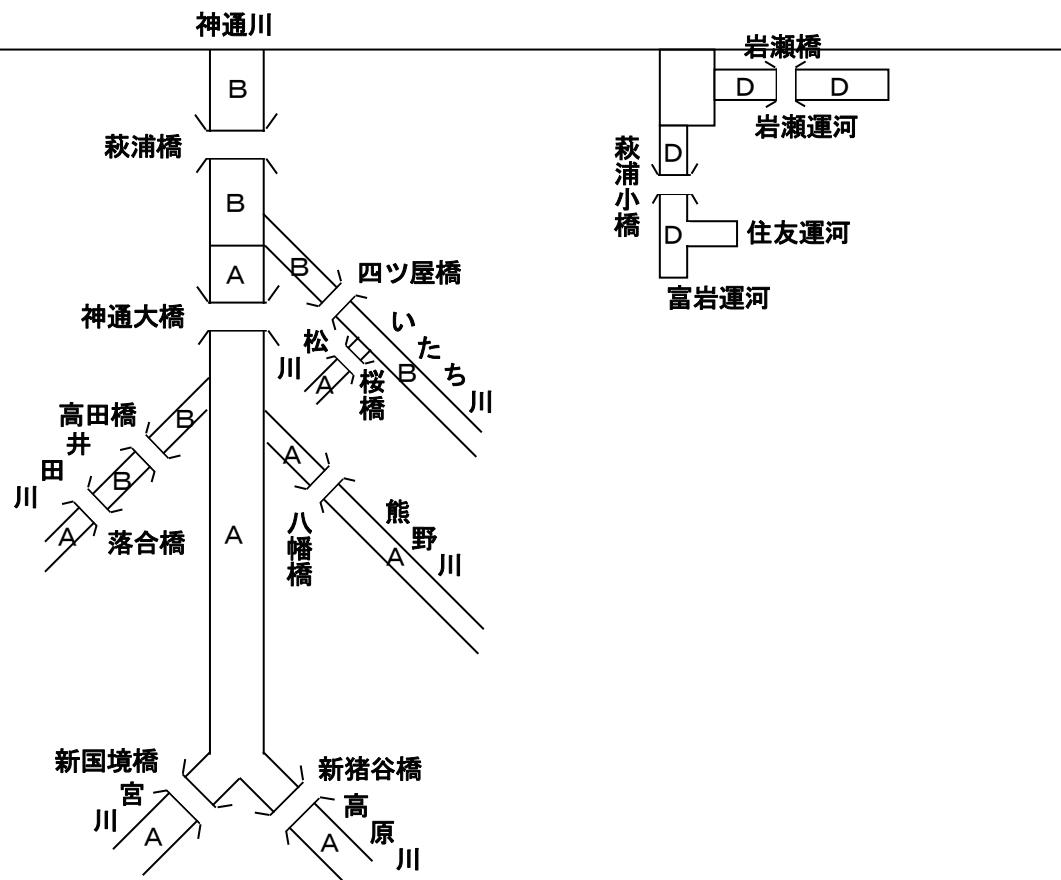
(イ) 神通川水域（昭和47年4月1日告示、松川については昭和57年1月14日告示、平成22年4月1日一部改正告示）

水 域	該 当 類 型	達 成 期 間
神通川上流（いたち川合流点より上流。宮川及び高原川を含む。）	A	イ
神通川下流（いたち川合流点より下流）	B	イ
いたち川（全域）	B	イ
松川（全域）	A	イ
井田川上流（落合橋より上流）	A	イ
井田川下流（落合橋より下流）	B	イ
熊野川（全域）	A	イ
富岩運河、岩瀬運河及び住友運河	D	イ

注 小矢部川水域の注と同じ。

○環境基準の水域類型の略図（神通川水域）

（地点名は環境基準点）



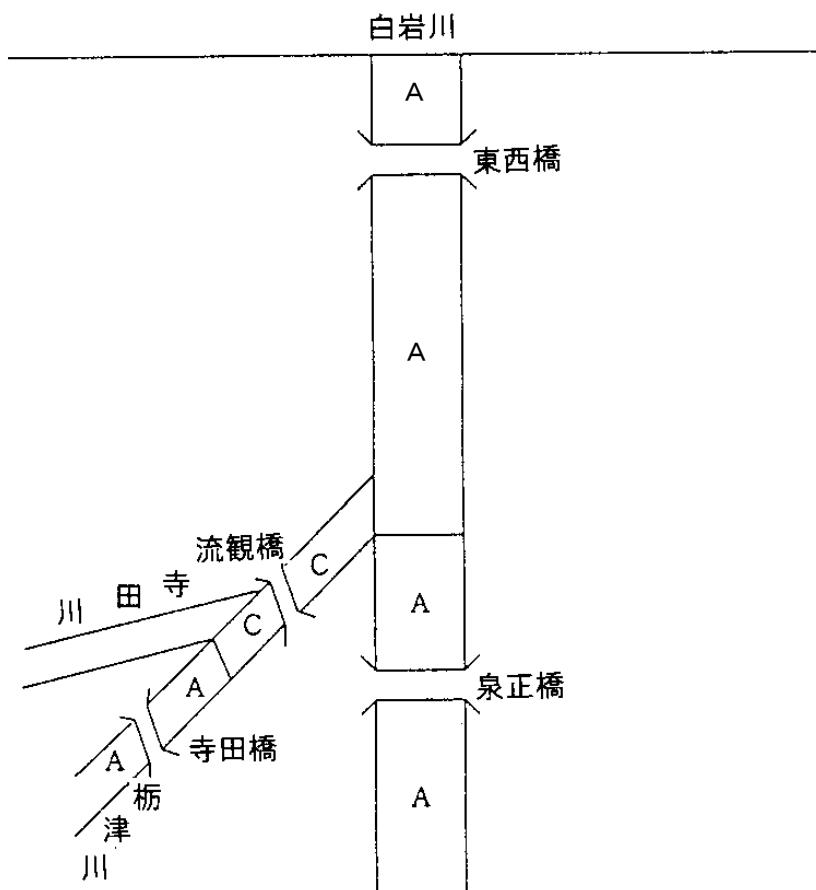
(ウ) 白岩川水域 (昭和47年6月30日告示、平成元年3月23日一部改正告示、平成22年4月1日一部改正告示)

水 域	該 当 類 型	達 成 期 間
白岩川上流 (栃津川合流点より上流)	A	イ
白岩川下流 (栃津川合流点より下流)	A	イ
栃津川上流 (寺田川合流点より上流)	A	イ
栃津川下流 (寺田川合流点より下流)	C	イ

注 小矢部川水域の注と同じ。

○環境基準の水域類型の略図 (白岩川水域)

(地点名は環境基準点)



(I) 庄川水域等（昭和48年9月28日告示、昭和58年7月7日一部改正告示、平成22年4月1日一部改正告示）

水 域	該 当 類 型	達 成 期 間
庄川上流（雄神橋より上流）	AA	イ
庄川下流（雄神橋より下流）	A	イ
和田川（全域）	A	イ
下条川（全域）	A	イ
新堀川（全域）	B	イ
内川（全域）	C	イ
富山新港海域（甲）（別記1の水域）	海域C	イ
富山新港海域（乙）（別記2の水域）	海域B	イ

注1 該当類型の欄中の「海域B」及び「海域C」は、昭和46年環境庁告示第59号別表2の2のアの表の類型を示す。

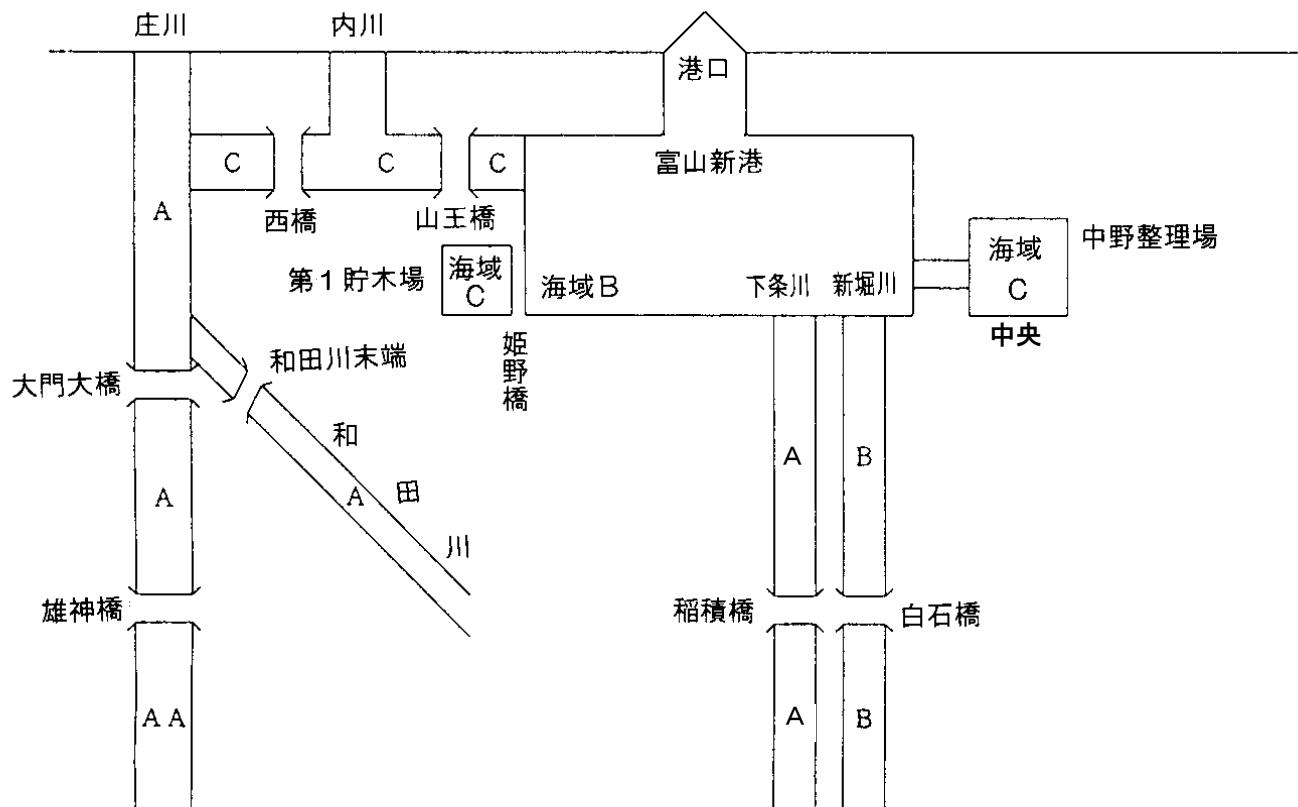
2 その他は、小矢部川水域の注と同じ。

(別記)

- 1 富山新港の東防波堤先端と西防波堤先端を結んだ線及び陸岸により囲まれた海域（以下「新港海域」という。）のうち第1貯木場及び中野整理場に係る海域（富山新港海域（甲））。
- 2 新港海域であって、富山新港海域（甲）に係る部分を除いたもの（富山新港海域（乙））。

○環境基準の水域類型の略図（庄川水域等）

（地点名は環境基準点）



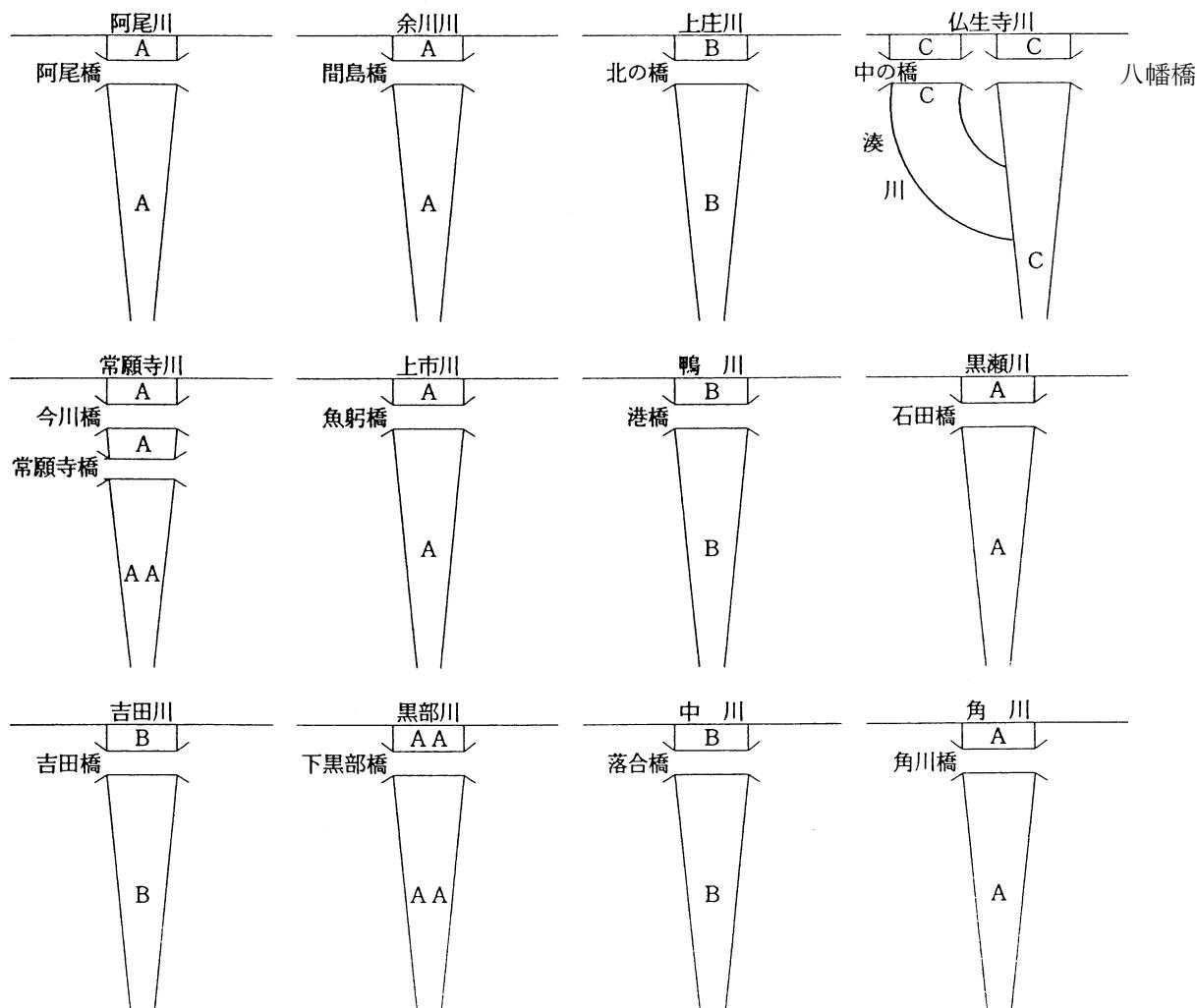
(才) 常願寺川水域等 (昭和49年12月18日告示、平成3年3月29日一部改正告示、平成22年4月1日一部改正告示、平成23年4月1日一部改正告示)

水 域	該 当 類 型	達 成 期 間
常願寺川上流 (常願寺橋より上流)	AA	イ
常願寺川下流 (常願寺橋より下流)	A	イ
上市川 (全域)	A	イ
中川 (全域)	B	イ
角川 (全域)	A	イ
鴨川 (全域)	B	イ
阿尾川 (全域)	A	イ
余川川 (全域)	A	イ
上庄川 (全域)	B	イ
仏生寺川 (湊川を含む全域)	C	イ
黒瀬川 (全域)	A	イ
吉田川 (全域)	B	イ
黒部川 (黒部ダム貯水池 (黒部湖) を除く。)	AA	イ

注 小矢部川水域の注と同じ。

○環境基準の水域類型の略図 (常願寺川水域等)

(地点名は環境基準点)



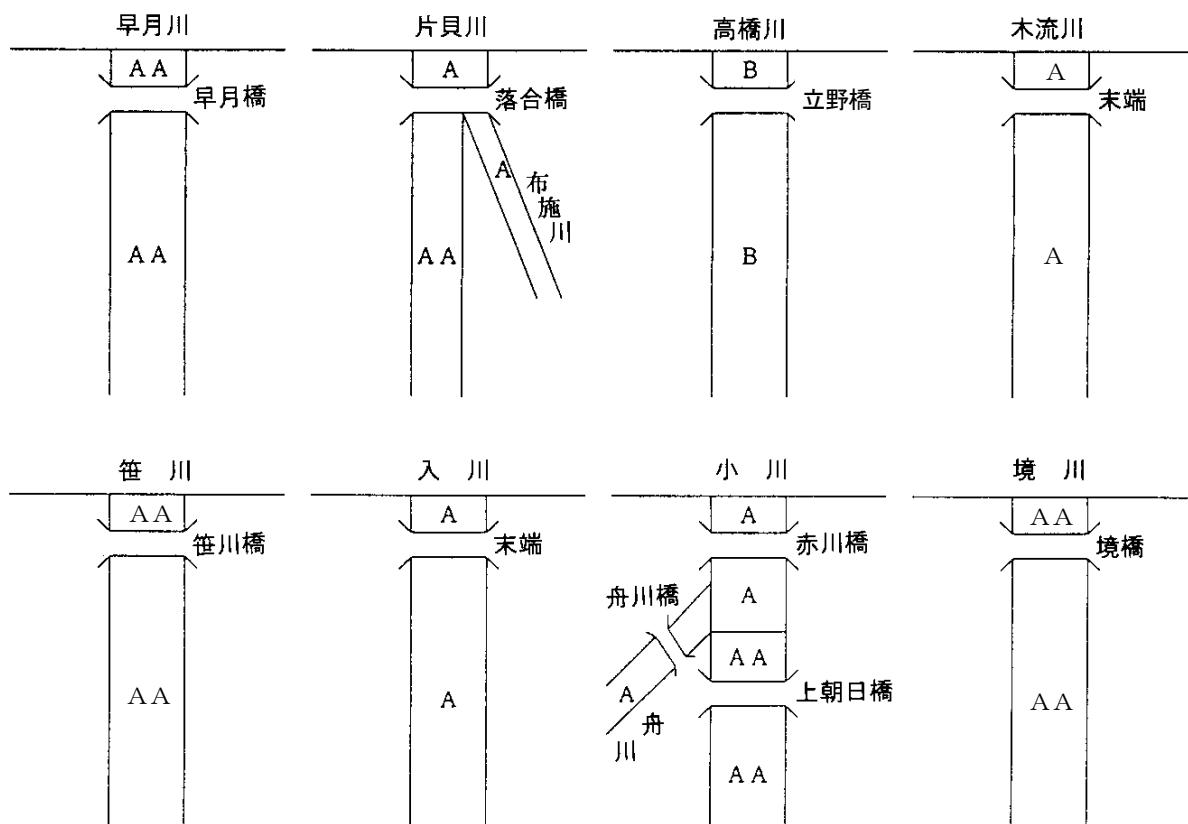
(カ) 早月川水域等 (昭和 51 年 3 月 26 日告示、平成 23 年 4 月 1 日一部改正告示)

水 域	該 当 類 型	達 成 期 間
早月川 (全域)	AA	イ
片貝川上流 (落合橋より上流)	AA	イ
片貝川下流 (落合橋より下流)	A	イ
布施川 (全域)	A	イ
高橋川 (全域)	B	イ
入川 (全域)	A	イ
小川上流 (舟川合流点より上流)	AA	イ
小川下流 (舟川合流点より下流)	A	イ
舟川 (全域)	A	イ
木流川 (全域)	A	イ
笛川 (全域)	AA	イ
境川 (全域)	AA	イ

注 小矢部川水域の注と同じ。

○環境基準の水域類型の略図 (早月川水域等)

(地点名は環境基準点)



イ 水生生物保全環境基準項目（平成25年4月1日告示、平成26年4月1日告示）

水 域	該当類型	達成期間
阿尾川（全域）	生物B	イ
余川川（全域）	生物B	イ
上庄川（全域）	生物B	イ
仏生寺川（湊川を含む全域）	生物B	イ
小矢部川上流（太美橋より上流）	生物A	イ
小矢部川中・下流（太美橋より下流）	生物B	イ
千保川（全域）	生物B	イ
祖父川（全域）	生物B	イ
山田川上流（二ヶ渕（上原地内）えん堤より上流）	生物A	イ
山田川下流（二ヶ渕（上原地内）えん堤より下流）	生物B	イ
庄川上流（雄神橋より上流）	生物A	イ
庄川下流（雄神橋より下流）	生物B	イ
和田川（全域）	生物B	イ
内川（全域）	生物B	イ
下条川（全域）	生物B	イ
新堀川（全域）	生物B	イ
神通川上流（いたち川合流点より上流。宮川及び高原川を含む。）	生物A	イ
神通川下流（いたち川合流点より下流）	生物B	イ
いたち川（全域）	生物A	イ
松川（全域）	生物B	イ
井田川上流（落合橋より上流）	生物A	イ
井田川下流（落合橋より下流）	生物B	イ
熊野川（全域）	生物A	イ
常願寺川上流（常願寺橋より上流）	生物A	イ
常願寺川下流（常願寺橋より下流）	生物B	イ
白岩川上流（柄津川合流点より上流）	生物A	イ
白岩川下流（柄津川合流点より下流）	生物B	イ
柄津川上流（寺田川合流点より上流）	生物A	イ
柄津川下流（寺田川合流点より下流）	生物B	イ
上市川（全域）	生物B	イ
中川（全域）	生物A	イ
早月川（全域）	生物A	イ
角川（全域）	生物A	イ
鴨川（全域）	生物A	イ
片貝川（全域）	生物A	イ
布施川（全域）	生物A	イ
黒瀬川（全域）	生物A	イ
高橋川（全域）	生物A	イ
吉田川（全域）	生物A	イ
黒部川（全域）	生物A	イ
入川（全域）	生物A	イ
小川（全域）	生物A	イ
舟川（全域）	生物A	イ

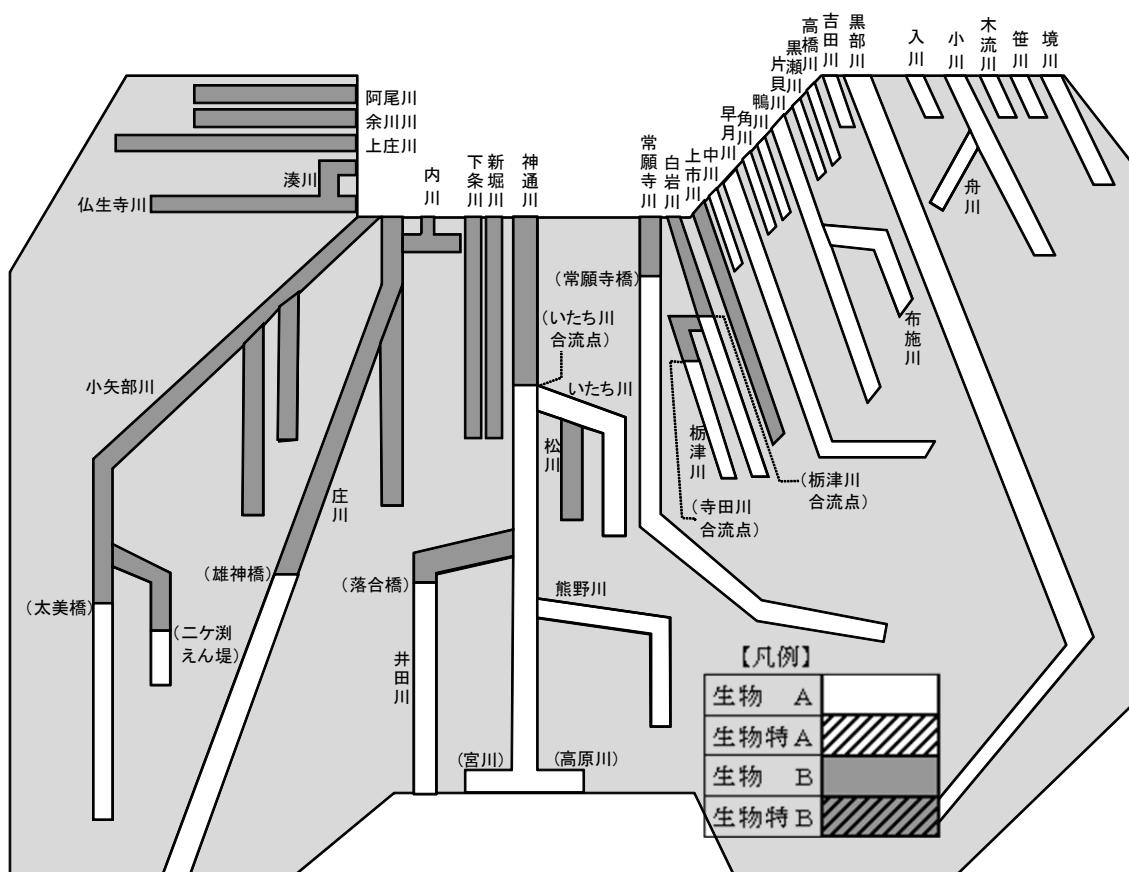
水 域	該当類型	達成期間
木流川（全域）	生物A	イ
笛川（全域）	生物A	イ
境川（全域）	生物A	イ

注1 該当類型の欄中「生物A」及び「生物B」は、昭和46年環境庁告示第59号別表2の1の(1)のイの表の類型を示す。

2 達成期間の欄中の「イ」は、「直ちに達成」を示す。

3 昭和46年環境庁告示第59号別表2の1の(1)のイの表の基準値のうち全亜鉛以外の項目の基準値は、当分の間適用しない。

○環境基準の水域類型の略図



(2) 湖沼

① 有峰ダム貯水池（有峰湖）水域（平成元年3月23日告示）

水 域	該 当 類 型	達 成 期 間	備 考
有峰ダム貯水池 (有峰湖)	A	イ	
	II	イ	ただし、全窒素については、当分の間適用しない。

注1 該当類型の欄中「A」及び「II」は環境庁告示別表2の1の(2)のア及びイの表の類型を示す。

2 達成期間の欄中「イ」は「直ちに達成」を示す。

② 黒部ダム貯水池（黒部湖）水域（平成3年3月29日告示）

水 域	該 当 類 型	達 成 期 間	備 考
黒部ダム貯水池 (黒部湖)	A	イ	
	II	イ	ただし、全窒素については、当分の間適用しない。

注 有峰ダム貯水池（有峰湖）水域の注と同じ。

③ 境川ダム貯水池（桂湖）水域（平成13年3月30日告示）

水 域	該 当 類 型	達 成 期 間	備 考
境川ダム貯水池 (桂湖)	A	イ	
	II	イ	ただし、全窒素については、当分の間適用しない。

注 有峰ダム貯水池（有峰湖）水域の注と同じ。

○環境基準の水域類型の略図



有峰ダム貯水池水域



黒部ダム貯水池水域



境川ダム貯水池水域

(3) 海域

① 富山湾海域（昭和 51 年 3 月 26 日告示）

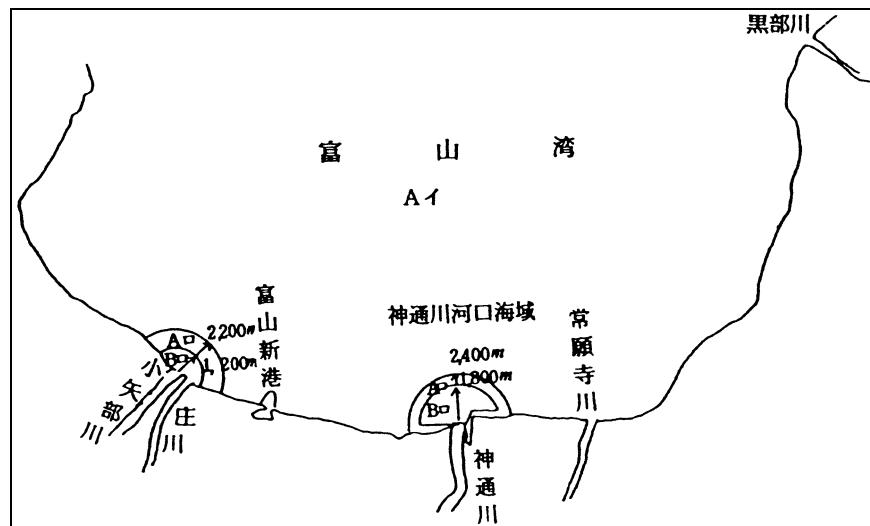
水 域		該当類型	達成期間
小矢部川河口海域(甲)	小矢部川河口の中央を中心とする半径 1,200m の円弧及び陸岸により囲まれた海域	海域B	口
小矢部川河口海域(乙)	小矢部川河口の中央を中心とする半径 2,200m の円弧及び陸岸により囲まれた海域であって、小矢部川河口海域(甲)に係る部分を除いたもの	海域A	口
神通川河口海域(甲)	神通川河口の中央を中心とする半径 1,800m の円弧、神通川河口左岸から西へ向かう線と同円弧との交点を結んだ線、富山港の西防波堤先端と東防波堤先端を結んだ線及び同地点から東に向かう線と同円弧との交点を結んだ線により囲まれた海域	海域B	口
神通川河口海域(乙)	神通川河口の中央を中心とする半径 2,400m の円弧及び陸岸により囲まれた海域であって、神通川河口海域(甲)に係る部分を除いたもの	海域A	口
その他の富山湾海域	石川県と富山県の境界である陸岸の地点から富山県と新潟県の境界である陸岸の地点に至る陸岸の地先海域であって、小矢部川河口海域(甲)、小矢部川河口海域(乙)、神通川河口海域(甲)、神通川河口海域(乙)並びに昭和 48 年富山県告示第 936 号において既に指定されている富山新港海域(甲)及び富山新港海域(乙)に係る部分を除いたもの	海域A	イ

注 1 該当類型の欄中「海域A」及び「海域B」は、昭和 46 年環境庁告示第 59 号別表 2 の 2 のアの表の類型を示す。

2 達成期間の分類は、次のとおりとする。

- (1) 「イ」は、直ちに達成
- (2) 「口」は、5 年以内で可及的速やかに達成

○環境基準の水域類型の略図（富山湾海域）



3 水質汚濁防止関係法令の概要

例 ④ 水質汚濁防止法

省 ⑤ 排水基準を定める省令

⑥ 水質汚濁防止法施行令

富山県公害防止条例

⑦ 水質汚濁防止法施行規則

富山県公害防止条例施行規則

法令名		規制対象工場	規制 物 質 及 び 項 目	
水質汚濁防止法	公用用水域	特定事業場 (特定施設を設置する工場又は事業場)	生活環境項目等 ②③	①水素イオン濃度 ②生物化学的酸素要求量 ③化学的酸素要求量 ④浮遊物質量 ⑤ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量) ⑥ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) ⑦フェノール類含有量 ⑧銅含有量 ⑨亜鉛含有量 ⑩溶解性鉄含有量 ⑪溶解性マンガン含有量 ⑫クロム含有量 ⑬大腸菌群数 ⑭窒素含有量 ⑯燐含有量
		特定施設 ②③	有害物質 ②③	①カドミウム及びその化合物 ②シアノ化合物 ③有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメタン及びEPNに限る。) ④鉛及びその化合物 ⑤六価クロム化合物 ⑥砒素及びその化合物 ⑦水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 ⑧ポリ塩化ビフェニル ⑨トリクロロエチレン ⑩テトラクロロエチレン ⑪ジクロロメタン ⑫四塩化炭素 ⑬1,2-ジクロロエタン ⑭1,1-ジクロロエチレン ⑮1,2-ジクロロエチレン ⑯1,1,1-トリクロロエタン ⑰1,1,2-トリクロロエタン ⑱1,3-ジクロロプロパン ⑲チウラム ⑳シマジン ㉑チオベンカルブ ㉒ベンゼン ㉓セレン及びその化合物 ㉔ほう素及びその化合物 ㉕ふっ素及びその化合物 ㉖アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 ㉗塩化ビニルモノマー ㉘1,4-ジオキサン
		指定事業場 (指定施設を設置する工場又は事業場)	指定物質 ③	別記
		指定施設 ②④	油 ③	①原油 ②重油 ③潤滑油 ④軽油 ⑤灯油 ⑥揮発油 ⑦動植物油
		貯油事業場等 (貯油施設等を設置する工場又は事業場)	油 ③	
	地下水	貯油施設等 ②⑤、③の5	油 ③	
		有害物質使用特定事業場 (有害物質使用特定施設を設置する工場又は事業場)	有害物質	法に定める物質 (①～㉙)
		有害物質使用特定施設 ②⑧	有害物質	
		指定事業場 指定施設 ②④	指定物質	別記
	地下浸透未然防止	貯油事業場等 貯油施設等 ②⑤、③の5	油	法に定める油 (①～⑦)
		有害物質使用特定施設を設置する工場又は事業場 有害物質使用特定施設 ⑤③	有害物質	法に定める物質 (①～㉙)
		有害物質貯蔵指定施設を設置する工場又は事業場 有害物質貯蔵指定施設 ⑤③、④の4	有害物質	
			有害物質	法に定める物質 (①～㉙)
富山県公害防止条例	上乗せ条例 ③		生活環境項目等	法に定める項目のうち②、③、④、⑥、⑦及び⑧
			有害物質	法に定める物質のうち①、②及び⑥
	公用用水域	特定事業場 (汚水又は廃液に係る特定施設を設置する工場又は事業場) ④ ⑤	有害物質	法に定める有害物質のうち①～㉙
			生活環境項目等	法に定める項目のうち①～⑬ 及び弗素含有量
	地下水	水質関係有害物質使用特定事業場 ⑤	水質関係有害物質 ⑤ ⑥	法に定める物質のうち①～㉙

条項号
: : :
② ③

基準・規則	届出等	行政措置	その他
一般基準 ② ③ ①② ④ 1 附則	①施設設置届 ②施設使用届 ③構造等の変更届 ④氏名等の変更届及び使用廃止届 ⑤承継届 ⑥事故時の措置	①計画変更命令等 ②改善、一時停止命令 ③事故時の措置命令 ④緊急時の措置命令 ⑤罰則	排出水の汚染状態の測定・記録・保存義務 ② ③ 14① ④ 9
排出制限 ② 12①			② ③ 30, 31, 32, 33, 34, 35
	事故時の措置 ② 14の 2 ②	①事故時の措置命令 ②罰則	② ③ 31
	事故時の措置 ② 14の 2 ③	①事故時の措置命令 ②罰則	② ③ 31
特定地下浸透基準 ② 6 の 2	①施設設置届 ②施設使用届 ③構造等の変更届 ④氏名等の変更届及び使用廃止届 ⑤承継届 ⑥事故時の措置	①計画変更命令等 ②改善、一時停止命令 ③事故時の措置命令 ④地下水の水質の浄化に係る措置命令 ⑤罰則	特定地下浸透水の汚染状態の測定・記録・保存義務 ② ③ 14① ④ 9
浸透制限 ② 12の 3			② ③ 14の 3 ② ③ 30, 31, 32, 33, 34, 35
	事故時の措置 ② 14の 2 ②	①事故時の措置命令 ②罰則	② ③ 31
	事故時の措置 ② 14の 2 ③	①事故時の措置命令 ②罰則	② ③ 31
構造、設備及び使用の方法に関する基準 ② 12の 4 ② 8の 2～8の 7	①施設設置届 ②施設使用届 ③構造等の変更届 ④氏名等の変更届及び使用廃止届 ⑤承継届 ⑥事故時の措置	①計画変更命令等 ②改善、一時停止命令 ③事故時の措置命令 ④地下水の水質の浄化に係る措置命令 ⑤罰則	構造、設備、使用の方法の定期点検、記録、保存義務 ② ③ 14⑤ ④ 9の 2の 2
	② ③ 30, 31, 32, 33, 34, 35		
法の基準にかえて、県内全公共用水域を対象に適用			
法の基準にかえて、県内の各河川ごとに設定			
一般基準 排出制限 図 8 圖 3 図15の 4	①施設設置届 ②施設使用届 ③構造等の変更届 ④使用開始の報告 ⑤氏名等の変更届及び使用廃止届 ⑥承継届 ⑦改善措置報告	①計画変更命令 ②改善命令等 ③事故時の措置命令 ④緊急措置要請 ⑤罰則	①測定義務 図 18 図 10 ②事故時の措置 図 18の 2 ①
一般基準 図 8 圖 3	② ③ 12① ② ③ 16③ ③ ④ 18の 2 ② ④ ⑤ 19 ⑤ ⑥ 28, 28の 2, 28の 3, 29, 32		
(地下浸透基準) 図 8 図 3 浸透制限 図15の 5	①施設設置届 ②施設使用届 ③構造等の変更届 ④使用開始の報告 ⑤氏名等の変更届及び使用廃止届 ⑥承継届 ⑦改善措置報告	①計画変更命令等 ②改善命令等 ③事故時の措置命令 ④罰則	② ③ 12① ② ③ 16③ ③ ④ 18の 2 ② ④ ⑤ 28, 28の 2, 29, 32

指定物質

- ①ホルムアルデヒド
- ②ヒドラジン
- ③ヒドロキシルアミン
- ④過酸化水素
- ⑤塩化水素
- ⑥水酸化ナトリウム
- ⑦アクリロニトリル
- ⑧水酸化カリウム
- ⑨アクリルアミド
- ⑩アクリル酸
- ⑪次亜塩素酸ナトリウム
- ⑫二硫化炭素
- ⑬酢酸エチル
- ⑭メチル-tert-ブチルエーテル（別名MTBE）
- ⑮硫酸
- ⑯ホスゲン
- ⑰1, 2-ジクロロプロパン
- ⑱クロルスルホン酸
- ⑲塩化チオニル
- ⑳クロロホルム
- ㉑硫酸ジメチル
- ㉒クロルピクリン
- ㉓りん酸ジメチル=2, 2-ジクロロビニル（別名ジクロルボス又はDDVP）
- ㉔ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト（別名オキシデプロホス又はESP）
- ㉕トルエン
- ㉖エピクロロヒドリン
- ㉗スチレン
- ㉘キシレン
- ㉙p-ジクロロベンゼン
- ㉚N-メチルカルバミン酸 2-sec-ブチルフェニル（別名フェノブカルブ又はBPMC）
- ㉛3, 5-ジクロロ-N-(1, 1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド（別名プロピザミド）
- ㉜テトラクロロイソフタロニトリル（別名クロロタロニル又はTPN）
- ㉝チオりん酸 0, 0-ジメチル-0-(3-メチル-4-ニトロフェニル)（別名フェニトロチオン又はMEP）
- ㉞チオりん酸 S-ベンジル-0, 0-ジイソプロピル（別名イプロベンホス又はIBP）
- ㉟1, 3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル（別名イソプロチオラン）
- ㉟チオりん酸 0, 0-ジエチル-0-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)（別名ダイアジノン）
- ㉟チオりん酸 0, 0-ジエチル-0-(5-フェニル-3-イソオキサゾリル)（別名イソキサチオン）
- ㉟4-ニトロフェニル-2, 4, 6-トリクロロフェニルエーテル（別名クロルニトロフェン又はCNP）
- ㉟チオりん酸 0, 0-ジエチル-0-(3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル)（別名クロルピリホス）
- ㉟フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
- ㉟エチル=(Z)-3-[N-ベンジル-N-[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート（別名アラニカルブ）
- ㉟1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン（別名クロルデン）
- ㉟臭素
- ㉟アルミニウム及びその化合物
- ㉟ニッケル及びその化合物
- ㉟モリブデン及びその化合物
- ㉟アンチモン及びその化合物
- ㉟塩素酸及びその塩
- ㉟臭素酸及びその塩
- ㉟クロム及びその化合物（六価クロム化合物を除く。）
- ㉟マンガン及びその化合物
- ㉟鉄及びその化合物
- ㉟銅及びその化合物
- ㉟亜鉛及びその化合物
- ㉟フェノール類及びその塩類
- ㉟1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1^{3,7}]デカン（別名ヘキサメチレンテトラミン）

4 水質汚濁防止法に基づく届出について

届出の種類	届出を必要とする場合	届出様式	時期	届出を怠った場合等の罰則	届出者	提出部数
①特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置届 (法第5条)	工場等に特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を新たに設置しようとする場合	様式第1	特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置の工事着手予定日の60日前まで	届出をしなかつたり、虚偽の届出をした場合 3ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金 (法第32条)	・工場等から公共用水域に水を排出する者 ・工場等から地下へ水を浸透させる者 ・前述以外で有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする者	正副2部
②特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用届 (法第6条)	施設が特定施設又は有害物質貯蔵指定施設となった際、既にその施設を設置している場合	様式第1	施設が特定施設又は有害物質貯蔵指定施設となった日から30日以内	同上 30万円以下の罰金 (法第33条)	・施設を設置している者 ・特定地下浸透水を浸透させる者	
③特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造等の変更届 (法第7条)	①又は②の届出に係る特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造、設備、使用方法、処理の方法、排出水の汚染状態及び量等を変更しようとする場合	様式第1	特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造等変更の着手予定日の60日前まで	同上 3ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金 (法第32条)	・①又は②の届出をした者	
④氏名等 (氏名、名称、住所、所在地、代表者氏名)の変更届 (法第10条)	①又は②の届出に係る氏名、名称、住所、所在地、代表者氏名に変更があった場合	様式第5	変更した日から30日以内	同上 10万円以下の過料 (法第35条)	・①又は②の届出をした者	
⑤特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用廃止届 (法第10条)	①又は②の届出に係る特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用を廃止した場合	様式第6	廃止した日から30日以内	同上 10万円以下の過料 (法第35条)	・①又は②の届出をした者	
⑥承継届 (法第11条)	①又は②の届出者の地位を継承した場合(譲受、借受、相続、合併、分割によるもの)	様式第7	承継があった日から30日以内	同上 10万円以下の過料 (法第35条)	・①又は②の届出者の地位を継承した者	

備考 1 届出書は、県環境保全課(富山市以外の工場等)又は富山市環境保全課(富山市内の工場等)に提出してください。

2 届出書の用紙は、県環境保全課又は富山市環境保全課に備えつけてあるほか、ホームページ「eとやま.net」からダウンロードすることができます。

◎ 水質汚濁防止法に基づく特定施設

平成 30 年 4 月 1 日現在

- 1 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 抗水中和沈でん施設 ニ 挖削用の泥水分離施設
- 1 の 2 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（昭和 47 年 10 月 1 日追加）
イ 豚房施設（豚房の総面積が 50 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
ロ 牛房施設（牛房の総面積が 200 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
ハ 馬房施設（馬房の総面積が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 2 畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設
- 3 水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設
ホ 湯煮施設
- 4 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
- 5 みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設
ヘ ろ過施設
- 6 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
- 7 砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設
ホ 精製施設
- 8 パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
- 9 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
- 10 飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設
ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設
- 11 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設
ホ 水洗式脱臭施設
- 12 動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
- 13 イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
- 14 でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設
ニ 渋だめ及びこれに類する施設
- 15 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
- 16 麺類製造業の用に供する湯煮施設
- 17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
- 18 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
- 18 の 2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（昭和 57 年 1 月 1 日追加）
イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
- 18 の 3 たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（昭和 57 年 1 月 1 日追加）
イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設

- 19 紡績業又は纖維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設
ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう
ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設（昭和49年12月1日追加）
- 20 洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
- 21 化学纖維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練纖維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
- 21の2 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー（昭和57年1月1日追加）
- 21の3 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設（昭和57年1月1日追加）
- 21の4 パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（昭和57年1月1日追加）
イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設
- 22 木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設
- 23 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設
ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設
チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式纖維板成型施設
ル 廃ガス洗浄施設
- 23の2 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（昭和57年1月1日追加）
イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
- 24 化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設
ホ 湿式集じん施設
- 25 削除
- 26 無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機
ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
- 27 前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設
ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設
ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設
ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設
チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設
リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設
ル 湿式集じん施設
- 28 カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 湿式アセチレンガス発生施設
ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設
ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設
ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設
ヘ クロロプロレンモノマー洗浄施設
- 29 コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
- 30 発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設

- 31 メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設
ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設
ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
- 32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設
ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
- 33 合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器
ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設
ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設
ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設
チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設
ヌ 湿式集じん施設
- 34 合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設
ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
- 35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
- 36 合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
- 37 前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設
ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設
ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設
ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設
チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設
リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設
ヌ シクロヘキサン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設
ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設
ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器
カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設
ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設
タ 廃ガス洗浄施設
- 38 石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
- 38 の 2 界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
- 39 硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
- 40 脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
- 41 香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
- 42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
- 43 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
- 44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
- 45 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
- 46 第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設
 ニ 廃ガス洗浄施設
- 47 医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設
 ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。）
 ホ 廃ガス洗浄施設
- 48 火薬製造業の用に供する洗浄施設
- 49 農薬製造業の用に供する混合施設
- 50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
- 51 石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設
 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
- 51の2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設（昭和57年1月1日追加）
- 51の3 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設（昭和57年1月1日追加）
- 52 皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設
 ホ 染色施設
- 53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
- 54 セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
- 55 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
- 56 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
- 57 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
- 58 窯業原料（うわ葉原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
- 59 砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
- 60 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
- 61 鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設
 ニ 燃入れ施設 ホ 湿式集じん施設
- 62 非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 還元そう ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ハ 燃入れ施設
 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
- 63 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるものの
 イ 燃入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設

ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設

63 の 2 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設（昭和 57 年 1 月 1 日追加）

63 の 3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設（平成 13 年 7 月 1 日追加）

64 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるものの

イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）

64 の 2 水道施設（水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 8 項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 2 条第 6 項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第 21 条第 1 項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が 1 日当たり 1 万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（昭和 51 年 6 月 1 日追加）

イ 沈でん施設 ロ ろ過施設

65 酸又はアルカリによる表面処理施設

66 電気めつき施設

66 の 2 エチレンオキサイド又は 1, 4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
(平成 24 年 5 月 25 日追加)

66 の 3 旅館業（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの（昭和 49 年 12 月 1 日追加）

イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設

66 の 4 共同調理場（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 6 条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（昭和 63 年 10 月 1 日追加）

66 の 5 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が 360 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（昭和 63 年 10 月 1 日追加）

66 の 6 飲食店（次号及び第 66 号の 8 に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 420 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（昭和 63 年 10 月 1 日追加）

66 の 7 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 630 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（昭和 63 年 10 月 1 日追加）

66 の 8 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が 1, 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（昭和 63 年 10 月 1 日追加）

67 洗濯業の用に供する洗浄施設

68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設

68 の 2 病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が 300 以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの（昭和 54 年 5 月 10 日追加）

イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設

69 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設

69 の 2 中央卸売市場（卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 2 条第 3 項に規定するものをいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。）（昭和 51 年 6 月 1 日追加）

イ 卸売場 ロ 仲卸売場

69 の 3 地方卸売市場（卸売市場法第 2 条第 4 項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和 46 年政令第 221 号）第 2 条第 2 号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が 1, 000 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（昭和 57 年 7 月 1 日追加）

イ 卸売場 ロ 仲卸売場

70 廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 3 条第 14 号に規定するものをいう。）

70 の 2 自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 77 条に規定するものをいう。）

以下同じ。) の用に供する洗車施設 (屋内作業場の総面積が 800 平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。) (昭和 57 年 1 月 1 日追加)

71 自動式車両洗浄施設

71 の 2 科学技術 (人文科学のみに係るものを除く。) に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの (昭和 49 年 12 月 1 日追加)

イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設

71 の 3 一般廃棄物処理施設 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) 第 8 条第 1 項に規定するものをいう。) である焼却施設 (昭和 54 年 5 月 10 日追加)

71 の 4 産業廃棄物処理施設 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定するものをいう。) のうち、次に掲げるもの

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和 46 年政令第 300 号) 第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者 (同法第 14 条第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第 14 条の 4 第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。) をいう。) が設置するもの (昭和 57 年 1 月 1 日追加)

ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号までに掲げる施設 (平成 10 年 6 月 17 日追加)

71 の 5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設 (前各号に該当するものを除く。) (平成 3 年 10 月 1 日及び平 12 年 3 月 1 日追加)

71 の 6 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設 (前各号に該当するものを除く。) (平成 3 年 10 月 1 日及び平 12 年 3 月 1 日追加)

72 し尿処理施設 (建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化槽を除く。)

73 下水道終末処理施設

74 特定事業場から排出される水 (公共用水域に排出されるものを除く。) の処理施設 (前 2 号に掲げるものを除く。)

(注) 水質汚濁防止法施行規則

第 1 条の 2 令別表第 1 第 71 号の 2 の環境省令で定める事業場は、次に掲げる事業場とする。

- (1) 国又は地方公共団体の試験研究機関 (人文科学のみに係るものを除く。)
- (2) 大学及びその附属試験研究機関 (人文科学のみに係るものを除く。)
- (3) 学術研究 (人文科学のみに係るものを除く。) 又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所 (前 2 号に該当するものを除く。)
- (4) 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
- (5) 保健所
- (6) 検疫所
- (7) 動物検疫所
- (8) 植物防疫所
- (9) 家畜保健衛生所
- (10) 検査業に属する事業場
- (11) 商品検査業に属する事業場
- (12) 臨床検査業に属する事業場
- (13) 犯罪鑑識施設

富山県公害防止条例に基づく特定施設（水質関係）

施 設 の 種 類		
項	用 途	施 設 の 名 称
1	農産保存食料品製造業の用に供するもの	浸せき施設
2	納豆製造業の用に供するもの	蒸煮施設
3	繊維工業の用に供するもの	(1) のり付施設 (2) ゴム引き施設
4	造作材、合板、建築用組立材料又は家具製造業の用に供するもの	(1) のり付施設（合板製造業の用に供する接着機洗浄施設を除く。） (2) 薬品等調合施設 (3) 塗装水洗ブース施設
5	加工紙、紙製品又は紙製容器製造業の用に供するもの	のり付施設
6	出版、印刷、同関連産業の用に供するもの	(1) 印刷版洗浄研磨施設 (2) 現像施設（新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設及び自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設を除く。）
7	化学工業の用に供するもの	(1) 反応施設 (2) 脱水施設 (3) 分離施設 (4) 精製施設 (5) 混合施設 (6) 廃ガス洗浄施設
8	舗装材料製造業の用に供するもの	アスファルトプラント
9	ゴム製品製造業の用に供するもの	(1) ゴム表面酸洗施設 (2) ゴム加硫施設（自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更正タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設を除く。） (3) 混練ロール施設
10	建設用粘土製品製造業の用に供するもの	(1) 成型加工施設 (2) 混和施設 (3) 調合施設
11	研磨材、同製品製造業の用に供するもの	(1) 洗浄施設 (2) 混合施設

施 設 の 種 類		
項	用 途	施 設 の 名 称
12	石工品製造業の用に供するもの	(1) 湿式研磨施設 (2) 成型加工施設
13	石膏製品製造業の用に供するもの	湿式集じん施設
14	非鉄金属製造業の用に供するもの	(1) 反応施設（還元槽を除く。） (2) 脱水施設 (3) 分離施設
15	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供するもの	(1) 溶剤又は洗剤洗浄施設 (2) 塗装水洗ブース施設 (3) 湿式集じん施設
16	染色機械用スクリーン製造業の用に供するもの	スクリーン定着洗浄施設
17	がん具、運動競技用具製造業の用に供するもの	のり付施設
18	プラスチック製品製造業の用に供するもの	(1) 油圧による成型施設 (2) 塗装水洗ブース施設
19	マッチ製造業の用に供するもの	原料回収施設
20	飲食料品小売業又は集団給食の用に供するもの（1日の通常の排水量が50立方メートル以上のものに限る。）ただし、次に掲げる事業場に係るものと除く。 (1) 弁当仕出屋にあっては、業務の用に供する部分の総床面積が360平方メートル以上である事業場 (2) 共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。）にあっては、業務の用に供する部分の総床面積が500平方メートル以上である事業場	給食用調理施設
21	動物の飼養の用に供するもの（牛に係るものにあっては牛房の総面積が200平方メートル未満であり、かつ、5頭以上の飼養の用に供するもの、豚（生後2箇月未満のものを除く。）に係るものにあっては豚房の総面積が50平方メートル未満であり、かつ、50頭（はん殖豚にあっては5頭）以上の飼養の用に供するもの、鶏（30日未満のひなを除く。）に係るものにあっては1,000羽以上の飼養の用に供するものに限る。）	(1) 飼養施設 (2) 飼料調理施設（加熱するものに限る。） (3) ふん尿処理施設
22	獣畜、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を化製場等に供給するもの	原料貯蔵施設

5 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準

(1) 有害物質

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L
シアノ化合物	1 mg/L
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/L

有害物質の種類	許容限度
1, 1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/L
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1, 3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベニゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg/L 海域 230 mg/L
ふつ素及びその化合物	海域以外 8 mg/L 海域 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L
1, 4-ジオキサン	0.5 mg/L

- 備考 1 アルキル水銀の「検出されないこと。」とは、0.0005 mg/L未満をいう。
- 2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際、現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
- 3 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る排水基準は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量である。
- 4 別表1に掲げる有害物質の種類につき同表に掲げる業種に属する工場・事業場に係る排水基準は、平成31年11月30日までは同表のとおりとする。
- 5 別表2に掲げる有害物質の種類につき同表に掲げる業種その他区分に属する工場・事業場に係る排水基準は、平成31年6月30日までは同表のとおりとする。
- 6 別表3に掲げる有害物質の種類につき同表に掲げる業種その他区分に属する工場・事業場に係る排水基準は、平成33年5月24日までは同表のとおりとする。

別表1

有害物質の種類	業 種	許容限度
カドミウム及び その化合物 (単位 mg/L)	金属鉱業	0.08
備考 中欄に掲げる業種に属する特定事業場が同時に他の業種に属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表により当該業種につき異なる許容限度が定められているときは、当該特定事業場に係る排出水については、それらの許容限度のうち、最大のものを適用する。		

暫定排水基準の適用については、業種等の詳細な状況について判断が必要であるため、必ず相談窓口に確認してください。

別表2

有害物質の種類	業 種 そ の 他 の 区 分	許容限度
ほう素及びその化合物 (単位 ほう素の量に 関して、mg/L)	電気めっき業 (海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	30
	ほうろう鉄器製造業 (海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	40
	うわ薬製造業 (ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用 水域に排出水を排出するものに限る。)	40
	貴金属製造・再生業 (海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	40
	下水道業 (旅館業 (温泉 (温泉法 (昭和23年法律第125号) 第2条第1項に規定す る温泉をいう。以下同じ。) を利用するものに限る。) に属する特定事業場 (下 水道法 (昭和33年法律第79号) 第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。 以下「下水道法上の特定事業場」という。) から排出される水を受け入れてお り、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものであって、一定の条件に 該当するものに限る。)	50
	金属鉱業 (海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	100
	うわ薬製造業 (うわ薬瓦の製造に使用するうわ薬を製造するものであり、かつ、 海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	140
旅館業 (温泉を利用するものに限る。)		500

暫定排水基準の適用については、業種等の詳細な状況について判断が必要であるため、必ず相談窓口に確認してください。

有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度
ふつ素及びその化合物 (単位 ふつ素の量に関して、mg/L)	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	12
	うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	12
	電気めっき業（1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	15
	旅館業（水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号。以下「改正政令」という。）の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用するものであって、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	15
	旅館業（温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。以下この欄において同じ。）を利用するものであって1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際に湧出していなかった温泉を利用するものに限る。）	30
	電気めっき業（1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるものに限る。）	40
	旅館業（温泉（自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。）を利用するものであって1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際に湧出していなかった温泉を利用するものに限る。）	50
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、mg/L)	下水道業（下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第24条の2第1項第1号に定める特定公共下水道に係るものであり、かつ、モリブデン化合物製造業又はジルコニウム化合物製造業に属する下水道法上の特定事業場から排出される水を受け入れているものに限る。）	130
	酸化コバルト製造業	160
	畜産農業	600
	ジルコニウム化合物製造業	700
	モリブデン化合物製造業	1,500
	バナジウム化合物製造業	1,650
	貴金属製造・再生業	2,900

備考

1 上欄に掲げる有害物質の種類ごとに中欄に掲げる業種その他の区分に属する特定事業場が同時に他の業種その他の区分にも属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表によりそれらの業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場から排出される排出水の排水基準については、それらのうち、最大の許容限度のものを適用する。

2 ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が 10 を超えることをいう。

$$\frac{\sum C_i \cdot Q_i}{Q}$$

この式において、C_i、Q_i 及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。

- C_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常の値（単位：ほう素の量に関して、mg/L）
- Q_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常の量（単位：m³/日）
- Q 当該下水道から排出される排出水の通常の量（単位：m³/日）

暫定排水基準の適用については、業種等の詳細な状況について判断が必要であるため、必ず相談窓口に確認してください。

別表3

有害物質の種類	業種	許容限度 (mg/L)
1, 4-ジオキサン (単位 mg/L)	エチレンオキサイド製造業	3
	エチレングリコール製造業	3

備考 中欄に掲げる業種に属する特定事業場が同時に他の業種に属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表により当該業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排出水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

暫定排水基準の適用については、業種等の詳細な状況について判断が必要であるため、必ず相談窓口に確認してください。

(2) その他の項目（生活環境項目）

項 目	水素イオン濃度 (水素指指数) (pH)		生物化学的 酸素要求量 (BOD)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	ノルマルヘキサン抽出物質		フェノール 類
	鉱油類	動植物 油脂類						
許容限度	海域以外の 公共用水域 5.8～8.6	海 域 5.0～9.0	mg/L 160 (日間平均 120)	mg/L 160 (日間平均 120)	mg/L 200 (日間平均 150)	mg/L 5	mg/L 30	mg/L 5

項 目	銅	亜鉛	溶解性鉄	溶解性 マンガン	クロム	大腸菌群数	窒素	りん 燐
許容限度	mg/L 3	mg/L 2	mg/L 10	mg/L 10	mg/L 2	個/cm ³ 日間平均 3,000	mg/L 120 (日間平均 60)	mg/L 16 (日間平均 8)

- 備考 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共に存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
- 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際（昭和49年12月1日）現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
- 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 6 窒素及び燐含有量についての排水基準は、窒素及び燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

・環境大臣が定める湖沼（富山県分）

項目	湖 沼 名
窒 素	な し
りん 燐	有峰ダム貯水池（有峰湖）、久婦須川ダム貯水池、熊野川ダム貯水池、祐延ダム貯水池、藤ヶ池、室牧ダム貯水池、黒部ダム貯水池（黒部湖）、五位ダム貯水池、子撫川ダム貯水池、桑ノ院ダム貯水池、布施川ダム貯水池、臼中ダム貯水池、桜ヶ池、城端ダム貯水池、刀利ダム貯水池、利賀川ダム貯水池、境川ダム貯水池（桂湖）、上市川ダム貯水池、上市川第二ダム貯水池、白岩川ダム貯水池、朝日小川ダム貯水池、

・環境大臣が定める海域（富山県分）…………該当なし。

7 別表に掲げる項目につき同表に掲げる業種に属する工場・事業場に係る排水基準は、平成 33 年 12 月 10 日までは同表のとおりとする。

別表

項 目	業 種	許容限度
亜鉛含有量 (単位 mg/L)	金属鉱業	5
	電気めっき業	
下水道業（金属鉱業又は電気めっき業に属する特定事業場（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 12 条の 2 第 1 項に規定する特定事業場をいう。備考第 2 項において「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れるものであって、一定の条件に該当するものに限る。）		
備考	<p>1 中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法第 2 条第 6 項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排出水の亜鉛含有量に係る排出基準については、右欄に掲げるものを適用する。</p> <p>2 「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が 2 を超えることをいう。</p> $\frac{\sum C_i \cdot Q_i}{Q}$ <p>この式において、C_i、Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>C_i 当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の亜鉛含有量の通常の値（単位：mg/L）</p> <p>Q_i 当該下水道に排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常の量（単位：m³/日）</p> <p>Q 当該下水道から排出される排出水の通常の量（単位：m³/日）</p>	

6 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準

(1) カドミウム及びその化合物、シアン化合物並びにひ素及びその化合物に係る排水基準（別表1）

(1)-1 従来の基準

- ・シアン化合物並びにひ素及びその化合物

公布日 昭和47年10月16日

施行日 昭和48年1月1日

適用日 昭和48年1月1日

(1)-2 一部改正基準

- ・ひ素及びその化合物

公布日 平成6年7月1日

施行日 平成6年7月1日

適用日 平成6年7月1日

- ・カドミウム及びその化合物

公布日 昭和48年9月29日

施行日 昭和49年3月1日

適用日 昭和49年3月1日

- ・カドミウム及びその化合物

公布日 平成26年12月17日

施行日 平成26年12月17日

適用日 平成26年12月17日

(2) 小矢部川水域に係る排水基準（別表2）

(2)-1 従来の基準

- ・新設工場に係る排水基準

公布日 昭和46年10月1日

施行日 昭和46年12月1日

適用日 昭和46年12月1日

- ・既設工場に係る排水基準

公布日 昭和47年12月21日

施行日 昭和48年6月24日

適用日 昭和48年6月24日

(2)-2 一部改正基準

- ・新設工場に係る排水基準

〔パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係る
BODにつき〕

公布日 昭和51年3月27日

施行日 昭和51年6月24日

適用日 昭和52年4月1日

- ・既設工場に係る排水基準

〔食料品製造業、染色整理業、クラフトパルプ
製造業、サルファイトパルプ製造業若しくは
ケミグランドパルプ製造業に係るBODにつ
き〕

公布日 昭和51年3月27日

施行日 昭和51年6月24日

適用日 昭和52年4月1日

(3) 神通川水域に係る排水基準（別表3）

- ・新設工場に係る排水基準

公布日 昭和47年3月28日

施行日 昭和47年5月1日

適用日 昭和47年5月1日

- ・既設工場に係る排水基準

公布日 昭和47年3月28日

施行日 昭和47年5月1日

適用日 昭和48年5月1日

(4) 白岩川水域に係る排水基準（別表4）

- ・新設工場に係る排水基準

公布日 昭和47年7月6日

施行日 昭和47年8月1日

適用日 昭和47年8月1日

- ・既設工場に係る排水基準

公布日 昭和47年7月6日

施行日 昭和47年8月1日

適用日 昭和48年8月1日

(5) 庄川水域等に係る排水基準（別表5）

- ・新設工場に係る排水基準

公布日 昭和48年9月29日

施行日 昭和49年3月1日

適用日 昭和49年3月1日

- ・既設工場に係る排水基準

公布日 昭和48年9月29日

施行日 昭和49年3月1日

適用日 昭和49年9月1日

(6) 常願寺川水域等に係る排水基準（別表6）

- ・新設工場に係る排水基準

公布日 昭和49年12月19日

施行日 昭和50年1月1日

適用日 昭和50年1月1日

- ・既設工場に係る排水基準

公布日 昭和49年12月19日

施行日 昭和50年1月1日

適用日 昭和51年1月1日

(7) 吉田川水域に係る排水基準（別表7）

- ・新設工場に係る排水基準

公布日 昭和49年12月19日

施行日 昭和50年1月1日

適用日 昭和50年1月1日

- ・既設工場に係る排水基準

公布日 昭和49年12月19日

施行日 昭和50年1月1日

適用日 昭和51年1月1日

(8) 早月川水域等に係る排水基準（別表8）

- ・新設工場に係る排水基準

公布日 昭和51年3月27日

施行日 昭和51年4月1日

適用日 昭和51年4月1日

- ・既設工場に係る排水基準

公布日 昭和51年3月27日

施行日 昭和51年4月1日

適用日 昭和52年4月1日

(9) 有峰ダム貯水池（有峰湖）水域に係る排水基準（別表9）

- ・新設工場に係る排水基準

公布日 平成元年3月25日

施行日 平成元年5月1日

適用日 平成元年5月1日

- ・既設工場に係る排水基準

公布日 平成元年3月25日

施行日 平成元年5月1日

適用日 平成元年11月1日

(10) 黒部ダム貯水池（黒部湖）水域に係る排水基準（別表10）

- ・新設工場に係る排水基準

公布日 平成3年3月15日

施行日 平成3年5月1日

適用日 平成3年5月1日

- ・既設工場に係る排水基準

公布日 平成3年3月15日

施行日 平成3年5月1日

適用日 平成3年11月1日

(11) 境川ダム貯水池（桂湖）水域に係る排水基準（別表11）

- ・新設工場に係る排水基準

公布日 平成13年3月26日

施行日 平成13年5月1日

適用日 平成13年5月1日

- ・既設工場に係る排水基準

公布日 平成13年3月26日

施行日 平成13年5月1日

適用日 平成13年11月1日

別表1 カドミウム及びその化合物、シアン化合物並びにヒ素及びその化合物に係る排水基準

区分	有害物質の種類及び許容限度			適用する区域
	カドミウム及びその化合物	シアン化合物	砒素及びその化合物	
1日当たりの平均的な排出水の量(以下この表において「排出水の量」という。)が10,000立方メートル以上50,000立方メートル未満の工場又は事業場		0.5 mg/L		県内の全公共用水域
排出水の量が50,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の工場又は事業場		0.3 mg/L		
排出水の量が100,000立方メートル以上の工場又は事業場	0.01 mg/L	0.1 mg/L	0.05 mg/L	

- 備考 1 この表に掲げる有害物質に係る許容限度の検定は、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第2条の規定に基づき、環境大臣が定める方法によるものとする。
- 2 次の各号に掲げる業種に属する工場又は事業場(排出水の量が10,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の工場又は事業場に限る。)に係る排出水の量がカドミウム及びその化合物の排水基準については、各号に定める日までの間は、次の表のとおりとする。
- (1) 非鉄金属第一次製錬・精製業(亜鉛に係るものに限る。)、非鉄金属第二次製錬・精製業(亜鉛に係るものに限る。)又は溶融めっき業(溶融亜鉛めっきを行うものに限る。) 平成29年11月30日
- (2) 金属鉱業 平成31年11月30日

区分	カドミウム及びその化合物の許容限度
排出水の量が10,000立方メートル以上50,000立方メートル未満の工場又は事業場	0.05 mg/L
排出水の量が50,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の工場又は事業場	0.03 mg/L

別表2 小矢部川水域に係る排水基準

区分		項目及び許容限度					適用する区域
		生物化学的酸素要求量 mg/L	浮遊物質量 mg/L	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 植物油類含有量 mg/L	フェノール類含有量 mg/L	銅含有量 mg/L	
（昭和46年12月1日において既に設置されている工場又は事業場を含む。）	一般地域に所在するもの	食料品製造業に係るもの	120（日間平均100）	100（日間平均80）			小矢部川及びこれに流入する公共用水域
		染色整理業に係るもの	120（日間平均100）	90（日間平均70）			
		クラフトパルプ製造業に係るもの	昭和54年3月31日まで85（日間平均65） 昭和54年4月1日から80（日間平均60）	110（日間平均90）			
		サルファイトパルプ製造業に係るもの	昭和53年3月31日まで120（日間平均90） 昭和53年4月1日から 昭和55年3月31日まで110（日間平均80） 昭和55年4月1日から100（日間平均70）	110（日間平均90）			
		ケミグランドパルプ製造業に係るもの	昭和54年3月31日まで125（日間平均95） 昭和54年4月1日から120（日間平均90）	110（日間平均90）			
		パルプ、紙又は紙加工品の製造業（クラフトパルプ製造業、サルファイトパルプ製造業及びケミグランドパルプ製造業を除く。）に係るもの	130（日間平均100）				

区分		項目及び許容限度					適用する区域
		生物化学的酸素要求量 mg/L	浮遊物質量 mg/L	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 植物油類含有量 mg/L	フェノール類含有量 mg/L	銅含有量 mg/L	
(昭和46年12月1日において既に設置されている工場又は事業場 に着工しているものを含む。)	一般地域に所在するもの	医薬品製造業又は染料医薬中間物製造業 (次項において「医薬品製造業等」という。)に係るもの	120(日間平均100)	25(日間平均20)			
		化学工業(医薬品製造業及び染料医薬中間物製造業を除く。 以下この項において同じ。)に係るもの又は化学工業及び医薬品製造業等に係るもの	50(日間平均30)	100(日間平均80)		1	
		セメント・同製品製造業又は動物・土石粉碎等処理業に係るもの		180			
		ガス供給業に係るもの	60(日間平均50)	50(日間平均40)			
		と畜業又は死亡獸畜取扱業に係るもの	80(日間平均60)				
		非鉄金属・非鉄金属合金圧延業、電線ケーブル製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業、廃油処理業、自動車用燃料小売業、鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業又は自動車整備業に係るもの	25(日間平均20)	120(日間平均100)	15		1

区分		項目及び許容限度					適用する区域
		生物化学的酸素要求量 mg/L	浮遊物質量 mg/L	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 植物油類含有量 mg/L	フェノール類含有量 mg/L	銅含有量 mg/L	
昭和46年12月1日において既に設置されている工場又は事業場(昭和46年12月1日において既に着工されているものを含む。)	一般地域に所在するもの	その他の業種(鉱業、水洗炭業、碎石製造業、砂利採取業及び洗たく業を除く。)に係るもの	25(日間平均20)	120(日間平均100)	15	1	1
		水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「水質令」という。)別表第1の72の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均30				
		水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均20	日間平均70			
	下水道整備地域に所在するもの	すべての業種(鉱業、水洗炭業、碎石製造業及び砂利採取業を除く。)に係るもの	25(日間平均20)	90(日間平均70)	15		1
		水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均20	日間平均70			
	一般地域に所在するもの	食料品製造業に係るもの	120(日間平均100)	90(日間平均70)			
		パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの	80(日間平均60)	110(日間平均90)			
		と畜業又は死亡獣畜取扱業に係るもの	80(日間平均60)				
		その他の業種(鉱業、水洗炭業、碎石製造業及び砂利採取業を除く。)に係るもの	25(日間平均20)	90(日間平均70)	15	1	1

区分			項目及び許容限度					適用する区域
		生物化学的酸素要求量 mg/L	浮遊物質量 mg/L	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 植物油類含有量 mg/L	フェノール類含有量 mg/L	銅含有量 mg/L		
(昭和46年12月1日以後において既に着工されているものを除く。)	一般地域に所在するもの	水質令別表第1の72の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均 30					小矢部川及びこれに流入する公共用水域
		水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均 20	日間平均 70				
	下水道整備地域に所在するもの	すべての業種(鉱業、水洗炭業、碎石製造業及び砂利採取業を除く。)に係るもの	25(日間平均 20)	90(日間平均 70)	15	1	1	
		水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均 20	日間平均 70				

備考

- 1 一般地域は、下水道整備地域に属さない地域の範囲とする。
- 2 下水道整備地域は、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域の範囲とする。
- 3 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 4 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- 5 この表に掲げる項目に係る許容限度の検定は、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第2条の規定に基づき、環境大臣が定める方法によるものとする。
- 6 この表における「その他の業種」及び「すべての業種」に係る排水基準は、昭和46年12月1日において、水質令別表第1に掲げられている施設に係る業種についてのみ適用する。

別表3 神通川水域に係る排水基準

区分		項目及び許容限度				適用する区域
		生物化学的酸素要求量 mg/L	浮遊物質量 mg/L	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) mg/L	銅含有量 mg/L	
昭和47年5月1日において既に設置された工場の又は含む事業場	一般地域に所在するもの	食料品製造業に係るもの	100 (日間平均80)			神通川、富岩運河、岩瀬運河、住友運河及びこれらに流入する公共用水域
		染色整理業に係るもの	90 (日間平均70)			
		溶解サルファイトパルプ製造業に係るもの	180 (日間平均140)			
		染料医薬中間物製造業に係るもの	120 (日間平均100)	25 (日間平均20)		
		海水マグネシア製造業に係るもの	120 (日間平均90)			
		化学工業(染料医薬中間物製造業及び海水マグネシア製造業を除く。)に係るもの	60 (日間平均50)	120 (日間平均100)		
		生コンクリート製造業又は鉱物・土石粉碎等処理業に係るもの		180		
		ガス供給業に係るもの	60 (日間平均50)	50 (日間平均40)		
		と畜業又は死亡獣畜取扱業に係るもの	80 (日間平均60)			
		その他の業種(パルプ、紙又は紙加工品の製造業、碎石製造業、砂利採取業及び洗たく業を除く。)に係るもの	25 (日間平均20)	120 (日間平均100)	15	1
	に下所水在道する整備も地の域	水質令別表第1の72の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均30			
		水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均50	日間平均90		
		すべての業種に係るもの	25 (日間平均20)	90 (日間平均70)	15	1
		水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均50	日間平均90		

区分		項目及び許容限度				適用する区域
		生物化学的酸素要求量 mg/L	浮遊物質量 mg/L	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) mg/L	銅含有量 mg/L	
昭和47年5月1日以後において既に新たに設置される工場の又は事務所を除く。業場	一般地域に所在するもの	食料品製造業に係るもの	120 (日間平均100)	90 (日間平均70)		
		パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの	90 (日間平均70)	110 (日間平均90)		
		染料医薬中間物製造業に係るもの	80 (日間平均60)	25 (日間平均20)		
		化学工業(染料医薬中間物製造業を除く。)に係るもの	25 (日間平均20)	60 (日間平均50)		
		と畜業又は死亡獣畜取扱業に係るもの	80 (日間平均60)			
		その他の業種に係るもの	25 (日間平均20)	90 (日間平均70)	15	1
		水質令別表第1の72の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均30			
に下所水道整備する地域		水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均20	日間平均70		
		すべての業種に係るもの	25 (日間平均20)	90 (日間平均70)	15	1

備考 別表2の備考と同じ。

別表4 白岩川水域に係る排水基準

区分	項目及び許容限度				適用する区域
	生物化学的酸素要求量 mg/L	浮遊物質量 mg/L	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) mg/L	銅含有量 mg/L	
着工昭和47年8月より既業場に	食料品製造業に係るもの		100 (日間平均80)		
	生コンクリート製造業に係るもの		180		
	と畜業に係るもの	80 (日間平均60)			
	その他の業種 (石灰わらパルプ製造業、碎石製造業、砂利採取業及び洗たく業を除く。)に係るもの	25 (日間平均20)	120 (日間平均100)	15	1
	水質令別表第1の72の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均 30			
着工昭和47年8月より既業場に	食料品製造業に係るもの	120 (日間平均100)	90 (日間平均70)		
	パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの	90 (日間平均70)	110 (日間平均90)		
	染料医薬中間物製造業に係るもの	80 (日間平均60)	25 (日間平均20)		
	化学工業 (染料医薬中間物製造業を除く。)に係るもの	25 (日間平均20)	60 (日間平均50)		
	と畜業又は死亡獣畜取扱業に係るもの	80 (日間平均60)			
	その他の業種に係るもの	25 (日間平均20)	90 (日間平均70)	15	1
	水質令別表第1の72の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均 30			

備考 別表2の備考第3項から第6項までと同じ。

別表5 庄川水域等に係る排水基準

区分	項目及び許容限度						適用する区域
	生物化学的酸素要求量 mg/L	化 学 的 酸素要求量 mg/L	浮遊物質量 mg/L	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) mg/L	フェノール類含有量 mg/L	銅含有量 mg/L	
昭和49年3月1日において既に設置されている工場又は事業場	食料品製造業に係るもの	120(日間平均100)		90(日間平均70)			内川及びこれらに流入する公共用水域 次に掲げる区域とする。 (1)庄川及びこれに流入する公共用水域 (3)富山新港海域及びこれに流入する公共用水域 (境川ダム貯水池(桂湖)を除く。) (2)下条川、新堀川、
	染色整理業に係るもの	80(日間平均60)		90(日間平均70)			
	セメント・同製品製造業又は鉱物・土石粉碎等処理業に係るもの			180			
	染料医薬中間物製造業に係るもの	120(日間平均100)		25(日間平均20)			
	化学工業(染料医薬中間物製造業を除く。)に係るもの		50(日間平均30)			1	
	その他の業種(碎石製造業及び砂利採取業を除く。)に係るもの	25(日間平均20)	25(日間平均20)	120(日間平均100)	15	1	
	水質令別表第1の72の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均30	日間平均30				
	水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均20		日間平均70			

区分		項目及び許容限度						適用する区域
		生物化学的酸素要求量 mg/L	化学的酸素要求量 mg/L	浮遊物質量 mg/L	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) mg/L	フェノール類含有量 mg/L	銅含有量 mg/L	
昭和年(昭和年49年3月1日)の後において既に新たに着工され設置されてい工場又は事業場において既に着工され設置される工場又は事業場を除く。	一般地域に所在するもの	すべての業種に係るものの 水質令別表第1の72の項に掲げる施設のみを設置するもの 水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの	25(日間平均20) 日間平均30 日間平均20	25(日間平均20) 日間平均30 日間平均20	90(日間平均70) 日間平均70	15	1	1
		すべての業種に係るものの 水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの	25(日間平均20) 日間平均20	25(日間平均20) 日間平均20	90(日間平均70) 日間平均70	15	1	1
		すべての業種に係るものの 水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの	25(日間平均20) 日間平均20	25(日間平均20) 日間平均20	90(日間平均70) 日間平均70	15	1	1
	下水道整備地域に所在するもの	すべての業種に係るものの 水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの	25(日間平均20) 日間平均20	25(日間平均20) 日間平均20	90(日間平均70) 日間平均70	15	1	1
		すべての業種に係るものの 水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの	25(日間平均20) 日間平均20	25(日間平均20) 日間平均20	90(日間平均70) 日間平均70	15	1	1

次に掲げる区域とする。
 これらに流入する公共用水域
 (1) 庄川及びこれに流入する公共用水域
 (3) 富山新港海域及びこれに流入する公共用水域
 (2) 下条川、新堀川、内川及び

備考 1 別表2の備考と同じ。

- 2 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 3 この表の適用する区域の欄第3号中「富山新港海域」とは、富山新港の東防波堤先端と西防波堤先端を結んだ線及び陸岸により囲まれた海域をいう。

別表6 常願寺川水域等に係る排水基準

区分		項目及び許容限度				適用する区域
		生物化学的酸素要求量 mg/L	浮遊物質量 mg/L	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) mg/L	銅含有量 mg/L	
(昭和50年1月1日において既に設置されている工場又は事業場を含む。)	一般地域に所在するもの	食料品製造業に係るもの	120 (日間平均100)	90 (日間平均70)		
		染色整理業に係るもの	80 (日間平均60)	90 (日間平均70)		
		医薬品製造業又は染料医薬中間物製造業に係るもの	120 (日間平均100)	25 (日間平均20)		
		セメント・同製品製造業又は鉱物・土石粉碎等処理業に係るもの		180		
		洗たく業に係るもの	120 (日間平均100)			
		その他の業種(碎石製造業及び砂利採取業を除く。)に係るもの	25 (日間平均20)	120 (日間平均100)	15	1
	地下水域に道整備の在庫	水質令別表第1の72の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均30			
にさ昭おれいる50て工年既場1月に又着は1工事され場後て(昭おる和いも50ての年新を1月に除く。)設置日	一般地域に所在するもの	すべての業種に係るもの	25 (日間平均20)	90 (日間平均70)	15	1
		水質令別表第1の72の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均30			
		水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均20	日間平均70		
	に下水道整備地域	すべての業種に係るもの	25 (日間平均20)	90 (日間平均70)	15	1
		水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均20	日間平均70		

備考 別表2の備考と同じ。

別表7 吉田川水域に係る排水基準

区分	項目及び許容限度				適用する区域
	生物化学的酸素要求量 mg/L	浮遊物質量 mg/L	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) mg/L	銅含有量 mg/L	
昭和50年1月1日において既に設置されている工場又は事業場(昭和50年1月1日において既に着工されているものを含む。)	すべての業種に係るもの	昭和53年12月31日まで 25(日間平均20) 昭和54年1月1日から15 (日間平均10)	120(日間平均100)	15	1
昭和50年1月1日の後において新たに設置される工場又は事業場(昭和50年1月1日において既に着工されているものを除く。)	すべての業種に係るもの	15(日間平均10)	90(日間平均70)	15	1
	水質令別表第1の72の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均30			

備考 別表2の備考第3項から第6項までと同じ。

別表8 早月川水域等に係る排水基準

区分		項目及び許容限度				適用する区域
		生物化学的酸素要求量 mg/L	化 学 的 酸素要求量 mg/L	浮遊物質量 mg/L	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (動 植物油脂類含有量) mg/L	
(昭和51年4月1日において既に設置されている工場又は事業場(昭和51年4月1日において既に着工されているものを含む。))	一般地域に所在するもの	食料品製造業に係るもの	120 (日間平均100)		90 (日間平均70)	早月川、片貝川、高橋川、入川、小川、木流川、笛川、境川及びこれらに流入する公共用水域並びに富山湾海域
		化学工業に係るもの	50 (日間平均30)	50 (日間平均30)		
		セメント・同製品製造業に係るもの			180	
		洗たく業に係るもの	120 (日間平均100)			
		その他の業種(碎石製造業及び砂利採取業を除く。)に係るもの	25 (日間平均20)	25 (日間平均20)	120 (日間平均100)	15
		水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの		日間平均20	日間平均70	
	下水道整備地域	すべての業種に係るもの	25 (日間平均20)	25 (日間平均20)	90 (日間平均70)	15
昭和51年にさかれて工場既場4月に又着は1工事日され場後でい(昭和51年4月新を除く。)1日	一般地域に所在するもの	水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの		日間平均20	日間平均70	早月川、片貝川、高橋川、入川、小川、木流川、笛川、境川及びこれらに流入する公共用水域並びに富山湾海域
		すべての業種に係るもの	25 (日間平均20)	25 (日間平均20)	90 (日間平均70)	15
		水質令別表第1の72の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均30	日間平均30		
	下水道整備地域	水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均20	日間平均20	日間平均70	
		すべての業種に係るもの	25 (日間平均20)	25 (日間平均20)	90 (日間平均70)	15
	水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均20	日間平均20	日間平均70		

備考 1 別表2の備考及び別表5の備考第2項と同じ。

2 この表の適用する区域の欄中「富山湾海域」とは、石川県と富山県の境界である陸岸の地点から、富山県と新潟県の境界である陸岸の地点に至る陸岸の地先海域であって、別表5の備考第3項に規定する富山新港海域に係る部分を除いたものをいう。

別表9 有峰ダム貯水池（有峰湖）水域に係る排水基準

区分	項目及び許容限度			適用する区域
	化学的酸素要求量 mg/L	浮遊物質量 mg/L	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) mg/L	
すべての業種に係る工場又は事業場	25 (日間平均 20)	90 (日間平均 70)	15	有峰ダム貯水池（有峰湖）
水質令別表第1の72の項に掲げる施設のみを設置する工場又は事業場	日 間 平 均 30			

備考 1 別表2の備考第3項から第5項までと同じ。

2 この表における「すべての業種」に係る排水基準は、平成元年5月1日において、水質令別表第1に掲げられている施設に係る業種についてのみ適用する。

別表10 黒部ダム貯水池（黒部湖）水域に係る排水基準

区分	項目及び許容限度			適用する区域
	化学的酸素要求量 mg/L	浮遊物質量 mg/L	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) mg/L	
すべての業種に係る工場又は事業場	25 (日間平均 20)	90 (日間平均 70)	15	黒部ダム貯水池（黒部湖）
水質令別表第1の72の項に掲げる施設のみを設置する工場又は事業場	日 間 平 均 30			

備考 1 別表2の備考第3項から第5項までと同じ。

2 この表における「すべての業種」に係る排水基準は、平成3年5月1日において、水質令別表第1に掲げられている施設に係る業種についてのみ適用する。

別表 11 境川ダム貯水池（桂湖）水域に係る排水基準

区分	項目及び許容限度			適用する区域
	化学的酸素要求量 mg/L	浮遊物質量 mg/L	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量） mg/L	
すべての業種に係る工場又は事業場	25（日間平均 20）	90（日間平均 70）	15	境川ダム貯水池（桂湖）
水質令別表第1の72の項に掲げる施設のみを設置する工場又は事業場	日 間 平 均 30			

備考 1 別表2の備考第3項から第5項までと同じ。

2 この表における「すべての業種」に係る排水基準は、平成13年5月1日において、水質令別表第1に掲げられている施設に係る業種についてのみ適用する。

7 水質汚濁防止法に基づく地下浸透基準

○施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法（平成元年8月21日環境庁告示第39号）

項目	浸透基準値	検定方法
カドミウム及びその化合物	0.001 mg/L	日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55に定める方法（ただし、規格55.1に定める方法にあっては規格55の備考1に定める操作を、規格55.3に定める方法にあっては規格52の備考9に定める操作を行うものとする。）
シアン化合物	0.1 mg/L	規格38.1.2及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法又は規格38.1.2及び38.5に定める方法
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	0.1 mg/L	昭和49年9月環境庁告示第64号（環境大臣が定める排水基準に係る検定方法）（以下「排水基準告示」という。）付表1に掲げる方法
鉛及びその化合物	0.005 mg/L	規格54に定める方法（ただし、規格54.1に定める方法にあっては規格54の備考1に定める操作を、規格54.3に定める方法にあっては規格52の備考9に定める操作を行うものとする。）
六価クロム化合物	0.04 mg/L	規格65.2.1に定める方法（着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあっては、規格65の備考11のb)の1)から3)まで及び規格65.1に定める方法）又は規格65.2.6に定める方法（ただし、塩分の濃度の高い試料を検定する場合にあっては、日本工業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）
砒素及びその化合物	0.005 mg/L	規格61に定める方法
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005 mg/L	昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「環境基準告示」という。）付表1に掲げる方法
アルキル水銀化合物	0.0005 mg/L	環境基準告示付表2及び排水基準告示付表3に掲げる方法
ポリ塩化ビフェニル	0.0005 mg/L	環境基準告示付表3に掲げる方法
トリクロロエチレン	0.002 mg/L	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.0005 mg/L	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
ジクロロメタン	0.002 mg/L	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.0002 mg/L	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.0004 mg/L	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.002 mg/L	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	シス体 0.004 mg/L トランス体 0.004 mg/L	シス体：日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 トランス体：日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005 mg/L	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 mg/L	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,3-シクロロフロヘン	0.0002 mg/L	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.0006 mg/L	環境基準告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.0003 mg/L	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.002 mg/L	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.001 mg/L	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン及びその化合物	0.002 mg/L	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
ほう素及びその化合物	0.2 mg/L	規格47に定める方法
ふつ素及びその化合物	0.2 mg/L	規格34.1、34.2若しくは34.4に定める方法又は規格34.1C)（注(6)第三文を除く。）に定める方法及び環境基準告示付表6に掲げる方法
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素 0.7 mg/L	規格42.2、42.3、42.5又は42.6に定める方法により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法
	亜硝酸性窒素 0.2 mg/L	規格43.1に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法
	硝酸性窒素 0.2 mg/L	規格43.2.5又は43.2.6に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法
塩化ビニルモノマー	0.0002 mg/L	平成9年3月環境庁告示第10号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）付表に掲げる方法
1,4-ジオキサン	0.005 mg/L	環境基準告示付表7に掲げる方法

注 この表の検定方法欄に掲げる検定方法により項目欄に掲げる有害物質を検出した場合において、「当該有害物質が検出されること」とは、同表の浸透基準値欄に掲げる値以上の有害物質が検出される場合である。

8 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出及び排水基準について

届出の種類	届出を必要とする場合	届出様式	時期	届出を怠った場合等の罰則	届出者	提出部数	
①特定施設の設置届 (法第 12 条)	工場等に特定施設を設置しようとする場合	様式第 1	特定施設の設置の工事着手予定日の 60 日前まで	届出をしなかつたり、虚偽の届出をした場合 3箇月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金 (法第 46 条)	施設を設置しようとする者	正副 2部	
②特定施設の使用届 (法第 13 条)	法改正等で、新たに特定施設が追加された際、既にその施設を設置している場合	様式第 1	その施設が特定施設となつた日から 30 日以内	同上 20 万円以下の罰金 (法第 47 条)	施設を設置している者		
	水質基準対象施設が大気基準適用施設となつた際、又は、大気基準適用施設が水質基準対象施設となつた際、既にその施設を設置している場合	様式第 1	水質基準対象施設が大気基準適用施設となつた日、又は、大気基準対象施設が水質適用施設となつた日から 30 日以内	同上 10 万円以下の過料 (法第 49 条)			
③特定施設の構造等の変更届 (法第 14 条)	①又は②の届出に係る特定施設の構造、使用方法、処理の方法等を変更しようとする場合	様式第 1	特定施設の構造等変更の着手予定日の 60 日前まで	同上 3箇月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金 (法第 46 条)	①又は②の届出をした者	正副 2部	
④氏名等(氏名、名称、住所、所在地、代表者氏名)の変更届 (法第 18 条)	①又は②の届出に係る氏名、名称、住所、所在地、代表者氏名に変更があった場合	様式第 3	変更した日から 30 日以内	同上 10 万円以下の過料 (法第 49 条)	①又は②の届出をした者		
⑤特定施設の使用廃止届 (法第 18 条)	①又は②の届出に係る特定施設の使用を廃止した場合	様式第 4	廃止した日から 30 日以内	同上 10 万円以下の過料 (法第 49 条)	①又は②の届出をした者	正副 2部	
⑥承継届 (法第 19 条)	①又は②の届出者の地位を継承した場合(譲受、借受、相続、合併、分割によるもの)	様式第 5	承継があつた日から 30 日以内	同上 10 万円以下の過料 (法第 49 条)	①又は②の届出者の地位を継承した者		

◎ 水質基準対象施設（施行令別表第2）及び水質基準適用事業場の水質排出基準（施行規則別表第2）

号番号	施設の種類	水質排出基準
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモナーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設、ロ シクロヘキサン分離施設、ハ 廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設、ロ 廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設、ロ 乾燥施設、ハ 廃ガス洗浄施設	
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設、ロ 廃ガス洗浄施設	
11	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジインドロ[3,2-b:3',2'-m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	10 pg-TEQ/ℓ
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設、ロ 湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設、ロ 廃ガス洗浄施設、ハ 湿式集じん施設	
14	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設、ロ 精製施設、ハ 廃ガス洗浄施設	
15	別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 排ガス洗浄施設、ロ 湿式集じん施設	
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設	
17	フロン類(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成6年政令第308号)別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設、ロ 廃ガス洗浄施設、ハ 湿式集じん施設	
18	下水道終末処理施設(第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)	
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)	

備考 排出水を測定する場合にあって日本工業規格K0312によること。

9 その他の基準等

(1) 水浴場水質判定基準

1 「判定基準」については、下記の表に基づき次のとおりとする。

- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が、表の「不適」に該当する水浴場を、「不適」な水浴場とする。
- (2) 表の「不適」に該当しない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度の項目ごとに、「水質AA」、「水質A」、「水質B」または「水質C」の判定を行い、これらの判定を踏まえ、以下により該当水浴場の水質判定を行う。
 - ・各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
 - ・各項目の全てが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。
 - ・各項目の全てが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
 - ・これら以外のものを「水質C」とする。
 また、この判定により「水質AA」または「水質A」となった水浴場を「適」、「水質B」または「水質C」となった水浴場を「可」とする。

区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不検出 (検出限界 2 個／100 mL)	油膜が認められない	2 mg/L 以下 (湖沼は 3 mg/L 以下)	全透 (または 1 m 以上)
	水質A	100 個／100 mL 以下	油膜が認められない	2 mg/L 以下 (湖沼は 3 mg/L 以下)	全透 (または 1 m 以上)
可	水質B	400 個／100 mL 以下	常時は油膜が認められない	5 mg/L 以下	1 m 未満～50cm 以上
	水質C	1,000 個／100 mL 以下	常時は油膜が認められない	8 mg/L 以下	1 m 未満～50cm 以上
不適		1,000 個／100 mL を超えるもの	常時油膜が認められる	8 mg/L 超	50cm 未満*

- 注
- ・判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。
 - ・「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。
 - ・COD の測定は日本工業規格 K0102 の 17 に定める方法（酸性法）による。
 - ・透明度（＊の部分）に関して、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

- 2 「改善対策を要するもの」については、次の(1)または(2)のいずれかに該当する水浴場とする。
- (1) 「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400 個／100 mL を超える測定値が 1 以上あるもの。
 - (2) 油膜が認められたもの。

(2) 底質の暫定除去基準 (昭和 50 年 10 月 28 日付け環水管第 119 号 環境庁水質保全局長通知)

項目	水域	基 準
P C B (底質の乾燥重量当たり)	全水域	10 ppm 以上
水銀 (底質の乾燥重量当たり)	河川及び湖沼	25 ppm 以上
	海域	次式により算出した値 (C) 以上 (注) $C = 0.18 \cdot (\Delta H / J) \cdot (1 / S) \quad (\text{ppm})$ $\Delta H = \text{平均潮差 (m)}$ $J = \text{溶出率}$ $S = \text{安全率}$

注 富山湾 25 ppm 以上、富山港（運河を含む。）30 ppm 以上、伏木港 25 ppm 以上

(3) ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁及び水産動植物被害の防止に係る基準（抜粋）

○ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針

(平成 29 年 3 月 9 日付け環水大土発第 1703091 号環境省水・大気環境局長通知)

○富山県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱

(単位 : mg/L)

農薬名	水濁指針値	県指導値	農薬名	水濁指針値	県指導値
(殺虫剤)			(除草剤)		
アセフェート	0.063	0.08	アシュラム	10	0.2
イソキサチオン	0.08	0.008	シクロスルファムロン	0.8	—
イソフェンホス	—	0.001	ジチオピル	0.095	0.008
クロルピリホス	0.02	0.004	シマジン(CAT)	0.03	0.003
ダイアジノン	0.05	0.005	テルブカルブ(MBPMC)	—	0.02
チオジカルブ	0.8	—	トリクロピル	0.06	0.006
トリクロルホン(DEP)	0.05	0.03	ナプロハミド	0.3	0.03
ピリダフエンチオン	—	0.002	ピリブチカルブ	0.23	0.02
フェニトロチオン(MEP)	0.03	0.003	ブタミホス	0.2	0.004
ペルメトリン	1	—	フラザスルフロン	0.3	—
ベンスルタップ	0.9	—	プロビザミド	0.5	0.008
(殺菌剤)			ベンスリド(SAP)	—	0.1
イソプロチオラン	2.6	0.04	ベンディメタリン	3.1	0.05
イプロジオン	3	0.3	ベンフルラリン(ベスロジン)	0.1	0.08
イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	0.06	—	メコプロップ(MCPP)	0.47	0.005
エトリジアゾール(エクロメゾール)	—	0.004	MPCAイソプロピルアミン塩及びMPCAナトリウム塩	0.051	—
オキシン銅(有機銅)	0.2	0.04	メチルダイムロン	—	0.03
キャプタン	3	0.3			
クロロタロニル(TPN)	0.4	0.04			
クロロネブ	—	0.05			
シプロコナゾール	0.3	—			
チウラム(チラム)	0.2	0.006			
チオファネートメチル	3	—			
テトラコナゾール	0.1	—			
トルクロホスメチル	2	0.08			
バリダマイシン	12	—			
フルトラニル	2.3	0.2			
ヒドロキシイソキサゾール(ヒメキサゾール)	1	—			
ベノミル	0.2	—			
ペンシクロン	1.4	0.04			
ホセチル	23	—			
メタラキシル及びメタラキシルM	0.58	0.05			
メプロニル	1	0.1			

注1 表中の水濁指針値は、平成 29 年 3 月 9 日時点のものである。

注2 水濁基準値（表に記載のない農薬であっても、農薬取締法第 3 条第 1 項第 7 号に基づく水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成 20 年環境省告示第 60 号において定められているものに限る。））が設定されているものについては、その値の 10 倍を水濁指針値とする。また、農薬取締法第 3 条第 1 項第 6 号に基づく水産動植物被害に係る農薬登録保留基準（水産基準値（平成 18 年環境省告示第 143 号において定められているものに限る。））が設定されている農薬について、その値の 10 倍値を水産指針値とする。

注3 今後、環境省が新たに水濁基準値及び水産基準値を設定又は改正した場合はその値の 10 倍値を指針値とする。

注4 水濁基準値及び水産基準値については、環境省のホームページに掲載している。

（水濁基準値） http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_kijun/kijun.html

（水産基準値） <http://www.env.go.jp/water/sui-kaitei/kijun.html>

(4) 飲料水基準等

○ 水道法に基づく水質基準 (平成 15 年 5 月 30 日厚生労働省令第 101 号)

	項目	基 準 値
1	一 般 細 菌	1mL の検水で形成される集落数が 100 以下
2	大 腸 菌	検出されないこと
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003 mg/L 以下
4	水 銀 及 び そ の 化 合 物	水銀の量に関して、0.0005 mg/L 以下
5	セ レ ン 及 び そ の 化 合 物	セレンの量に関して、0.01 mg/L 以下
6	鉛 及 び そ の 化 合 物	鉛の量に関して、0.01 mg/L 以下
7	ヒ 素 及 び そ の 化 合 物	ヒ素の量に関して、0.01 mg/L 以下
8	六 價 ク ロ ム 化 合 物	六価クロムの量に関して、0.05 mg/L 以下
9	亜 硝 酸 態 窒 素	0.04 mg/L 以下
10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	シアノの量に関して、0.01 mg/L 以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下
12	フ ッ 素 及 び そ の 化 合 物	フッ素の量に関して、0.8 mg/L 以下
13	ホ ウ 素 及 び そ の 化 合 物	ホウ素の量に関して、1.0 mg/L 以下
14	四 塩 化 炭 素	0.002 mg/L 以下
15	1 , 4 - ジ オ キ サ ン	0.05 mg/L 以下
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン 及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
17	ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02 mg/L 以下
18	テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.01 mg/L 以下
19	ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.01 mg/L 以下
20	ベ ン ゼ ン	0.01 mg/L 以下
21	塩 素 酸	0.6 mg/L 以下
22	ク ロ ロ 醋 酸	0.02 mg/L 以下
23	ク ロ ロ ホ ル ム	0.06 mg/L 以下
24	ジ ク ロ ロ 醋 酸	0.03 mg/L 以下
25	ジ ブ ロ モ ク ロ ロ メ タ ン	0.1 mg/L 以下
26	臭 素 酸	0.01 mg/L 以下
27	総 ト リ ハ ロ メ タ ン (クロロホルム、ジブロモクロロメタン、 ブロモジクロロメタン及びブロモホルム のそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L 以下
28	ト リ ク ロ ロ 醋 酸	0.03 mg/L 以下
29	ブ ロ モ ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.03 mg/L 以下
30	ブ ロ モ ホ ル ム	0.09 mg/L 以下
31	ホ ル ム ア ル デ ヒ ド	0.08 mg/L 以下

	項 目	基 準 値
32	亜鉛 及び そ の 化 合 物	亜鉛の量に関して、1.0 mg/L 以下
33	アルミニウム 及び そ の 化 合 物	アルミニウムの量に関して、0.2 mg/L 以下
34	鉄 及び そ の 化 合 物	鉄の量に関して、0.3 mg/L 以下
35	銅 及び そ の 化 合 物	銅の量に関して、1.0 mg/L 以下
36	ナトリウム 及び そ の 化 合 物	ナトリウムの量に関して、200 mg/L 以下
37	マンガン 及び そ の 化 合 物	マンガンの量に関して、0.05 mg/L 以下
38	塩 化 物 イ オ ン	200 mg/L 以下
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L 以下
40	蒸 発 残 留 物	500 mg/L 以下
41	陰イオントラップ剤	0.2 mg/L 以下
42	ジエオスミン	0.00001 mg/L 以下
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下
44	非イオントラップ剤	0.02 mg/L 以下
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005 mg/L 以下
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L 以下
47	pH 値	5.8 以上 8.6 以下
48	味	異常でないこと
49	臭 気	異常でないこと
50	色 度	5 度以下
51	濁 度	2 度以下

(5) 農業用水基準 (農林省 昭和45年3月…かんがい用水の水質指標)

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
pH	6.0～7.5	電気伝導度 (ms/cm)	0.3 以下
COD (ppm)	6 以下	ヒ素 (ppm)	0.05 以下
SS (ppm)	100 以下	亜鉛 (ppm)	0.5 以下
DO (ppm)	5 以上	銅 (ppm)	0.02 以下
全窒素 (ppm)	1 以下		

(6) 悪臭防止法に基づく排出水中における特定悪臭物質の規制基準

(昭和 48 年 3 月 31 日富山県告示第 271 号、平成 18 年全改正、24 年全改正)

ア 規制地域

以下の町名の欄に掲げる町の区域のうち、同表の基準日の欄に掲げる日において都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定による都市計画に定められている同法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域

町 名	基 準 日
上市町	平成 24 年 4 月 1 日
立山町	同上
入善町	同上
朝日町	同上

備考 各市については、規制地域の指定及び規制基準の設定を独自に行っている。

イ 規制基準

排出水中における特定悪臭物質の規制基準 $C_{Lm} = k \times C_m$

C_{Lm} : 排出水中における特定悪臭物質の濃度（単位：mg/L）

k : 定数（悪臭防止法施行規則別表第 2）（単位：mg/L）

C_m : 事業場の敷地境界線の地表における規制基準（単位：ppm）

定数 k 及び事業場の敷地境界線の地表における規制基準 C_m

特定悪臭物質	定数 k (単位：mg/L)			事業場の敷地境界線の地表における規制基準 C_m (単位：ppm)	
	排水量	排水量	排水量		
	0.001 m³/s 以下	0.001 m³/s を超え、 0.1 m³/s 以下	0.1 m³/s を超える	工業専用地域	その他の 用途地域
メチルメルカプタン	16	3.4	0.71	0.004	0.002
硫化水素	5.6	1.2	0.26	0.06	0.02
硫化メチル	32	6.9	1.4	0.05	0.01
二硫化メチル	63	14	2.9	0.03	0.009

注 工業専用地域とは、規制地域のうち都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる工業専用地域をいい、その他の用途地域とは規制地域のうち工業専用地域以外の区域をいう。

排出水中に含まれる特定悪臭物質の規制基準 C_{Lm} (単位 : mg/L)

排水量 規制地域 特定悪臭物質	0.001 m ³ /s 以下		0.001 m ³ /s を超え、 0.1 m ³ /s 以下		0.1 m ³ /s を超える	
	工業専用地域	その他の 用途地域	工業専用地域	その他の 用途地域	工業専用地域	その他の 用途地域
メチルメルカプタン	0.06	0.003	0.01	0.007	0.003	0.002
硫化水素	0.3	0.1	0.07	0.02	0.02	0.005
硫化メチル	2	0.3	0.3	0.07	0.07	0.01
二硫化メチル	2	0.6	0.4	0.1	0.09	0.03

注 工業専用地域とは、規制地域のうち都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業専用地域をい
い、その他の用途地域とは規制地域のうち工業専用地域以外の区域をいう。

10 水質環境計画の概要

(1) 計画の位置づけ

この計画は、富山県環境基本条例第12条に定める富山県環境基本計画に基づく水質の汚濁の防止に関する個別計画として策定するものであり、河川、湖沼、海域及び地下水の水環境の保全を総合的かつ計画的に推進するための基本となる方向を示すものである。

また、県民、事業者、市町村等と連携協力して、本県の豊かで清らかな水環境の保全に取り組むとともに、水環境の魅力をさらに向上・創造させるための県の施策を体系的に示すものである。

(2) 計画の目指す姿

『魚がすみ、水遊びが楽しめる川、湖、海及び清らかな地下水』とし、具体的には、「きれいな水」と「うるおいのある水辺」の確保とする。

きれいな水	うるおいのある水辺
公共用水域及び地下水において、水質汚濁に係る環境基準が達成されていること。 さらに、公共用水域の生活環境項目については、河川は環境基準のB類型相当以上の水質、湖沼は環境基準のA類相当以上の水質、海域は環境基準のB類型相当以上の水質であること。	周辺の景観と調和が図られ、水や緑、魚などの自然と触れ合うことができ、散策など憩いの場が確保されていること。

(3) 計画の指標

計画の目指す姿の達成状況を示す具体的な指標は、次のとおり、「きれいな水」については水質環境基準達成率、「うるおいのある水辺」については「とやま川の見守り隊」による保全活動への参加人数とする。

指標名及び指標の説明	現況 (平成25年度)	目標 (平成33年度)
【水質環境基準達成率】 水質調査地点のうち、環境基準を達成している地点の割合	河川 100% 湖沼 100% 海域 100%	河川 100% 湖沼 100% 海域 90%以上※1
【「とやま川の見守り隊」※2による保全活動への参加人数】	624人	10,000人 (累計)

※1 海域の水質環境基準達成率の目標については、人為的汚染のほか気象、海象等の影響も考慮し、「90%以上」の達成維持とする。

※2 「とやま川の見守り隊」は、地域の水辺の環境保全活動を率先して行うものであり、その活動については、「川」のみではなく、「森・川・海」のつながりを意識しながら、県内各地に広げていくこととする。

(4) 期間

この計画の計画期間は、平成27年度から33年度までの7年間とする。

なお、今後の経済社会情勢の変化、水質汚濁防止法その他の制度の改正などの内容によっては、計画期間内にあっても必要な見直しを行うものとする。

(5) 対象

富山県の区域に属する公共用水域及び地下水とする。

(6) 計画の施策

計画の施策は次項のとおりで、特に重点的に取組む施策は次のとおりである。

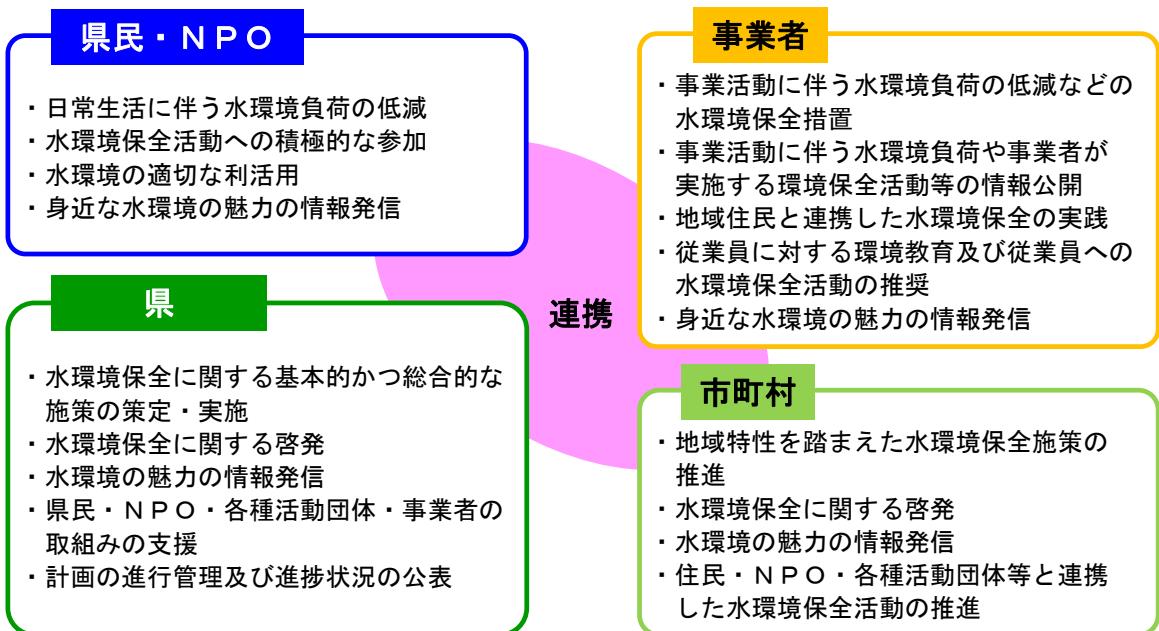
<水質環境計画の施策>

①基本的な水環境保全対策の実施	富山湾の水質維持、生活排水対策の推進、産業系排水対策の推進、地下水質の保全、面源からの汚濁負荷への対応、水生生物保全環境基準などの新たに導入された水質環境基準項目への対応、水質汚濁事故対策の強化、水質の調査及び評価
②水環境のさらなる向上を目指す取組みの推進	工場・事業場と連携した“本当に世界で最も美しい”富山湾を目指す取組みの推進、水の合理的利用の推進、快適な水辺の保全・創造、水環境保全活動等の推進による水環境の魅力の向上、国際環境協力及び調査研究の推進
③魅力があり、くつろげる水辺の環境の活用	水環境の適切な利活用の推進
④県民共有の財産として将来に引継ぐ	将来にわたり水環境保全に取り組む人づくりの推進、工場・事業場等と連携した身近な水辺を教材とした体験型環境教育の推進

(7) 計画の推進

(ア) 県民・NPO、事業者、行政の役割

県民自らが水環境の保全に取り組み、本県の新たな水環境の魅力をみんなで見出し、守り育て、誰もがくつろげる水辺の環境を創造していくことを目指して、県民やNPO（非営利団体）、事業者、県及び市町村の各主体が、以下に示す役割に沿って、積極的に取り組んでいくことが期待される。



(イ) 計画の推進体制

この計画に掲げた各種施策が適切かつ着実に実施されるためには、県民、事業者、関係団体等の理解と協力を得て、国及び市町村等の関係機関との連携・協力のもと、計画の推進を図る必要がある。

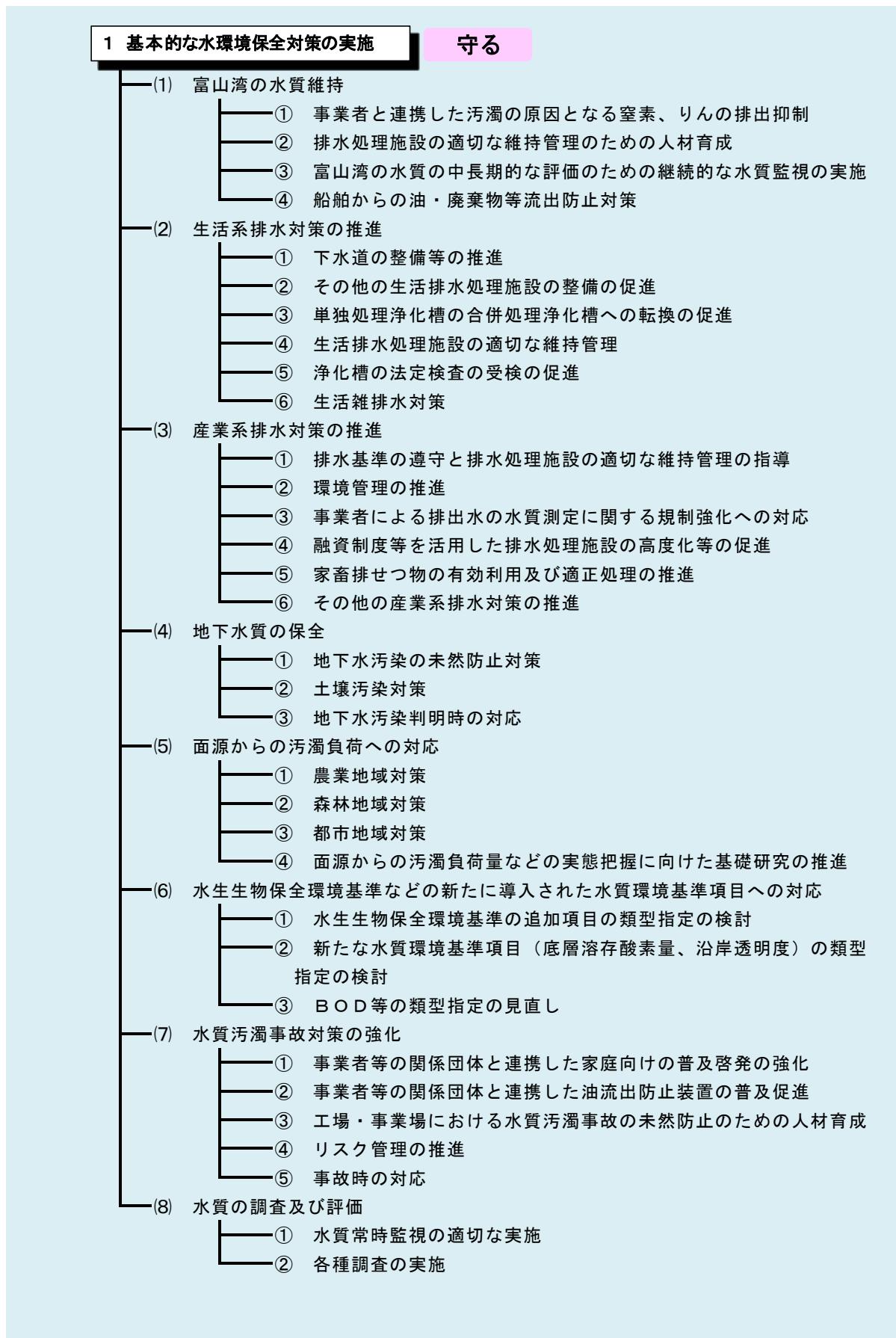
このため、国、県及び市町村の行政機関並びに商工業、農林水産業及び県民等の関係団体で構成する富山県水質環境計画推進協議会において、推進施策の実施状況や水環境の保全について意見・情報交換しながら、関係者が連携して総合的かつ効率的に計画を推進する。

(ウ) 計画の進行管理

計画の進行管理のため、関係機関と連携し、公共用水域や地下水の水質調査等を実施し、水環境の状況を把握します。また、各種施策の実施状況や水環境保全活動の実施状況などについても、毎年度、適切な把握に努める。

水質環境基準の達成状況などの計画の進捗状況については、毎年、環境白書及びホームページ等で公表するとともに、環境イベント等の機会をとらえてPRする。

〈施策体系〉



2 水環境のさらなる向上を目指す取組みの推進 育てる

- (9) 工場・事業場と連携した“本当に世界で最も美しい”富山湾を目指す取組みの推進
 - ① 工場・事業場のさらなる取組み(プラスワンアクション)の促進
 - ② 中小企業等の取組みへの助言及び地域住民との連携に向けた調整
- (10) 水の合理的利用の推進
 - ① 家庭や事業場等での水の合理的利用の促進
 - ② 雨水の貯留や地下浸透などの促進
 - ③ 下水処理水の有効利用
- (11) 快適な水辺の保全・創造
 - ① 水域浄化対策
 - ② 水辺の整備
- (12) 水環境保全活動等の推進による水環境の魅力の向上
 - ① 「とやま川の見守り隊」の隊員の増加など地域に根差した水環境保全活動の拡大
 - ② 県内各地の「森・川・海」での地域住民による水環境保全活動等の促進
 - ③ 水辺の清掃美化活動
 - ④ 水環境保全活動に関する情報提供
- (13) 国際環境協力及び調査研究の推進
 - ① 国際環境協力の推進
 - ② N O W P A P の推進
 - ③ 調査研究の推進

3 魅力があり、ぐつろげる水辺の環境の活用 活かす

- (14) 水環境の適切な利活用の促進
 - ① 地域住民による水環境の保全と利活用の促進
 - ② 名水等の適切な管理及び利活用の促進
 - ③ 県民一人ひとりが本県の水環境の魅力を県内外にPRする活動への支援
 - ④ 富山湾その他の水環境の魅力の国内外へのPR

4 県民共有の財産として将来に引き継ぐ 伝える

- (15) 将来にわたり水環境保全に取り組む人づくりの推進
 - ① 環境教育の推進
 - ② 身近な水辺を活用した環境教育の実施
 - ③ 環境教育に関する情報提供
- (16) 工場・事業場等と連携した身近な水辺を教材とした体験型環境教育の推進
 - ① 森・川・海づくり活動の体験等の推進

11 窒素・りん削減対策技術マニュアルの概要

工場・事業場からの産業系排水、生活系排水による窒素、りんの排出負荷量の削減を推進するため、削減のための基本的な考え方や生産プロセス、排水処理における改善などの事例を紹介したマニュアルを平成15年2月に作成した。

(1) 窒素・りん排出負荷量削減の基本的考え方

窒素、りんの排出負荷量を削減する方法として3つの方法があります。

ア 生産プロセス対策

排水中に窒素、りんが排出されないように製造方法、プロセス管理を改善する方法

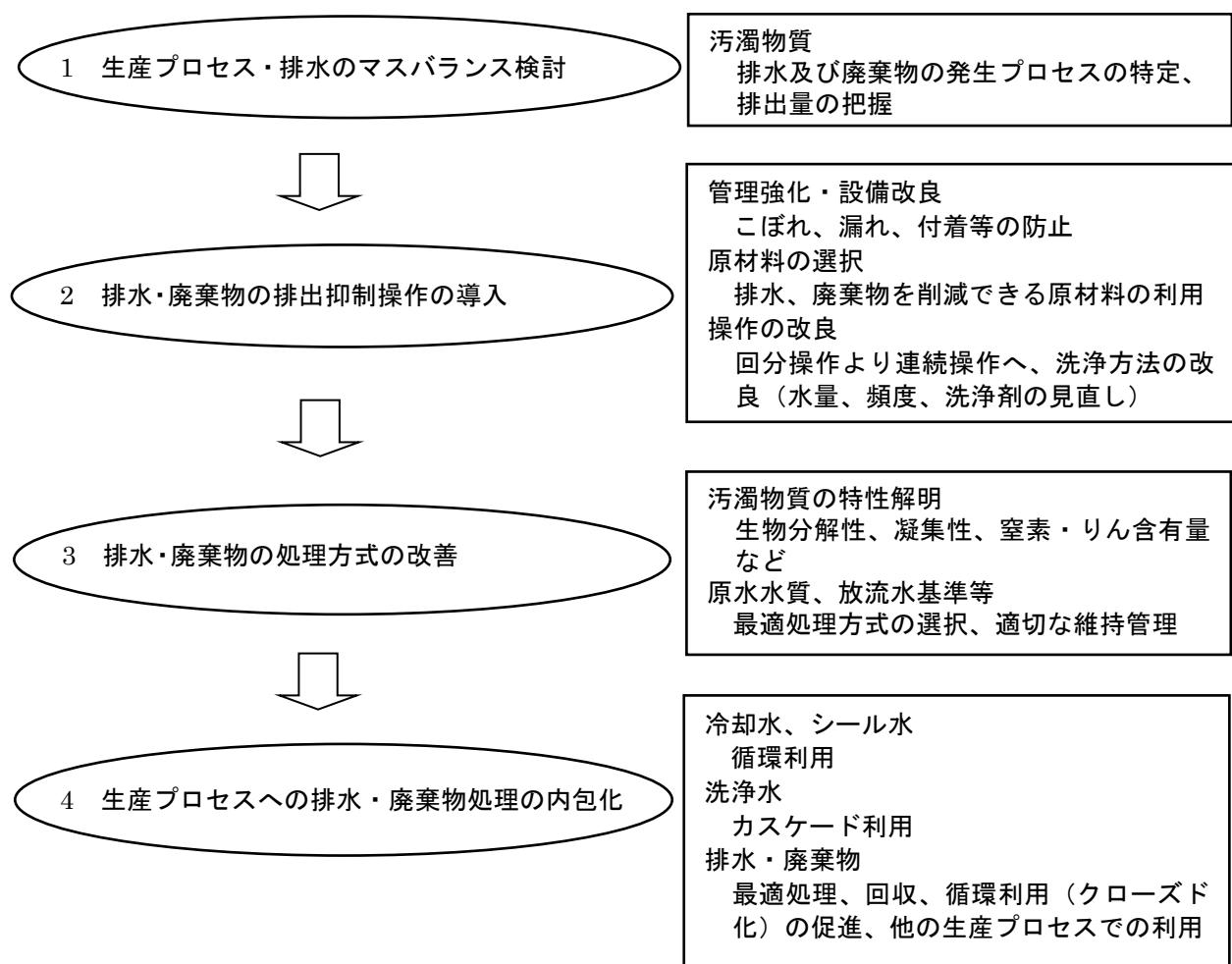
イ 排水処理対策

排水中の窒素、りんを除去してから排出する方法

ウ 生産プロセスネットワークの構築

プロセスから使用されずに排出された窒素、りんを含む未利用物質を別の工場・事業場の生産プロセスの原料として利用する方法

排出負荷量削減フロー



(2) 生産プロセス対策

生産プロセス対策には3つの方法があり、インプットアウトプットモデルを活用し、オンラインサイト処理を考慮した処理水リサイクルの導入など窒素、りんの負荷量の削減対策について検討します。

ア インプット対策

窒素、りんを含まない原料、使用薬品への転換、使用量の適正化

イ 生産プロセス内対策

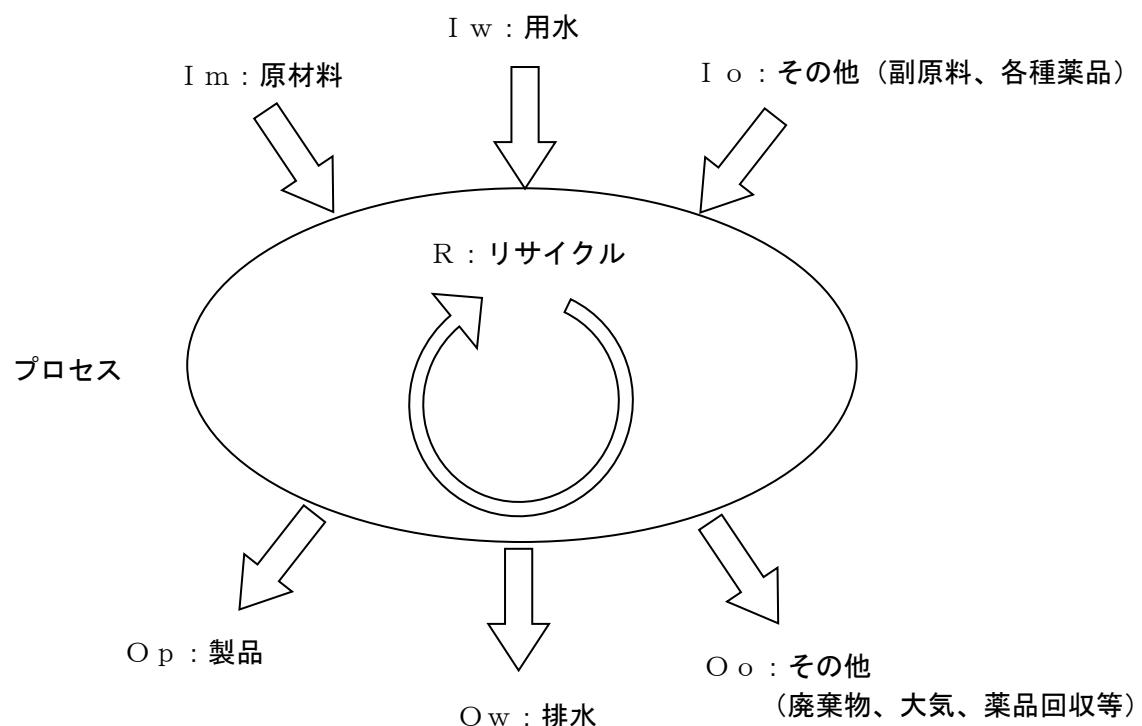
前処理、加工、仕上げ後処理、作業場・製造施設の洗浄プロセスにおける洗浄方法、製品の歩留等の改善による排水系への負荷の削減

ウ リサイクル対策

水の合理化、有効成分の回収、再利用による排水系への負荷削減

インプットアウトプットモデル

インプット



アウトプット

(3) 排水処理対策

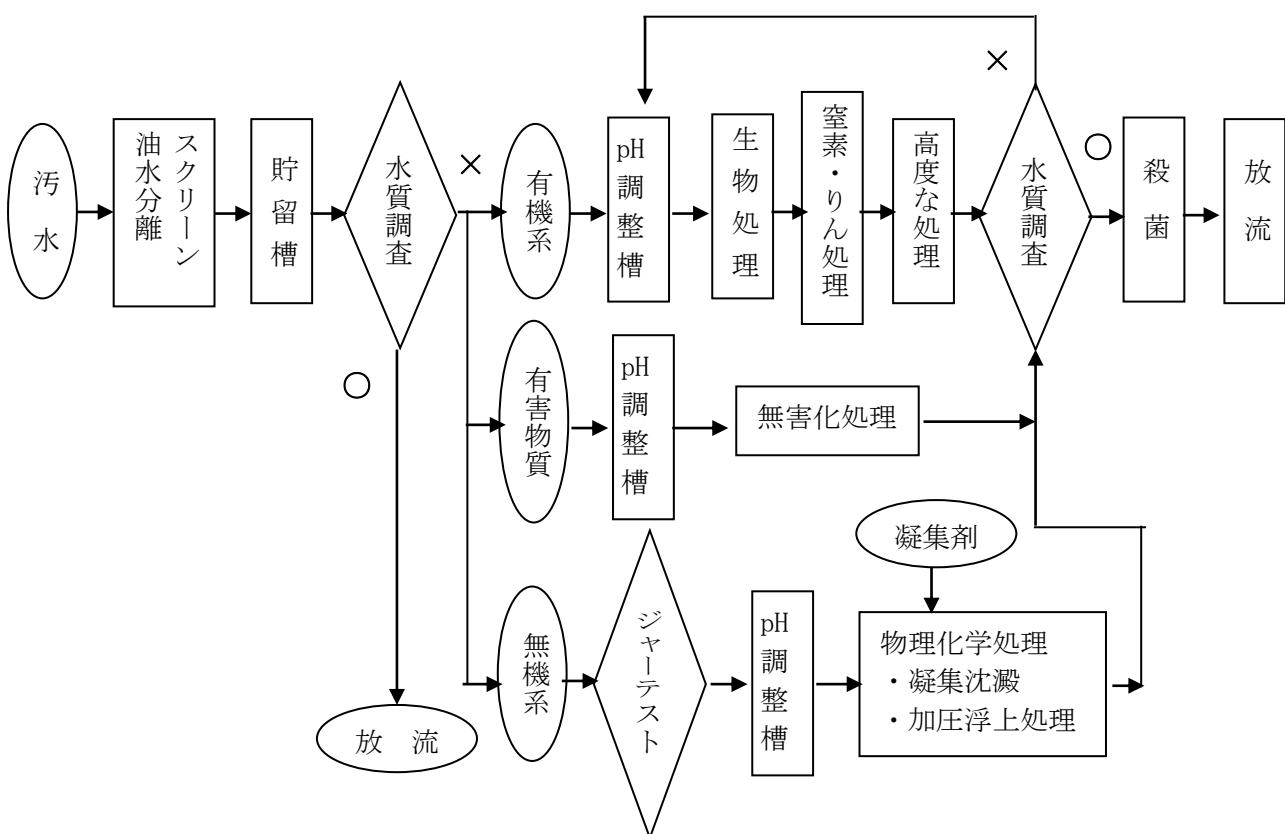
排水処理プロセスには、物理化学的処理法と生物学的処理法があり、排水処理システムの検討フローに従って排水の性状に応じた有機系処理、無機系処理、有害物質処理対策を考慮の上、処理の高度化について検討します。

また、既設の処理施設は、維持管理の改善や窒素、りんの除去率の向上について検討します。

主な窒素・りんの排水処理方法

窒素・りん排水処理プロセス		BOD	窒素	りん	規 模：用 途
物理化学的処理法	アンモニアストリッピング法		◎		大規模：産業系排水
	不連続点塩素処理法		◎		小規模：産業系排水
	触媒湿式酸化法	○	◎		中～小規模：産業系排水
	イオン交換法		◎	○	小規模：産業系排水
	凝集沈殿法	○		◎	大～小規模：産業系排水
	晶析法			◎	中～小規模：産業系排水
	吸着法	○		◎	中～小規模：産業系排水
	MAP法 (りん酸マグネシウムアンモニウム法)		○	◎	大～小規模：生活系排水
生物学的処理法	フォストリップ法			◎	大～小規模：生活系・産業系排水
	循環式硝化脱窒法	◎	◎		大～小規模：生活系・産業系排水
	間欠ばっ氣式活性汚泥法	◎	○	○	中～小規模：生活系・産業系排水
	包括固定化活性汚泥法	◎	◎	○	中～小規模：生活系・産業系排水
	回分式活性汚泥法	◎	○	○	中～小規模：生活系・産業系排水
	オキシデーションディッチ法	◎	○	○	中～小規模：生活系排水
	嫌気好気活性汚泥法 (AO法)	◎	○	◎	大～小規模：生活系・産業系排水
	嫌気無酸素好気活性汚泥法 (A ₂ O法)	◎	◎	◎	大～小規模：生活系・産業系排水
凝集剤併用生物学的脱窒法		◎	◎	◎	大～小規模：生活系排水

注 ◎ (除去効果が大) 及び○ (除去可能) は、汚濁物質の除去程度を一応の目安として示したものである。

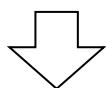


一般的な排水処理システムの検討フロー

既設排水処理施設の検討

既設排水処理施設における窒素・りん除去率向上の検討

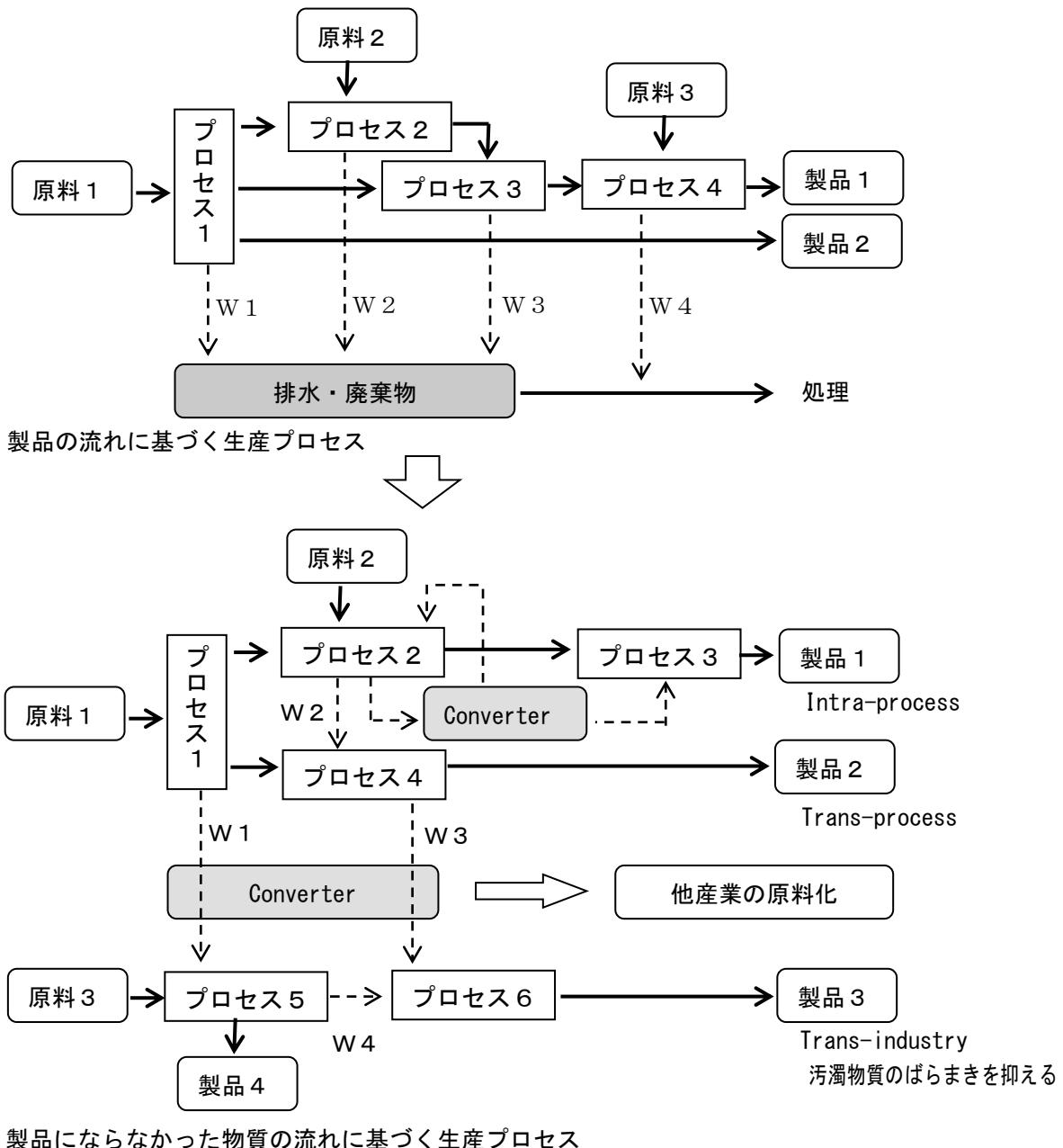
窒 素	既設の活性汚泥処理施設がある場合 ↓ ・循環式生物学的脱窒素法の検討 ・間欠ばつ気式生物学的脱窒素法導入の検討	
り ん	既設の凝集処理がある場合 (沈殿又はろ過施設) ↓ ・りん除去率向上の検討	既設の活性汚泥処理施設がある場合 ↓ ・りん除去率向上の検討 ↓ ・嫌気好気法導入の検討



排水処理施設の改造・増設の検討

(4) 生産プロセスネットワークの構築

廃水、廃棄物という概念を改め、生産プロセスで排出された未利用物質を利用価値がある資源として認識し、生産プロセス内での利用 (Intra-process) から他部門生産プロセスでの利用 (Trans-process) へ、そして他の産業での利用 (Trans-industry) へと窒素・りん含有排水、廃棄物の有効利用を目指し、業種内・業種間のネットワークの構築を検討します。



※ 環境省水環境部閉鎖性海域対策室監修：第5次水質総量規制対応版、小規模事業場排水処理対策全科(2002)より抜粋

(5) 自主管理の推進

窒素、りんの環境への排出負荷量の現状や改善効果を把握するためには、放流水の水質測定や生産プロセスのマスバランスの点検等について自主管理が必要です。

12 とやまの名水

富山県 昭和 61 年 2 月選定

平成 18 年 4 月追加選定

No.	名 称	所 在 地	区分	説 明
1	しちゃだき 七重滝	下新川郡朝日町 笛川	滝	約 60m の断層崖を七段に落下する雄大な滝。名勝として、古くから人々に親しまれています。
2	すぎさわ さわ 杉沢の沢スギ ■ 1	下新川郡入善町 吉原	湧水	黒部川扇状地扇端部の湧水地帯。沢スギが生い茂り、沢には地下水が白砂を上げて湧き出ています。
3	たかせゆうすい にわ 高瀬湧水 の庭	下新川郡入善町 高瀬	湧水	黒部川右岸の自噴地帯における代表的な湧水で、清冷で豊富な量に恵まれています。県内外、他市町村から多くの利用者があります。
4	はか き しぜんこうえん 墓ノ木自然公園	下新川郡入善町 墓ノ木	その 他	黒部川の清流や、自然をそのままの形で生かした河川敷に広がる約 22ha の公園であり、水と緑に親しみ、自然観察する格好の場所となっています。
5	くろべきょうこく 黒部峡谷	富山市、黒部市 中新川郡立山町	河川	大小無数の渓流が黒部川の本流となり、岩を削り、日本で最も深く、そして幽玄な峡谷美を形作っています。
6	じゅうにかんの 十二貫野用水	黒部市	農業 用水	江戸時代に椎名道三が高度な技術で開削した用水。一部の区間は、地域の文化遺産として保存され、親水公園となっています。
7	しようず さと 清水の里 ■ 2	黒部市吉田 (JR 生地駅)	湧水	北陸本線生地駅前に湧き出る清らかで冷たい水。御影石で作られた水飲み場が整備され、乗降客や市民のどを潤しています。
8	いくじ 生地の共同洗い場 ■ 3	黒部市生地	湧水	黒部川扇状地の豊富な湧水を利用し、地域住民が共同で管理している洗い場。主婦たちの語らいの場ともなっています。
9	めいすいこうえん しようず 名水公園 の清水	黒部市生地中区	湧水	黒部漁港前の公園で「魚の駅」にも隣接していることから、毎年多くの人々が訪れており、おいしい水が飲める公園として親しまれています。
10	つきみじま しようず 月見嶋の清水	黒部市生地山新	湧水	新治神社の境内にある月見嶋の池に湧き出す清水。12世紀ごろにあった「越之湖」の名残とされています。
11	むらつばき ひだ しようず 村椿(飛驒)の清水	黒部市飛驒	湧水	黒部川扇状地にある豊富な水量と水の冷たさを誇る自噴井で、地域住民に愛され、大切に保全・整備されています。
12	はこね しようず 箱根の清水	黒部市長屋	井戸	江戸時代に北陸街道を行き来した旅人がのどを潤した休息所が、宇奈月へと上がる県道の脇で現代人ののどを心を潤しています。
13	おりたて れいすい 下立の靈水	黒部市宇奈月町 下立	湧水	地元地域住民はもちろん近隣市町から多くの人が靈水として水を汲みに訪れます。付近一帯は、とやま森林浴の森に指定され、自然環境学習の場としても利用されています。
14	こまあら いけ 駒洗い池	黒部市嘉例沢	湧水	戦国時代の武将たちが馬を洗い清めた池と伝えられ、今も美しい清水をたたえています。
15	かたかいがわ 片貝川の清流	魚津市	河川	万葉の歌人、大伴家持が「可多加比の川の瀬清く行く水の絶ゆることなくあり通ひ見む」と歌った清流です。
16	うおづえきまえ 魚津駅前の「うまい水」	魚津市釈迦堂 (JR 魚津駅)	井戸	日本一うまい水と池田弥三郎教授が折り紙をつけた魚津の水。旅行者や市民に親しまれています。
17	すい てんこ水	魚津市諫訪町、 本町	湧水	ちょうどごはんをてんこ盛りにしたように、川の底から水が湧き出でるので、この名が付いたといわれます。
18	ぎょうでん さわしみず 行田の沢清水 ▲ 1	滑川市上小泉	その 他	早月川の伏流水が湧き出した清水。付近一帯は、自然林に囲まれ、市民が水と緑に親しむ格好の散策場所となっています。
19	あなんたん れいすい 穴の谷の靈水 ■ 4	中新川郡上市町 黒川	湧水	行者が靈水として利用していたもので、近年は、この靈水を求めて全国から多くの人々が訪れます。
20	こうぼうだいし しみず 弘法大師の清水	中新川郡上市町 護摩堂	湧水	弘法大師ゆかりの清水で、地域の人々に利用されてきました。これを飲むと頭が良くなるといわれています。
21	おおいわさんにつせきじ ふじみず 大岩山日石寺の藤水	中新川郡上市町 大岩	湧水	古くから北陸の靈場として知られている大岩の不動。岩を回り出る藤水は、眼病に靈験有りと人々に信じられてきました。

No.	名 称	所 在 地	区分	説 明
22	かみいちがわえんがんえんとう 上市 川 沿岸 円筒 ぶんすいじょうえんとうぶんすいそう 分 水 場 円筒 分 水 槽	中新川郡上市町 釈泉寺	農業 用 水	上市川の沿岸域の水争いを解決するため整備されました。地元では、先人の技術と熱意を後世に伝えるため、保存に努めています。
23	はやつきがわ 早月 川 の 清 流	中新川郡上市町、 滑川市、魚津市	河 川	北アルプスの剣岳に源を持ち、全国屈指の急流河川となつて、富山湾に注いでいます。その河口の海は、ホタルイカ漁でにぎわうところです。
24	たてやまたまどの 立山 玉殿 の湧水 ■ 5	中新川郡立山町 室堂	湧 水	立山黒部アルペンルートの立山トンネルの開通により噴出した湧水。2~5 ℃と非常に冷たく、水量も豊富です。
25	くろべこ 黒部湖	富山市、中新川郡 立山町	湖 沼	日本一の高さを誇るアーチ式ダムによる人造湖。エメラルドグリーンの湖水に周囲の雄大な山々を映します。
26	みくりが池	中新川郡立山町 室堂	湖 沼	標高2,400m、立山黒部アルペンルートにある、神秘的な湖。青々とした水面に映える立山の雄姿は美しい。
27	じょうがんじがわ 常願寺川の清流	富山市、中新川郡 立山町	河 川	長さ56km、万年雪を頂く立山・薬師岳に源を発し、富山湾に注ぐ、我が国屈指の急流河川です。
28	しうみよだき 称 名 滝	中新川郡立山町 芦嶺寺ブナ坂	滝	日本一の落差350mを誇る大滝。4段になって落ちるその豪快さは、訪れる人を驚嘆させます。
29	いわむろ 岩室の滝	中新川郡立山町 虫谷	滝	落差24m、白布を垂らしたような滝。谷川が岩石の軟弱部を浸食、後退してきたもので、地質学上貴重です。
30	まつかわ 松川	富山市	河 川	富山市の中心部を流れます。ニシキゴイが群泳し、桜並木と彫刻が川べりを彩る市民の憩の川となっています。
31	いしくまち えんめいじぞう ▲ 2 石倉町の延命地蔵の水	富山市石倉町	井 戸	いたち川の川べりにある延命地蔵の御手洗い水。万病に効く靈水ともいわれています。
32	なかのてら れいすい 中ノ寺の靈水	富山市上滝	湧 水	弘法大師が祭られている祠の下から湧いている水。不老長寿、皮膚病に効く靈水といわれています。
33	ありみねこ 有峰湖	富山市有峰	湖 沼	北アルプスの靈峰薬師岳に連なる山々の清流を集め、満々と水をたたえた湖です。湖面には美しい山々の姿を映します。
34	じょうさいごうちょうようすい 常西合口用水	富山市	農業 用 水	明治時代に、常願寺川左岸に12の用水を合併合口化してできた用水です。富山市の水道水源となっています。
35	とのさましようず 殿様清水	富山市春日	湧 水	昔、殿様が好んでこの湧水を飲んだことからこの名が付いたといわれます。今も茶人などに愛用されています。
36	やきやま 八木山の滝	富山市八木山	湧 水	八木山の不動尊の祠から湧く水は、昔けものが傷をいやしたといわれ、現在は滝となり、絶えることなく落ちています。
37	じんづきょう 神通峡	富山市	河 川	飛騨盆地から富山平野に抜ける風光明びな渓谷。県下屈指の景勝地で、県定公園となっています。
38	かつら しみず 桂 の 清 水	富山市八尾町 大玉生	湧 水	大玉生八幡社横にある樹齢千年といわれる桂の大木。その根元から湧き出す清冽な水で、人々の生活水として守られてきました。
39	かじすい 加持水	富山市婦中町 千里	湧 水	常楽寺観音堂地内の湧水。聖観音が山田村から常楽寺へ遷された時に湧き出てきたものと伝えられています。珍しい「ヒカリモ」があります。
40	かざんじ れいすい 花山寺の靈水	富山市山田若土	湧 水	谷川沿いの岩間から湧き出る水。花山寺では水かけ地蔵を建立し、靈水として利用しています。
41	あさひ たき 朝日の滝	富山市婦中町 安田	湧 水	この滝は、靈験があり不治の病も治すといわれ、親しまれてきました。江戸時代中期～後期には、全国から大勢の参拝者が訪れ、参道には、茶店や旅籠も立ち並んでいたといいます。
42	やくしょうじいけ 薬勝寺池	射水市中太閤山	湖 沼	かんがい用のため池として、約500年前に作られたと伝えられています。現在は薬勝寺池公園として、地域住民の憩の場となっています。
43	たんじょうじ たんじょうすい 誕生寺の誕生水	射水市島	井 戸	約600年前、法華宗の開祖日隆聖人が誕生の折に湧出した清泉。聖人の産湯とされたことから「誕生水」と名付けられました。
44	ゆみ しようず 弓の清水 ▲ 3	高岡市中田常国	湧 水	木曾義仲が、平家との戦いのとき、部下の進言により弓矢を射ったところ湧き出た清水と伝えられています。
45	きゅうろっか ようすい 旧 六ヶ 用 水	高岡市滝	農業 用 水	地元住民と小・中学校児童の保存活動により、毎年ホタルが飛び交うようになり、観察会には多くの参加者があります。付近一帯は、県の天然記念物（ゲンジボタル等の生息地）に指定されています。

No.	名 称	所 在 地	区分	説 明
46	けたじんじや せいせん 氣多神社の清泉	高岡市伏木一宮	湧水	大伴家持が住んだ万葉の里。杉木立に囲まれた岩壁から清泉が出ています。
47	かげな 影無し井戸	高岡市末広町	井戸	高岡市の中心部にあり、約 230 年前、親孝行な六兵衛が掘ったと伝えられています。市民により大切に保存されています。
48	たかおかこじょうこうえん すいごう 高岡古城公園の水濠	高岡市古城	その 他	前田利長の築いた城で設計者は高山右近と伝えられています。約 67,000m ² の水濠は満々と水をたたえ、四季を通じて美しい景観を映しています。
49	やべ ようりち 矢部の養鯉池	高岡市福岡町 矢部	その 他	庄川の伏流水が湧く矢部地内では、豊富な地下水を利用して、観賞用や食用の鯉が盛んに養殖されています。
50	じょうにちじ 上日寺の かんのんぼさつれいすい 觀音菩薩靈水	氷見市朝日本町	湧水	古くより、無病長寿に効く靈水といわれ、飲用されてきました。傍には、国指定天然記念物の大イチョウがそびえ立っています。
51	はとしみず 鳩清水	小矢部市埴生	湧水	埴生護国八幡宮の境内にあり御手洗水などに利用されています。年中枯れることなく、参拝者に潤いを与えていています。
52	みやじまきょう 宮島峡	小矢部市宮島	河川	小矢部川の支流、子撫川の清流に沿った谷間。小さなナイアガラといわれる「一の滝」をはじめ、多くの滝や淵からなっています。
53	おおしょうず 大清水	小矢部市白谷	湧水	底から清水が白砂を上げて湧き出しています。池には、市の天然記念物に指定されているアシツキが自生しています。
54	うりわりしようず 瓜裂清水	■ 6 砺波市庄川町 金屋	湧水	綽如上人の馬のひづめが陥没してできたという故事があります。瓜を冷したところ、冷たくて自然に裂けたことから命名されました。
55	またべえしみず 又兵衛清水	砺波市増山	湧水	増山城築城の折、家臣の山名又兵衛が発見したと伝えられます。城跡を訪れるハイカーに親しまれています。
56	なわがいけ 縄ヶ池	南砺市養谷	湖沼	原生林に囲まれ、伝説を秘めた池。四季を通じて清澄な水を満々とたたえ、天然記念物のミズバショウが群生しています。
57	さくらがいけ 桜ヶ池	南砺市立野原	湖沼	池の周囲に桜の木が多いことからこの名が付けられました。春の新緑、秋の紅葉など、水と緑に恵まれた自然を満喫できます。
58	なこえ 中江の靈水	南砺市中江	湧水	「水神様の水」とも呼ばれ、村の祭神「水波廻女神」を祭った社の床下から湧出している神聖な水です。
59	じょうがわきょう 庄川峡	砺波市、南砺市	河川	小牧ダム湖を中心とする周辺一帯は県定公園に指定されています。四季織りなす景観は見事です。
60	まるいけ 丸池	南砺市新屋	湧水	合掌造りで知られる越中五箇山の上平村。浄土真宗を広めた赤尾道宗の信心による湧水の池です。
61	わきたに 脇谷の水	南砺市利賀村 栗当	湧水	脇谷橋の橋詰にあるお地蔵さまの祠から湧き出ています。住民やドライバーに飲用され親しまれています。
62	あかそぶいけ 赤祖父池	南砺市川上中	湖沼	赤祖父川の水をせき止めてできた、かんがい用の貯水池。ヘラブナが放流され釣り大会等により親しまれています。
63	ふどうだき れいすい 不動滝の靈水	▲ 4 南砺市大谷	湧水	岩から清らかな水が噴出しています。古くから、旱魃を救った靈水として大切にされてきました。
64	ひ しようず 妃の清水	南砺市安居	湧水	安居寺の下を流れる御手洗川の川沿い、切り立った岩壁の割れ目から枯れることなく湧き出ています。
65	おやべがわ ながとろ 小矢部川の長瀬	南砺市中河内	河川	小矢部川上流の峡谷。奇岩がそり立ち、岩肌に松、桧が盆栽のように生える光景は水墨画を思わせます。
66	とやまわん しんそうすい 富山湾の深層水	取水地： 滑川市、入善町	その 他	「富山湾の深層水」は、冷たく清浄で、ミネラル分を豊富に含んでいることから、未知の可能性を秘めた新しい地域の資源として、大きな注目を集めています。

(注) ■印は昭和 60 年 3 月に環境庁の「名水百選」に選定されたものである。

■ 1 ~ ■ 3 は全国名水百選「黒部川扇状地湧水群」として選定されたものである。

▲印は平成 20 年 6 月に環境省の「平成の名水百選」に選定されたものである。

▲ 2 は平成の名水百選「いたち川の水辺と清水」として選定されたものである。

13 水質年表

(昭和 33 年～47 年)

年 月	内 容
33. 12	・「公共用水域の水質保全に関する法律」、「工場排水等の規制に関する法律」制定
41. 12	・小矢部川下流の底質から有機水銀検出、県、追跡調査を実施
42. 8	・「公害対策基本法」制定（水質保全の行政上の目標として環境基準を設定することとされた。）
43. 8	・厚生省、水銀による環境汚染防止暫定対策要領を都道府県知事に通達
44. 2	・国、魚津地先海域、小矢部川下流部、岩瀬運河を水質保全法のメチル水銀規制水域に指定
45. 1	・神通川の水銀汚染が表面化、発生源は福寿製薬㈱富山工場と判明
4	・「水質汚濁に係る環境基準について」閣議決定
6	・国、魚津地先海域、小矢部川下流部、岩瀬運河、熊野川下流部を水質保全法のアルキル水銀規制水域に指定
12	・国、小矢部川を水質保全法の指定水域に指定
12	・公害国会（第 64 回臨時国会）開会 (従前の法制では対処し得ないような公害の状況の中で公害関係法令の抜本的整備を図ることを主目的として召集され、公害問題に関する集中的な討議が行われた。)
12	・「水質汚濁防止法」制定（46 年 6 月施行） (水質保全法と工場排水規制法を一元化するとともに、指定水域制を廃止し全公共用水域を対象として排水規制を行うこと、排水基準違反に対しては直罰を導入すること等水質保全対策の強化を図るものとして制定された。)
46. 5	・国、小矢部川に水質汚濁に係る環境基準を設定
7	・富山県水質審議会設置
10	・県、有害物質に係る上乗せ排水基準及び小矢部川水域に係る上乗せ排水基準を設定
12	・県、小矢部川水質常時監視所を設置
12	・「水質汚濁に係る環境基準について」を環境庁告示
47. 4	・県、神通川水域の水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定及び神通川水域に係る上乗せ排水基準設定

(昭和 47 年～50 年)

年 月	内 容
47. 6	・大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部改正 (公害被害について円滑な被害者の救済を図るために、公害に係る事業者の無過失損害賠償責任制度を導入した。)
6	・県、白岩川水域に係る環境基準の水域類型の指定
7	・県、白岩川水域に係る上乗せ排水基準設定
9	・水質汚濁防止法に基づく特定施設の追加（豚房施設、牛房施設、馬房施設）
10	・県、シアソ及びヒ素に係る上乗せ排水基準設定
12	・県、小矢部川水域に係る上乗せ排水基準設定
48. 6	・県、富山湾一帯の魚介類の水銀調査開始
6	・厚生省、魚介類に係る水銀の暫定的基準発表
6	・環境庁、9 水域（水俣、八代、有明、徳山、新居浜、水島、氷見、魚津、酒田）を水銀汚染について環境調査を実施する水域として指定
7	・国及び県、富山湾海域産業公害総合事前調査開始
9	・県、庄川水域等に係る環境基準の水域類型の指定
9	・県、カドミウムに係る上乗せ排出基準及び排水基準設定
9	・県、庄川水域等に係る上乗せ排水基準設定
49. 5	・富山市、水質汚濁防止法に基づく政令市に指定
9	・国、総水銀、アルキル水銀の環境基準及び排水基準を追加
11	・水質汚濁防止法に基づく特定施設の追加（旅館業、試験研究施設等）
12	・県、常願寺川水域等に係る環境基準の水域類型の指定
12	・県、常願寺川水域等に係る上乗せ排水基準設定
50. 2	・国、PCB に係る環境基準及び排水基準を追加
5	・水質汚濁防止法に基づく特定施設の追加（水道施設及び中央卸売市場）

(昭和 51 年～59 年)

年 月	内 容
51. 3	・県、早月川水域等及び富山湾海域に係る環境基準の水域類型の指定（小矢部川水域の一部改正を含む。）
3	・県、早月川水域等及び富山湾海域に係る上乗せ排水基準設定（小矢部川水域の一部改正を含む。） (51 年 4 月 1 日施行)
53. 6	・水質汚濁防止法の一部改正（総量規制の導入）(54 年 6 月施行)
54. 5	・水質汚濁防止法に基づく特定施設の追加（病院、一般廃棄物処理施設）
56. 2	・県、小矢部川水質常時監視所（機器）更新
11	・水質汚濁防止法に基づく特定施設の追加（冷凍調理食品製造業等 8 業種 11 施設）
57. 1	・県、松川に係る環境基準の水域類型の指定
3	・「水質汚濁に係る環境基準について」の一部改正（測定方法の変更）告示
6	・水質汚濁防止法に基づく特定施設の追加（地方卸売市場）
12	・国、湖沼の窒素及び磷にかかる環境基準の設定
58. 10	・海洋汚染防止条約（MARPOL 条約）が発効
59. 1	・厚生省、水道水中に含まれるトリクロロエチレン等 3 物質について、暫定水質基準を設定
7	・湖沼水質保全特別措置法制定
8	・国、環境影響評価実施要綱を閣議決定
8	・国、トリクロロエチレン等の排出について暫定指導指針を設定 (化学物質による広範な地下水汚染が顕在化してきたため、当面の措置としてトリクロロエチレン等 3 物質を取り扱う工場・事業場に対し、これらの物質の地下浸透の防止及び公共用水域への排出の抑制について指導することとした。)
10	・厚生省、ダイオキシン、水銀、トリクロロエチレン等調査研究委員会を設置
10	・県、水質環境管理計画策定研究会を設置し、同計画の策定について検討開始（61 年 3 月報告）
11	・松川への浄化用水取水施設完成
12	・「湖沼水質基本方針」閣議決定（今後の湖沼水質保全施策の基本的方向等を示した。）

(昭和 60 年～62 年)

年 月	内 容
60. 3	・環境庁の「名水百選」(最終)に、本県の「穴の谷の靈水」、「黒部川扇状地湧水群」、「瓜裂の清水」、「立山玉殿の湧水」を選定
4	・厚生省の「おいしい水研究会」がおいしい水道水の水質要件を公表
5	・湖沼の窒素、燐に係る排水基準を設定 (湖沼の富栄養化を防止するため、燐については 1,022 湖沼、窒素についてはそのうち 45 湖沼について排水規制を実施した。)
5	・国、黒部湖、有峰湖等の県内 10 湖沼について燐の排水基準適用を告示
7	・都道府県水質審議会が都道府県公害対策審議会に統合される (61 年 1 月施行)
12	・「湖沼水質保全特別措置法」に基づく指定湖沼及び指定地域の指定を閣議決定
61. 1	・水質汚濁防止法の一部改正により富山県水質審議会を富山県公害対策審議会に併合
2	・県、「とやまの名水」として 55 件を選定
4	・県、「とやまの名水」マップ発行
4	・県、「富山県「とやまの名水」環境整備事業費補助金交付要綱」を制定、各市町村に通知 (61 年 4 月)
6	・県、「水の王国とやま」出版
7	・知事、公害対策審議会に「水質環境管理計画」を諮問
9	・国、中央薬事審議会、シロアリ駆除剤クロルデン等の使用全面禁止を答申
9	・国、クロルデン及びヘプタクロルを化学物質審査規正法の特定物質に指定
62. 1	・国、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等有機塩素系溶剤 6 物質を化学物質審査規正法により特定化学物質に指定
2	・県公害対策審議会、「水質環境管理計画」を知事に答申
2	・知事、県公害対策審議会に「神通川流域農用地土壤汚染対策地域の指定の一部解除」を諮問 (同日、答申)
2	・県、「水質環境管理計画 (クリーンウォーター計画)」を策定
2	・県、水質環境管理計画を推進するため、関係団体等からなる協議会を設置

(昭和 62 年～平成元年)

年 月	内 容
62. 5	・国、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを化学物質審査規正法の指定化学物質に指定
12	・県自然保護協会（黒部川汚濁調査委員会）、黒部川の汚濁の原因調査結果について報告
63. 3	・小矢部川流域下水道二上浄化センター一部共用開始
3	・県、「富山県合併処理浄化槽設置推進事業実施要綱」を制定、各市町村に通知 (63年4月1日より適用)
7	・知事、「有峰湖及び板津川下流水域に係る環境基準の水質類型及び排水基準について」を公害対策審議会に諮問（63年12月15日答申）
8	・水質汚濁防止法に基づく特定施設の追加（弁当製造業等4業種5特定施設） (63年10月1日施行)
9	・環境庁、「底質調査方法」を改定、全窒素、全りんの調査方法追加・改正
10	・環境庁、「生活雑排水対策推進指導指針」を発表
11	・環境庁、中央公害対策審議会に「地下水保全対策のあり方と事故の措置について」諮問（元年2月15日答申）
11	・県、「生活排水を考えるシンポジウム」を、新湊市で開催
元. 1	・県、ゴルフ場の農薬使用状況調査及び水質調査結果を公表
2	・環境庁、中央公害対策審議会に「水質汚濁に関する環境基準等の項目追加等について」諮問 (元年2月18日答申)
3	・県、有峰ダム貯水池（有峰湖）水域及び板津川下流水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定及び改正
3	・県、有峰ダム貯水池（有峰湖）水域に係る上乗せ排水基準設定
3	・国、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び四塩化炭素を化学物質審査規制法の第2種特定化学物質に指定
3	・国、水質汚濁防止法施行令の一部改正、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを有害物質に追加
4	・国、排水基準を定める總理府令の一部改正、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの排水基準を設定

(平成元年～2年)

年 月	内 容
元. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・国、四塩化炭素の地下浸透及び排水に係る指導指針を通知
6	<ul style="list-style-type: none"> ・国、水質汚濁防止法を改正し、有害物質の地下浸透を禁止
7	<ul style="list-style-type: none"> ・国、熊野川ダム、上市川第2ダムをりんの規制対象湖沼に追加指定
8	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回全国水環境保全市町村シンポジウム（全国名水シンポ）を黒部市で開催
10	<ul style="list-style-type: none"> ・井波町において、テトラクロロエチレンによる地下水汚染が深刻化
11	<ul style="list-style-type: none"> ・県、土地対策要綱を改正し、50 ha以上の開発行為に環境影響評価を義務付け
2. 2	<ul style="list-style-type: none"> ・県、公害対策審議会に、地下水の水質測定計画の策定にあたっての基本的な考え方について、諮問（2年3月27日答申）
3	<ul style="list-style-type: none"> ・県、「富山県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱」を制定（2年4月1日施行）
3	<ul style="list-style-type: none"> ・中央公害対策審議会、生活排水対策に関する制度のあり方について、答申
3	<ul style="list-style-type: none"> ・県環境保健健康調査協議会、井波町のテトラクロロエチレンによる地下水汚染に係る住民健康調査では、「テトラクロロエチレンの健康影響を疑う根拠となるものは認められなかった」と発表
3	<ul style="list-style-type: none"> ・県、環境保全基金条例を制定
3	<ul style="list-style-type: none"> ・県公害対策審議会、環境影響評価制度の基本的な考え方について、答申
3	<ul style="list-style-type: none"> ・県公害対策審議会、地下水の水質測定について、答申
3	<ul style="list-style-type: none"> ・知事、公害対策審議会に、富山県公害防止条例の改正（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの排水基準の設定等）について、諮問（同日、答申）
5	<ul style="list-style-type: none"> ・国、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針を設定
6	<ul style="list-style-type: none"> ・知事、公害対策審議会に、黒部ダム貯水池（黒部湖）水域に係る環境基準の水域類型及び排水基準について、諮問（2年12月17日答申）
6	<ul style="list-style-type: none"> ・県、富山県環境影響評価要綱を制定（2年10月1日施行）
6	<ul style="list-style-type: none"> ・国、水質汚濁防止法を改正し、生活排水対策を推進するための制度的枠組みを、水質汚濁防止法の体系の中に取り入れる。

(平成 2 年～ 5 年)

年 月	内 容
2. 6	・県、公害防止条例を改正し、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを有害物質に追加するとともに、有害物質の地下浸透を禁止（2年8月10日施行規則改正、10月1日施行）
3. 3	・県、「黒部ダム貯水池（黒部湖）水域に係る上乗せ排水基準」を設定する条例を公布
3	・「黒部ダム貯水池（黒部湖）水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定について」告示
5	・知事、公害対策審議会に「水質環境管理計画の改正」を諮問（4年3月答申）
7	・水質汚濁防止法に基づく特定施設の追加（トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設及び蒸留施設）（3年10月施行）
7	・国、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」を一部改正し、対象農薬を追加
8	・国、土壤の汚染に係る環境基準を設定
4. 3	・八尾町におけるトリクロロエチレンによる地下水汚染を発見
3	・「富山県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱」を一部改正し、排出水中の農薬濃度の指導値を設定（同日施行）
3	・県、「水質環境計画（クリーンウォーター計画）」を策定
5	・県、「地下水指針」を策定
9	・環境庁、中央公害対策審議会に「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目追加等について」及び「海域の窒素及び燐に係る環境基準等の設定について」諮問
12	・国、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」を一部改正し、排水中のフェニトロチオൺ濃度の指針値を改正
5. 2	・県、「富山県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱」を一部改正し、排出水中のフェニトロチオൺ濃度の指導値を改定（同日施行）
3	・国、「水質汚濁に係る環境基準について」を一部改正し、トリクロロエチレン等15物質を水質環境基準健康項目に追加
8	・国、「水質汚濁に係る環境基準について」及び水質汚濁防止法施行令を一部改正し、海域の窒素及び燐に係る環境基準と排水基準を設定

(平成 5 年～8 年)

年 月	内 容
5. 11	・内川浄化用水導入事業着工
11	・環境基本法制定
12	・国、水質汚濁防止法施行令を一部改正し、有害物質としてジクロロメタン等 13 物質を追加（6 年 2 月 1 日施行）
6. 1	・知事、公害対策審議会に「神通川流域農用地土壤汚染対策地域の指定の一部解除（第 3 回）について」及び「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定について」諮問（6 年 3 月 28 日答申）
2	・環境庁、「土壤の汚染に係る環境基準について」を一部改正し、トリクロロエチレン等 15 物質を追加するとともに、鉛、砒素の基準を強化
3	・国、「特定水道利水障害の防止のための水道水源地域の水質の保全に関する特別措置法」制定
4	・国、公共用水域等における農薬の水質評価指針について通知（殺虫剤、殺菌剤及び除草剤の 27 農薬に指針値を設定）
4	・国、農薬取締法施行令の一部改正（シマジンを水質汚濁性農薬に指定、6 年 7 月 1 日施行）
4	・国、「悪臭防止法施行規則」及び「悪臭物質の測定の方法」を改正（メチルメルカプタン等の排出水中における規制基準の設定及び測定方法の追加、7 年 4 月 1 日施行）
7. 8	・知事、環境審議会に「富山県公害防止条例に基づく汚水又は廃液に係る規制基準の設定等について」を諮問（同日答申）
10	・北西太平洋の環境海洋モニタリングに関するワークショップを開催
11	・県、「富山県公害防止条例施行規則」を一部改正（汚水または廃液に係る規制項目の追加等、8 年 1 月 1 日施行）
11	・県、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定等について」を一部改正（酢酸エチル等悪臭 10 物質の追加及び排出水中における悪臭物質の規制基準の設定、8 年 1 月 1 日施行）
12	・県、「富山県環境基本条例」を制定（同日施行）
8. 3	・県、「富山県公害防止条例施行規則」を一部改正（従業員が 10 人以上の工場等に係る事務を富山市長に委任、8 年 4 月 1 日施行）
5	・環境庁、中央環境審議会に「地下水の水質の汚濁に係る環境基準の設定について」を諮問（9 年 3 月 6 日答申）

(平成 8 年～11 年)

年 月	内 容
8. 6	・国、水質汚濁防止法を一部改正（地下水の水質浄化のために必要な措置及び油流出事故時の措置に関する規定の整備、9年4月1日施行）
9. 2	・知事、環境審議会に「水質環境計画（クリーンウォーター計画）の改定について」を諮問（9年7月答申）
3	・県、「工場または事業場の事故に関する措置要綱」を一部改正（大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に基づく事故の範囲が拡大されたため、事故の範囲を拡大し、適用地域から富山市を除外、9年4月1日施行）
9	・県、「水質環境計画（クリーンウォーター計画）」を改定
10. 3	・環境庁、「日本の水浴場 55 選」に本県の島尾・松田江浜（氷見市）を選定
6	・県、「富山湾水質保全研究会」を設置
7	・国、環境ホルモン緊急全国一斉調査を開始
9	・県、「富山県水質環境基準検討会」を設置
11. 2	・国、「水質汚濁に係る環境基準について」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」を一部改正し、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素の3項目を環境基準健康項目に追加
5	・県、「環境ホルモン対策府内連絡会議」を設置
7	・国、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）を公布（12年3月30日施行）
7	・国、「ダイオキシン類対策特別措置法」を公布（12年1月15日施行）
12	・国、水質汚濁防止法に基づく特定施設を追加（ジクロロメタンによる洗浄施設及び蒸留施設、12年3月1日施行）
12	・国、ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準を設定（12年1月15日から適用）
12	・国、ダイオキシン類対策特別措置法施行令により、ダイオキシン類を含む汚水または廃液を排出する特定施設を指定（7号に分類、延べ14施設）
12	・国、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則により、ダイオキシン類の水質排出基準を設定（12年1月15日施行）

(平成 12 年～16 年)

年 月	内 容
12. 6	・県、環境審議会に「境川ダム貯水池（桂湖）に係る環境基準水域類型の指定及び排水基準の設定について」諮問
11	・環境審議会、「境川ダム貯水池（桂湖）に係る環境基準水域類型の指定及び排水基準の設定について」答申
12	・中央環境審議会、「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等について」答申（11 年 2 月 22 日諮問）
12	・中央環境審議会、「土壤の汚染に係る環境基準の項目追加等について」答申（11 年 7 月 14 日諮問）
13. 3	・県、「境川ダム貯水池（桂湖）に係る上乗せ排水基準」を設定
3	・国、「土壤の汚染に係る環境基準についての一部改正について」を告示
3	・県、「境川ダム貯水池（桂湖）に係る環境基準の水域類型」を指定
6	・国、水質汚濁防止法施行令の一部を改正し、有害物質としてほう素等 3 物質を追加するとともに、排水基準を設定（13 年 7 月 1 日施行）
11	・県、環境審議会に「水質環境計画（クリーンウォーター計画）の改定について」諮問
12	・国、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針を一部改正（対象農薬を 10 農薬追加）
14. 3	・環境審議会、「水質環境計画（クリーンウォーター計画）の改定について」答申
3	・県、「水質環境計画（クリーンウォーター計画）」を改定
5	・小矢部川の国条橋等における水質調査で、ダイオキシン類が環境基準を超えて検出
6	・国土交通省、県及び高岡市、小矢部川ダイオキシン類調査の実施
12	・県、小矢部川及び横江宮川で水質環境基準を超過するダイオキシン類が検出された主原因は、小矢部市にある染色整理業の工場であると判断
15. 11	・国、「水質汚濁に係る環境基準について」を一部改正し、水生生物及びその生息又は生育環境を保全する視点から、全亜鉛の基準値を設定
16. 3	・国、水質汚濁に係る環境基準等を見直し、要監視項目 5 項目を追加するとともに、要監視項目 2 項目の指針値を改定

(平成 16 年～20 年)

年 月	内 容
16. 5	・県、海上保安庁（第九管区海上保安本部）と連携し、富山湾沿岸部の流入河川水の拡散状況、栄養塩類の挙動を把握することを目的として、「富山湾共同環境調査」を実施
5	・国、燐含有量についての排水基準に係る湖沼を追加（布施川ダム、白岩川ダム、利賀川ダム）
11	・飛騨市神岡地内の神通川水系流域の事業場から、約 8000ℓ の C 重油が流出する事故発生
17. 9	・県、「富山湾共同環境調査検討会」を設置
9	・県、「とやまの名水検討委員会」を設置
9	・県、「とやまの名水」に「富山湾の深層水」を追加選定
10	・国、水環境部を改組し、「水・大気環境局」を設置
11	・県、「富山県地下水指針」を改定
18. 3	・国、「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について-ExTEND2005-」を公表
4	・県、「とやまの名水」に 10 件追加選定
5	・国、「快水浴場百選」に「島尾海水浴場」及び「宮崎・境海岸」を選定
6	・国、「環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁の常時監視等の処理基準」を改定
8	・県、改訂版「とやまの名水」を発刊
12	・国、「排水基準を定める省令」を一部改正し、亜鉛含有量の一律排水基準を 5 mg/l から 2 mg/l に強化
19. 3	・県、「富山湾共同環境調査検討会」において、富山湾共同環境調査結果を取りまとめ報告
4	・県、「元気とやま創造計画」を策定
7	・国、「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」を一部改正し、水質汚濁防止法におけるほう素、ふつ素及び硝酸性窒素に係る暫定排水基準について一部見直し
20. 3	・環境審議会、「水質環境計画（クリーンウォーター計画）の改定について」答申
3	・県、「水質環境計画（クリーンウォーター計画）」を改定

(平成 20 年～22 年)

年 月	内 容
20. 6	・環境省の「平成の名水百選」に本県の「いたち川の水辺と清水」、「弓の清水」、「行田の沢清水」、「不動滝の靈水」が選定
8	・県、「自噴井戸保全対策検討会」を設置
12	・中央審議会、「今後の土壤汚染対策の在り方について」を答申
21. 4	・国、土壤汚染対策法を一部改正（土壤の汚染の状況の把握のための制度の拡充等、22 年 4 月 1 日施行）
5	・県、第 9 回富岩運河等ダイオキシン類対策検討委員会に富岩運河等におけるダイオキシン類発生源ごとの寄与割合を報告
7	・国、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（海岸漂着物処理推進法）公布・施行
7	・環境審議会、「富岩運河等ダイオキシン類対策小委員会」を設置
9	・富岩運河等ダイオキシン類対策検討委員会、「富岩運河等ダイオキシン類対策工法検討専門部会」を設置
11	・国、水質汚濁にかかる環境基準のうち、公共用水域においては健康項目 1 項目を追加、地下水においては地下水環境基準項目 3 項目を追加・変更するとともに、健康項目等 1 項目の基準値を改定
22. 2	・知事、イタイイタイ病資料館の建設を表明
3	・県、ホームページ「とやま名水ナビ～人がつなげる水環境」開設
3	・環境審議会、「小矢部川水域等に係る環境基準の水域類型の指定の見直しについて」答申
3	・県、「イタイイタイ病資料館整備基本構想」発表
4	・県、小矢部川水域等に係る環境基準の水域類型指定を見直し
5	・国、水質汚濁防止法を一部改正（排出水等の測定結果の改ざん等に対する罰則の創設、事故時の措置の対象の追加、事業者の責務規定の創設、22 年 8 月 10 日一部施行、23 年 4 月 1 日施行）
6	・国、「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」を一部改正し、水質汚濁防止法におけるほう素、ふつ素及び硝酸性窒素に係る暫定排水基準について一部見直し
6	・国、土壤の汚染に係る環境基準を一部改正し、カドミウムに係る環境上の条件について改定するとともに、カドミウムに係る農用地土壤汚染対策地域の指定要件を改正

(平成 22 年～25 年)

年 月	内 容
22 7	・県、「富山県水質汚濁事故対策連絡会議」設置
7	・国、久婦須川ダム貯水池を燐の規制対象湖沼に追加指定
9	・国、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁防止にかかる暫定指導指針」を一部改正し、29 農薬について指針値を新たに設定、18 農薬について指針値を変更、2 農薬について指針値を削除
23 3	・環境審議会、「庄川水域等に係る環境基準の水域類型の指定の見直しについて」答申
3	・富岩運河等ダイオキシン類対策検討委員会、中島閘門上流区間における対策工法として覆砂が妥当と結論
4	・県、木流川水域等に係る環境基準の水域類型指定を見直し
6	・国、水質汚濁防止法を一部改正（届出対象施設の追加、有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準順守義務、定期点検の義務の創設、24 年 6 月 1 日施行）
10	・国、「水質汚濁に係る環境基準について」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」を一部改正し、カドミウムの基準値を 0.01mg/L から 0.003mg/L に強化
10	・国、「排水基準を定める省令」を一部改正し、1,1-ジクロロエチレンの排水基準を 0.2mg/L から 1mg/L に変更、水質汚濁防止法施行規則を一部改正し、地下水の浄化措置命令に関する 1,1-ジクロロエチレンの浄化基準を 0.02mg/L から 0.1mg/L に変更
10	・国、「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」を一部改正し、水質汚濁防止法における亜鉛含有量に係る暫定排水基準について一部見直し
24 3	・環境審議会、「富山県環境基本計画の見直しについて」答申
5	・国、「水質汚濁防止法施行令」を一部改正し、有害物質としてトランヌ-1,2-ジクロロエチレン等 3 物質を追加するとともに、1,4-ジオキサンの排水基準を設定。また、指定物質として 6 物質を追加。さらに特定施設として 2 つの施設を追加（24 年 5 月 25 日施行）
8	・国、「水質汚濁に係る環境基準について」を一部改正し、水生生物及びその生息又は生育環境を保全する観点から、ノニルフェノールの基準値を設定
10	・国、「水質汚濁防止法施行令」を一部改正し、指定物質としてヘキサメチレンテトラミンを追加（24 年 10 月 1 日施行）
25 3	・国、「水質汚濁に係る環境基準について」を一部改正し、水生生物及びその生息又は生育環境を保全する観点から、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)の基準値を設定。また、4-t-オクチルフェノール等 3 物質を要監視項目に追加

(平成 25 年～27 年)

年 月	内 容
25 3	・環境審議会、「小矢部川水域等における水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について」答申
4	・県、小矢部川水域等における水生生物の保全に係る水質環境基準（全亜鉛）の水域類型を指定
6	・国、「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」を一部改正し、水質汚濁防止法におけるほう素、ふつ素及び硝酸性窒素に係る暫定排水基準について一部見直し
6	・国、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁防止にかかる暫定指導指針」を一部改正し、農薬取締法に基づく水質汚濁に係る農薬登録保留基準が定められている農薬について指針値を新たに設定
6	・国、水質汚濁防止法を一部改正（環境大臣が行う放射性物質に係る常時監視の創設、25 年 12 月 20 日施行）
7	・県、「とやま川の見守り隊」隊員の募集を開始
11	・環境審議会、「富岩運河底質対策に係る費用負担計画等について」答申
12	・県、「公害防止事業に係る費用負担計画の決定について」を告示
26 3	・環境審議会、「神通川水域等における水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について」答申
4	・県、神通川水域等における水生生物の保全に係る水質環境基準（全亜鉛）の水域類型を指定
7	・県、富岩運河中島閘門上流部の底質対策事業に着手（運河内の作業は 26 年 12 月着手）
11	・国、「排水基準を定める省令」を一部改正し、水質汚濁防止法におけるカドミウムに係る排水基準を 0.1mg/L から 0.03mg/L に強化（26 年 12 月 1 日施行）
11	・国、「水質汚濁に係る環境基準について」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」を一部改正し、トリクロロエチレンの基準値を 0.03mg/L から 0.01mg/L に強化
12	・県、カドミウムに係る上乗せ排水基準を一部改正
27 3	・環境審議会、「富山県水質環境計画（クリーンウォーター計画）の改定について」答申
3	・県、「水質環境計画（クリーンウォーター計画）」を改定
9	・国、「排水基準を定める省令」を一部改正し、水質汚濁防止法におけるトリクロロエチレンに係る排水基準を 0.3mg/L から 0.1mg/L に強化（27 年 10 月 21 日施行）

(平成 28 年～)

年 月	内 容
28 3	・国、水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の項目（底層溶存酸素量）の追加について告示
6	・国、「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」を一部改正し、水質汚濁防止法におけるほう素、ふつ素及びアンモニア性窒素・硝酸性窒素に係る暫定排水基準について一部見直し
11	・国、「排水基準を定める省令等の一部を改正する省令」及び「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令」を一部改正し、水質汚濁防止法におけるカドミウム及び亜鉛含有量に係る暫定排水基準について一部見直し
29 3	・県、カドミウムに係る上乗せ排水基準に係る附則を改正
3	・国、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」を制定（ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針を廃止）
6	・国、「水質汚濁防止法施行令」を一部改正し、水質汚濁防止法施行令別表第一の 25 号に掲げる水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する塩水精製施設及び電解施設を特定施設から削除
11	・国、カドミウム及びその化合物の暫定排水基準を見直し（3 業種に係る暫定排水基準を一般排水基準に移行）
30 4	・県、「富山県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱」を一部改正し、国の新指針に基づく指針値を遵守する旨の規定に改正
5	・国、1, 4-ジオキサンに係る暫定排水基準について一部見直し
7	・第 32 回全国水環境保全市町村連絡協議会全国大会（名水シンポジウム）を黒部市で開催



〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 富山県生活環境文化部環境保全課

TEL 076-444-3146 FAX 076-444-3481

HP : http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1706/index.html

平成30年12月発行